

る異性の一人と共に、常により華美な、より居心地のよい大廣間に静かに座を占めながら、活きた畫面の展開を享樂すべく、克く數千の、否數萬の人々を惹き附けた所以を説明するものである。そしてこの凡ては、萬事手つ取り早いことを第一とし、且つ生活に對して一つの主動的態度を取ることよりも、寧ろ受動的に時流のまにまに生活して行かふとする傾向を存する一つの時代に、まさしくふさはしき現象ではないか？

人間精神の凡ての才能は濫用され得る。そこには恐らく濫用されない如何なる才能をも存せない。そして専ら人間文化の向上に資する目的に於て爲されたるこの技術的發明が正しく利用されずして、漸時その進路を逸脱して怖るべき濫用に陥つたのを見るのは、敢て怪しむべきことではない。この驚異すべき發明の利用によりて、一つの知力的及び道德的向上に資する努力を試みるよりも、寧ろ賤劣なる人間の欲情に應ずべくこれを利用することか、より容易であるのか事實である。發明家たちの手から企業家及び興行者たちの手に移されたる活動寫眞の通俗化は、彼等の目差す最高の目的か収益に存したことを、そしてこれ等に要求されたるものか如何にして群集を引き附けるかに存したことを原因としたのである。更らにまたこれ等の事實に附加されねばならないことは、この領域に於ける異常なる競争である。この激烈なる競争は、技術か凡ての困難を超克して、觀衆の興味を喚ひ起し得る凡てのものを産出し得たに従ひて、勢ひ企業家たちをして、漸時、様々の生々しき色彩と、刺激的、挑發的表現とを求め、また努めて超感覺的結構

に趨るべく餘儀なくするに至つた。フィルム墮落は實に、かくのごとくして説明されるのである。

かようにして、このフィルム墮落の犠牲になつたものか、年少者、就中、成熟期に在る少年たちであつたことは明白である。道德的生活が弊化し、且つ小供から一人前の人間になるこの過渡期間中、精神は、その善惡如何を問はず、凡ての印象に最も敏感なのである。そこに生活の進路か選はれ、感性を刺激する凡てのものに、また諸々の秘密を開披する凡てのものに専ら興味を有たされるのは、即ちこの時代なのである。暴力、非常識なる冒険は、彼等自から所謂『突破期』に在るこれ等少年の精神に一つの反響を見出さざるを得ない。また性的事實も彼等に對して等しくこれに劣らざる魅力を有するものである。活動寫眞はこれ等の心理を過度に利用した。蓋し活動寫眞企業の目的は單にその經費を補填するのみに止まらないで、また一つの収益を、而かも一大収益を獲得すること、存する。そして贅澤なる活動寫眞館を經營するかためには、比較的大きな収益を擧げねばならないのは固より當然である。かようにして、純商業的見地から、活動寫眞興行者たちか、彼等に見物人を、言ひ換へれば年少觀客を供給する環境の希望と要求とを目當てに投機を試みたものであらうことは、極めて自然なのである。

しかしながら、事態は繪入新聞に於てもまた全く同一であることを認めねばならない。そしてそれは専ら頽廢的及び猥褻的性質のものをのみ狙つて居る低級繪入新聞にのみ止まるものではなく、また不幸にして、恐らく一般によりよきものか期待されたてあらう週刊畫報の類に於ても事態は等しく同一であつて、

これ等週間畫報もまた、明らかに競争の結果、多くの狂暴な、また刺激的な物語類を提供して居のてるある。淫靡なる繪葉書及び小説に於ては、活動寫真に於けるほどの重大なる事態は認められない。そしてこれ等のものはまた恐らく活動寫真に於けるほど爾かく廣大なる領域を有つて居ない。しかしながらこれを質的に見るときは、讀物及び繪畫によりて與へられる道德的感染の危険はフィルムとの與へるそれと等しくまた極めて重大である我々は確信するのである。

我々はここに從來映寫されたる、そして今日尙ほ映寫されて居る凡てのものに就きて詳細なる記述を試みる必要はないと考へるか、しかし兎も角もこの種の刊行物は凡ての國を通して極めて顯著なる數に達して居るのである。オーストリアの著述家コントラット氏 (Contralt) は、警察の訴追を受けたる二五〇のフィルムの中、九七か殺人、四五か自殺、五一か姦通、一九か誘惑、二二か誘拐、一七六か竊盜であつたことを報して居る。即ちそこに特徴附けられたるものは、性的事實と犯罪とである。

我々はフィルムの製作者たちと興行者たちとが最早道德と不道德とを區別することを知らないものであるかの印象を有たされる。我々は、このほど、或る新聞に於て、或る新しいフィルムの紹介——明らかに興行者の側から出たものに違いない——を見出した。そしてそこには次きのごとく記されて居た。曰く、『行爲は別に善くもなければ、悪くもない。それは要するに刑事裁判官が毎日取扱つて居る犯罪生活の一場合である』と。即ちその記述するところによれば、物語は、一つの平和な生活を營むて居た一人の男

か、或る日勝負事に出かけて行つたことから初まるのであつて、彼れは或るいかかかしい酒場に行つて賭博を試み、そしてツイ或る人殺しに巻き込まれたのであるか、或る小供の介入のお蔭で、辛ふして人殺しの訴追を逃れたものである。そして筆者は續いて記述する、『この凡ては、フィルムに通有なお約束の紋切形に於てはなしに、日常生活の凡ての可能的にびたりと合つた一つの敬服すべき論理を以て脚色されて居る』と、加之、更らに言ふ、『酒場に於ける男女愛慾葛藤の恐ろしさは、別に誇張もされず、また緩和もされず、宛らに描かれて居る。賭博の場面は二十分間續く、それ故に、……その光景を自然的たらしめ、且つ成る程と頷かせるに足るために』我々は、これ等の立派な文句の筆者に敢てその善意を疑ふことはすまい。しかしながら、『善くもなければ、悪くもない』と書き出しの下にかくのごとき卑猥事の羅列を見るのは、呆れ果てたことではないか？ かようにして、そこに時折一つの猥褻的若しくは背俗的なフィルムが上映されるといふことは、最早別に或る重大事を意味するものではなく、單にこの種の、『善くもなければ悪くもない』と呼ばれる事實にすぎないのである！。しかしながら、『凡てか一つの敬服すべき論理を以て脚色されて居る』のは、まさしく最も不安なる一事實である、我々には考へられる。

良俗に對する一つの脅威かかくのごとき擴かりとかくのごとき強さを取つたとき、この害悪を出來得るかきり回避するために、そこに凡ての方面から防衛の武器が取られたのは、毫も驚くべきことではない。この領域に於ても、我々はまた等しく我々の時代を特徴附ける一事實を認める。即ちそれは活動寫真

の道徳的危険に對抗する運動の急速なる擴かりてある。そしてそれは先づ地方的に民間有識者たちによりて初められて、やがては地方的取締規則に於て、最後には法律上の處分に於て組織化されたものであり、而かもまたそれは間もなく國際會議の一議題となつたものである。

一九二一年ブルユッセル開會の第二回國際少年保護會議に於て、次きの議題に關する討議か四個の報告によりて準備された。曰く、『活動寫眞の危険に對して少年を保護するために取るべき處分如何』——この議題は極めて熱心に討議されたる後、次きの結論か與へられた。——『國際少年保護局は、その設置後、背徳的活動寫眞の危険から少年及び青年を保護する目的に於ける一つの國際協約の實現を要求することか望まじきこととされる』。

一九二三年七月にジュネーブに於て開會せられたる國際少年保護委員會の第二回通常會議の日程中には、次きの議題か型成された。——『背徳的活動寫眞の危険を豫防する目的に於ける一つの國際協約を成立せしめ得べき方法如何』。しかしながら、この委員會に列席せる國際聯盟の一委員は、一箇月の後にジュネーブに於て開催される筈になつて居た 猥褻なる刊行物の傳播及び取引の鎮壓を目的とする國際會議に於て同一の問題か取扱はれるてあらうことを注意した。そして事實その通りであつた。即ち國際聯盟後援の下に、一九二三年八月三十一日から九月十二日に至るまで開催せられたるこの會議に於て、實際、この問題か討議されたのである。

我々は敢てそこに取扱はれたる諸問題に觸れることは避けるてあらう。しかしながら、ただ、この問題かまさしく少年の幸福を欲する凡ての人々の關心事であることを、そして諸國に於て、若しくはその諸都市に於て既に獲得されたる成果かそこに利用され得べき一つの一般的處分の協定に達すべく今や時機か熟して居るかに見えることを證明せむかために、我々はここにこの事實を記載する必要かあると信ずるのである。

ロンドンに我々を召集したるこの會議は、そこに解決すべき問題に關して、我々か前に指摘したるブルユッセル及びジュネーブの兩會議とは異りたる一つの觀點に置かれて居るかに考へられる。前者に於ける問題の構成は一般的であつて、結局、それは次きの設問に歸するものであらう。曰く、『如何にして我々の少年を活動寫眞の危険から保護すべきか』——、従つてそこには何等か活動寫眞に代り得べきものを存せないかの問題のとき、廣く活動寫眞興行の匡正に關する諸問題が、一つの大なる重要性を有つて居るのである。然るに、後者に在りては、これに反して、そこに眼目とされて居るものは、寧ろ立法の問題なのである。

ここに於て、我々の検討すべき第一の問題は、『そこには刑罰制裁を以て強制されたる法律上の處分を制定する必要を存するか』の點であらう。我々かこれに對して一つの積極的解答を與へ得るかためには、事態か重大であつて、而かも極めて遍在的たることを必要とするのは固より言ふまでもないであらう。

然るに、活動寫真映畫は全世界に分布されて居る、この點に於ては毫も異論の余地を存せない。活動寫真に投せられたる資本、活動寫真館の數及びその包容する莫大なる觀客席は、即ちその證據である。我々はこの點に就き、敢てより以上を語る必要を認めない、何國からの參會者にもせよ、苟くも具眼の人であつて、この事態の普遍性を承認しないものはないであらう。

また活動寫真の最大顧客か何人であるかの問題に就きても、等しく世論は一致して居るであらうと、我々は信ずる。第一回の映寫の終りと第二回の初まりとを待つ若い人たちの群れを見るためには、我々はたゞ日曜日の夕刻、何れか一つの活動寫真館の入口を一瞥するだけで充分である。男女二人連れのもの、組を爲した若人たち、單獨のファン連——そしてその中には單獨にて引き續き一館から他館を見物し歩く活動狂か可なりに多數なのである。我々是我々の職務か我々に遭遇せしめた年少者たちの中に、次きのような一人の少年を見出した——即ち彼れは彼れか拙い行ひをした度毎に、彼れの自叙傳（叙述も精細であり、また文章も達者であつて、可なり立派な）の中に、必ず次きの文字を繰り返して居た、「暫らくの間は凡てかきちむと行つて居た。しかし私は活動見物に行つた、そして定まつたように私はますます墮落した」と。結局、我々か彼れを或る矯正院に送附することにしたとき、彼れは誌した、私は或る活動寫真館の在る街を今後決して通らない積りである。即ち夢中に想像の影を追ひ行く彼れの精神に對してこれ等の活動館の有つた引力を彼れは充分に意識して居たのである。可なり長き期間の後に、彼れは再び家庭に復歸した。

しかし、凡てか甘く行つたのは單に數週間の間だけであつて、やがて彼れの古い欲望は再び彼れを捉へた。そして僅か一日の間に（午後から夜まで）彼れは三個の活動寫真館を巡覽して（使ひ走りを爲し又は彼れの父の店で働いて得たる金を以て）、その夜遂に歸宅しなかつた。かようにして、彼れは再び『拙い生活』を繰り返すことになつたのである。

ここに於て、我々は、更らに、『事態は重大なるか』の第二の設問に逢着する。そして我々かここに謂ふところの『重大』の意味は單に道德的見地に於てのみならず、また犯罪の見地に於てである。何故なれば、この國際會議か我々に課したる議題の説明に従へば、國際會議か我々の検討を希望する本質的諸點の一つは、『活動寫真は如何なる點に於て犯罪を助成するか』に存するからである。そしてこの問題は更らに二つに分たれる、即ちそれは第一に、『活動寫真を見物し得むかために犯されたる犯罪を存するか』の問題であり、第二には、『觀覽したる活動寫真の影響の下に犯されたる犯罪を存するか』の問題である。

少年たちの間に、活動寫真を見物したいかために金銭を竊取し若しくは詐取する實例を存することに、固より疑ひを存せない。しかしながら、我々自身の經驗によれば、巻煙草若しくは菓子を買ふ金を得むかために、また正確に同一種類の罪か犯されて居るのである。加之、我々はまた、乗合自動車運轉網の著大なる發展の結果として、單獨にか若しくは友人と共に、乗合自動車で散歩する金を得るために、或ひは金銭を竊取し、或ひは自動計算機を被壞したる實例に一再ならず遭遇して居るのである。少年たちか或

る不正直なる方法によりて得たる金銭の多くを活動寫眞の觀覽に費消して居るのは確かである。しかしながら、この種の金銭かまたフットボール競技の觀覽券を得るかために費されて居ることも、同様に確實である。それ故に、活動寫眞に對する處分は、フットボールの競技、乗合自動車の運轉、菓子舖の營業に對して立法的處分か取られるのと同様に、決してこれ等の理由によりて正認されるものではないであらうと、我々は確信する。

我々の觀るところによれば、更らにより重要なものは第二の問題、即ちそこには活動寫眞の影響の下に犯されたる犯罪を存するかの特點である。議題の説明中には、この點に關する統計的所與が求められて居る。我々はこの要求に應ずるために最善の努力を試みたが、しかし我々はかくのごとく資料を見出すことには成功しなかつた。

文献に於てこの點は廣く論議されたが、しかし一致の結論は見出されなかつた。一九一七年のイギリスの報告に於て、委員の諮詢を受けたる諸官憲の意見は著しく分れて居た。即ち、活動寫眞と少年犯罪との間には如何なる關係をも存せないと主張するもの、またこれと正反對に、一つの密接なる關係を存するもの、更らにまたその關係を不確實と認めるものの三種に分れて居たのである。何れにしても先づ第一に、犯罪に誘導したる諸要素を分析することか常に困難であることを我々は承認しなければならぬ。犯人自身の單なる供述のときは、必ずしも彼れの犯罪の動機を正確に説明するものではない。兎も角も或

る確かさを以て事態の真相を掴み得るかためには、所犯事實と犯人とを徹底的に認識することか常に必要なる條件である。

シャルル・コラール氏は『活動寫眞と少年犯罪』(Charles Collard, *La Cinématographie et la criminalité juvénile*)と題する彼れの興味ある小著に於て、兩者の間に存する關係に疑問を挾むの餘地なきものと認められたる諸國に於ける一列の實例を列擧して居る。恐らくは何人よりもこの問題を深く研究したる、この領域に於けるドイツの専門家ヘルウィヒ博士(Hellwig)は、この關係を證明する可能性に對して極めて懐疑的である。我々は、我々の實際取扱ひたる事件の中に、活動寫眞が確かに一つの主導的要素であつたと考へられたる一つの顯著なる場合を有つた。即ち事件は、或る地方の小さな町で或る活動寫眞を見物した村落の十四歳の一少年に關するものである。そして彼れの觀覽したる映畫は、盗み取る目的のために自ら囁下したる一ダイヤモンドのためにその腹部を切開されようとした一黑人に關する物語であつた。固よりその映寫に於ては、この切開手術の場面は切り取られてあつたか、しかしそれか彼れの想像に影響を與へたことは明白であつた。同し晩に、彼れは往來て二十四歳の一女教師に出會つた。この女教師は偶々郵便を出しに行つてたものであり、そして彼れの全く識らない人であつた。彼れは突然小刀を以てこの女教師を挾つた。挾くられたこの若い婦人は殆どその場で即死して了つた。今では正直な一鍛冶工であるこの少年は、如何にして、また何故にかような怖ろしい罪を犯したかを、どう考へても説明することか出來な

かつた。しかしながら、この場合、そこには少年犯罪に對する映畫の直接なる一影響が充分に推定され得るであらうことを、我々は確信するものである。印度の一官吏はその地の或る裁判所によりて審理せられたる自動車事故の一場合を我々に語つた。それによれば、出發前に取り外されてあつた一本の螺旋針が途中一事故を惹起すに至つたものであり、そしてその犯人であつた土人はこの奸策をチャヴァ島に於て映寫されたる或るアメリカのフィルムによりて學びたものであつた。印度と言へば、我々は、實際、凡ての我が殖民地に向つて我々かここに取扱ひつつある問題の有つ重要性に對して特別の注意を拂ふ必要があるのである、何故なれば、これ等殖民地の住民はしはは我が本國の青少年たちと同一程度の教化状態にしかないからである。白人の間に於ける背徳、卑猥、惡徳——これ等を表現するフィルムが如何に宿命的なる影響を彼等の半開的精神に與へるであらうかは、蓋し想像するに難くない。我々は、我々の實際から、更に他の一例を引用し得るであらう。この場合、フィルムの影響は殺人ではなく自殺を招來した。即ち事實はかうである——十三歳の一少年が活動寫真に於て或る少女の生活に關する物語を見た。そしてこの少女は或る家事上の諍ひの後に、父母の許から家出をして自殺する考へて投身したのであるか、偶々或る通りすかりの人によりて助けられることになり、そして後には一人の漂泊ひの歌ひ女として映畫の中に現はれることになつたものである。父の禁止を無視して活動見物に行つた件の少年は歸宅後、その父からひどい小言を喰つた、彼れは家出をした。そして數週間の後にその死體の引上げられた港と彼れの住家との間に、印

に役立つ靴の片方が残されて在つた。しかし、彼れの場合には、水中からこの少年を引上げて呉れる救助者になつたので、彼れは無残にも溺死を遂げたのである。

單に我々は少年に對する映畫の影響を追求し得たのみならず、我々はまた等しく、重大なる銀行に於ける一傷害事件——重傷を負ひたる二人の行員が辛ふして救助せられたる——を回想する。傷害は犯人が活動寫真に於て見たかままの方法に於て犯されたのである。この襲撃が失敗に終り、そして犯人が逮捕せられたるとき、我々は、事犯が當然失敗すへかりしものであつたことか彼れに理解されてなかつたかを彼れに訊問した。しかし彼れは答へたのである、『私は私の神速に信頼して居た、そして私は、映畫に於けると等しく、私は容易に成功したであらうと信じて居た』と。彼れには二十年の懲役が科せられた。

しかしながら、處分を取るべき必要を證明するかためには、活動寫真か一つの顯著なる役目を演じたる場合の若干數を、果してその微細なる點に至るまでも正確なる事實に於て、確認する必要を存するであらうか？ 我々はそれを信せない。一般に、或る犯罪に於て酒精の演じたる役目を立證するのはより容易であるのに反して——何故なれば、酩酊若しくは尠くともその影響は犯罪の實行時に於て尙ほ證明可能であるからである——映畫の影響は精神中に蓄積されて居るものであることを、我々は極めて克く知つて居るのである。

最もしはは映畫劇の中に醸成せられたる淫靡、罪惡及び犯罪の一雰圍氣を見せられて、單に觀衆の意

識からかくのとき背俗的所行のおそましさを消え去るはかりではなく、またかくのとき生活を實現せむとする欲望か呼び醒されるに至るとき、それか果して自然でないうか、またこの場合、そこに果してこれ以外の結果か期待され得るであらうか？ 墮胎を恰かも一つの尋常茶飯事のように極めて軽く取扱ひ、また勝手放題の野合的愛慾を平氣で展開する映畫か、左なきたに既に爾かく瀾漫せるかくのとき惡習を果して助成することにならないであらうか？ 暗闇の中にこれを眺める好色の輩に對するかくのとき映畫の不祥なる影響を確認するかためには、敢て一個の大心理學者たるの必要はない。若しも論者か、純潔なる人々には凡ての事物か純潔であると答へるならば、彼れはまさしく彼れ自身の心情を誤認して居るものである。若しも一つの神的及び人間的道德律に従ひて惡と呼はれねはならないものか、善事でありまた常事であると看做されるとするならば、それを固執しない人々の道德觀念はこれによりて必然的に破壊される。加之、それは模倣を刺激する。そこには敢てフィルムの上に性的行爲を映出する必要はない。單にその準備を示すだけで充分である、そこに與へられたる觀念を一つの行爲に移さむとする欲望か恐らく觀衆をして殘されたる部分を現實に於て演續せしめることになるであらう！ これは固より性的心理に關する考察であるか、しかしながら、ここに言ふところのものは、一樣に背德的乃至背俗的フィルムの凡てに妥當するのである。例へば若い女を繋り若しくは絞殺するかとき若干の犯罪的映畫か果して性的挑發を隠して居るものでないかの問題は姑く措くことにしよう。しかしながら既にフィルムの殘忍性

は年少者、即ち少年及び少女たちに對して一つの背俗的影響を與へるものである。ベルギーの活動寫真反對論者コラル・ド・スローヴェール氏 (Collard de Sloovere) は言つた、『犯罪を描寫することは犯罪を教へることである。或る犯罪を展開するフィルムは犯罪の一教課である』と。新聞紙に於て報道せられたる自殺の若干の方法か既に如何はかり模倣を激成しつつあるかは何人も知るかごとくである。活動寫真は口つから事實を物語らない、しかしながら、そこには更らに一步をすすめて直接に事實か映出されて居るのである！

我々は或る最近のフィルムからその名稱を藉り來りたる或る少年の兇徒團を一再ならず確認した。また我々はイギリスの或る小さな田舎町に於ける十七歳と十六歳との二少女の歴史を想起する。彼等はロンドンに赴かむとして一挺の拳銃を盗み取り、何程の金も持たずして或る自動車を雇ひ、そして途中この盗むた拳銃を以て運轉手を脅迫したのである。彼等の環境は明白にそれを説明しなかつたにしても、しかしこの凡ての歴史は活動寫真觀覽の影響を雄辯に物語つて居るものである。

また等しく法律的秩序に對して一個の危險たり得る政治的映畫の重要性に就きては、ここに姑く論外としよう。

他の一つの問題は、父母かその子女の出先きを監督することは父母自身に責任ではないかの點である。しかしながら、第一に、就中、或る大都市に於ては、實際的に言つて、彼等の子女か彼等の閑散の時間を

何處に過して居るかを知らず、而かもまた彼等に取りて善てあり若しくは悪であるものを判断し得ないてあらう多数の父母を存するのである。假令それか何であらうとも、苟くも良俗と公序とか危険に曝されて居る場合、官憲はこれを保護すべき使命を有する。何故に、活動寫眞の企業者乃至興行者たちは、彼等の怖ろしき廣告によりて我等の子女の精神を荼毒する権利を有たねはならないのであるか？ 我々は我々の少年の保護を要求する。

次に起る一つの異論は、映畫によりて表現されたる事實は現實的のものであることか確認されて居るかきり、この實在を黙秘せしめる譯けには行かないては行かないかといふことである。我々はここに教化の問題に就きて多くを論ずる譯けには行かないか、しかし、第一に、少年は決して凡てを知るべきではなく、訓育とは寧ろ若干の事物を隠秘することであり、そして第二には、トロート氏か『活動寫眞と少年の保護』とに關する彼れの興味ある報告中に極めて正當にそれを注意するかように (Bulletin international de la protection de l'enfance, 31, Juillet 1923)「これ等の凡ての事物は生活に於て現存する、しかしながらそれは生活の假裝であり、生活の自己欺瞞であつて、その心髓でなく、その特性ではない」と我々には考へられるのである。

かようにして、一九二一年ブルユツセル開會の國際會議に於て、シャール・コラール・ドウ・スローヴエール氏は熱心に主張した、『そこには、寛容すへからさる一つの實在の活きた畫面か、一つの氣狂ひしみた想像の産み出した不可能的、非真實的狀態の表現か、毫末の現實性をも有せず、そして教化の不充分なる人々の精神にたた絶對的に虛妄にして且つ危険なる諸觀念をのみ印象深刻し得る場面か、成熱年齢に達せる若者たちに、而かもまた往々にして小供たちにまで見せ附けられて居る。そこには、恰かもそれか道徳的及び社會的機構の基礎にてもなつて居たかのように、人間愛慾の葛藤や、激情的活劇や、姦通と自由愛との羅列される場面やか平氣で映出されて居る。最後に、そこには、暴力、拷問、復讐、決闘、竊盜、強盜、不法監禁、謀殺及び故殺の場面か間斷なく映寫されて居る。そこには猥褻文學から、更らに一轉して、嫌惡、殘忍、卑賤の羅列に及んで居る。命賭けの冒險競走、闘士たちの猛闘の光景、拳銃や劍を以ての決闘——暴力と血汐とへの想像を刺激し得るこれ等の凡ては、犯罪的教育の王者となつた活動寫眞に、今やそれの搖きなき地位を占めて居る』と。

我々は活動寫眞に對する一つの立法の正當なる權利を辯護するかために、更らに何物かを附加する必要を認めない。爾かく危険なる指數を以て遍く傳播せる一つの惡害にその進路を遮斷するかために、防衛は必然的である。そしてそれは、輿論と立法との間に一つの相互的作用を存することによりますます有効である我々は確信する。法律は正義感に基かれねはならない。そこに正義を存するとき、それを防禦することは法律の任務である。法律の爲すものは一つの消極的の事業である。法律は不當なる濫用を妨げ、謂はれなき行き過ぎを匡正する。輿論の事業は建設的たらねはならない。輿論は、活動寫眞か眞の公衆教化

の奉仕に任ずる大なる可能性を助成せねばならぬ。そこには、映畫に向つて、漸時、この意味に於ける公衆教化に寄與する題材か選擇されつつある徴候を存するかに考へられる。そしてこの傾向は、活動寫眞の行き過ぎに對抗する法律の干渉を待つて、初めて堅實に助成されることになるであらう。この場合、そこには完成すへき一つの國內的及び國際的使命を存する。若干の國に於て、既に一つの法律的處分か實現されて居ることは、既に前に述べたかごとくである。活動寫眞か若干の大都市に於ける若干數の活動寫眞館に制限されて居たかきりに於て、そこには一つの地方的處分を以て充分とした。しかしながら、今日見るかごときこの運動の取つた絶大なる發展は、必然的に一つの一般的處分を必要ならしめるであらう。

然らば、そこには如何なる法律的構成か必要とされるか。この點に就きて、我々はここに詳細を盡す譯けには行かないであらうか、しかし兎も角、かの婦女賣買に對する鎮壓の場合に於ては、例へばオランダの法律かそれに對して與へて居るかような、「婦女の賣買は……を以て處罰される」の一條を以て充分とし得るてもあらうか、しかし活動寫眞の場合は爾かく簡單には行かない。一つの活動寫眞館の經營に對する營業許可の必要及びそれに關聯する凡ての事項（設備、廣さ等）に關する問題は別として、就中そこには、上映フィルム監督か等しく成年者に對しても必要とされるか、若しくはその必要は單に少年にのみ限られるものたるかの問題並びに少年は彼等の年齢に従ひてこれを分類するの必要を存するかの問題が提出される。若しもフィルムの監督か少年に對するもののみ限られるとすれば、これを検査するに當り

て、そこに目標とされるものは、それ等のフィルムか果して少年のために作られたものであるか、若しくはそれ等のフィルムか果して少年に有害なるものでないかの點に存せねばならない。尙ほまた、この監督は、幼年者 (enfants) に對する場合には第一の目標により、青年者 (adolescents) に對する場合には第二の目標によりて行はるべきではないかも、一つの問題である。また年齢の制限そのものか既に多くの困難を現出する。この點に於ては、他の方面の法律規定、即ち司法上の未成年に關する規定、酒精飲料及びその他の販賣に關する法律中に於ける類似規定等を参照する必要を存するであらう。フィルムの監督即ち檢閲は官吏を以て組織せられたる委員會によりて行はるべきか、或ひはまた民間私人の手に托せらるべきか？ 更らにまたそこには、中央檢閲機關の外に、この中央檢閲機關によりて許可せられたるものを排斥し得べき一つの地方的再検査の制度を認める必要を存せないか？

加之、そこには、國民的正義感や、成年者に對する檢閲や、少年及び少女の性的成熟に達する年齢やの關係から、また活動寫眞問題の歴史や民間事業の進化やの關係から、各國に於て、別様に判斷されねばならない多くの事柄を存する。そしてこの事情は凡ての國に對して適用せらるべき諸準則をここに型成することを極めて困難ならしめる點である。

それ故に、そこに要求され得るものは、單に最小限度にのみ止まるであらう、そして我々はこの問題に就き、次きの諸點を注意せむとするものである。

(1)、法律によりて確定せられたる或る年齢以下の未成年者の観覽に供する興行に或るフィルムを上映し得るかためには、凡てそのフィルムに就き豫め検閲を受けることを要する。若しも司法上の未成年に就き一つの制限を存するならば、そこに取らるべきものはこの年齢である。しかしながら、何れにしても、この年齢の制限は低きに失してはならない、何故なれば、青年者に對する影響は幼年者に對するそれよりも恐らくは更らにより不祥なるものを存するからである。

(2)、監督は廣告用の引札、貼紙及び寫眞並びに映畫以外の番外上演物、即ち歌曲、實演等——フィルムから排除されたものか番組の残りの部分に於て觀衆に使用されるような弊害を妨止するために——にも、等しく擴充されねばならない。

(3)、監督は官憲より派出することを要する。そして若しもそれか可能であるならば、特志の人々によりて行はれることを要する。何故なれば、實際、官吏たち——彼等に在りては、かくのとき職務か兎角一つの機械的仕事になり易い——よりも、より多く實在との接觸を保つて居るものは彼等だからである。しかしながら、映畫界の當業者たちは、未成年者に對するフィルムの性質乃至その無害性に關する檢閲に任する人々の選定範圍から除外されねばならないと考へられる。これ等の檢閲委員は、少年及び青年の福利を目的とする彼等の仕事によりて、これ等の若き人々に對するフィルムの性質とそれの適否とに就きて一つの正確なる判斷を與へ得べき充分なる保障を有する人々の間に求められねばならないであらう。

う。フィルム製作者若しくはフィルム所有者か如何にしてかくのとき保障を有するものと認められ得るであらう？ この檢閲は常に最も困難なる仕事の一つたるを失はないであらう。

(4)、殖民地及びこれに類する領域に關するかきり、檢閲は成年者に觀覽せしむべきフィルムに對してもまた行はれることか望ましきことである。

(5)、事犯に對する制裁としては、或る期間の映寫場閉鎖を伴ひたる罰金及び拘禁刑か豫定されねばならない。人氣を刺激するフィルムの上映によりて可能なる大収益から見て、單なる罰金は制裁として一つの充分なる効果を擧げる譯けに行かないであらう。

(6)、禁止せられたるフィルムを未成年者に向て映寫したることに對する制裁と共に、そこにはまた未成年者の觀覽を禁止したる興行に何等かの方法を以て未成年者を入場せしめることに對する一つの刑罰か豫定されねばならないであらう。

この點に於て、オランダの刑罰法に一つの對照材料が見出される、即ち十六歳未満の少年を酌量せしめたるものに對して豫定されたる刑（六箇月以下の拘留又は三〇〇フロリン以下の罰金）と或る成年者の同伴なき十六歳未満の者に酒精飲料を供給したるものに對する刑（五週以下の拘留又は一五〇フロリンの罰金）とがそれである。

これ即ち活動寫眞の映寫に結合せられたる道徳的及び社會的危險に對する國內立法に向つて提案され得べき最小の要求である。そこで残るところは、國際的領域に於て爲され得べきものに就きての問題であるが、この解決に就きては既に或物が爲されて居ることを認めねばならぬ。蓋し我々か前に述べたかようには、國際聯盟の後援の下に一九二三年八月三十一日より九月十二日に至るまでジュネーブに於て一國際會議が開催された。三十五箇國の代表者たちは、一九一〇年に巴里に於て採用せられたる（實現はされなかつたか）一協約を基礎として、『猥褻的刊行物の傳播及び取引の鎮壓を目的とする』一協約を締結した。この協約に於ては、他の諸種の刊行物と共に特に『活動寫眞映畫』が引用されて居る。この協約に於ては、販賣し、頒布し若しくは展覽せしめる目的に於てするフィルム（フィルム）の製作及び貯藏に對して、輸入、運送、輸出及び何等かの形に於ける頒布に對して、取引及び廣告に對して最も嚴しき制裁が要求されて居るのである。

この協約はこれに署名したる各國に對して、これを批准したる上、必要なる處分、従つてまた『猥褻的活動寫眞フィルム』に對する處分を取るべき義務を課して居る。一國家はその殖民地に對しても等しく必要なる處分を取るべき義務を負担し得る。そして國際聯盟幹事局はこの協約によりて追求されたる目的を達成するために必要なる凡てのものを爲すべき手筈になつて居る。

これ等の事務は國際聯盟のこの部の活動範圍を著しく増大して居る、何故なれば、既に一九二一年に、

等しくジュネーブに於て、白人婦女賣買——既に一九〇四年及び一九一〇年にこれに對する條約が締結され且つ國際的處分か取られて居た——に對する鎮壓制度をより良く組織するために、三十四箇國が國際聯盟の後援の下に會同して居たからである。そこには、これ等條約當事國のこの利益の保護か、等しく國際聯盟理事會に推薦された。ジュネーブに於ては、また阿片の危險に對する防遏か考へられて居る。そして一九二四年三月十四日の一決定によりて、少年の保護事務は特別なる小分科として社會事業課に編入されることになつた。

これ等の諸情況の下に、不良活動寫眞に對する國際的防遏戰のために爲すべき一般的により良き手段は、この目的に於て、等しく國際聯盟理事會の援助を求めるところに存するであらう。上に引用せられたる一九二三年九月十二日の條約第一條は、假令これを如何に廣義に解釋するも、未成年者を保護するための監督の義務を含むものではない。この法條はまた猥褻ならざるもしかし危險なる映畫に就きても等しく規定するところかない。そこには、他の猥褻なる諸種刊行物とは異りたる諸條件を要求する活動寫眞に對して一つの特別條約を、即ちそこには國際的立法のために追行すべき大綱が指示され得べき一つの條約を採用することか、恐らくより妥當とされるであらう。

白人婦女賣買及び猥褻的刊行物に對する國際的防遏に取りて一大重要性を存する處分の多くは、背徳的若しくは背俗的活動寫眞に對する防遏には適用すべからざるものであらう。例へばヨーロッパから南アメ

リカに賣られたる一婦女の識別は、或る變改されたる表題の下に、その内容の表示を詐りたる一個の小さな小包を以て輸送され得る一つのフィルムのそれよりも、より容易く確立されるものたることは明白である。

各國の諸般事情を斟酌して一度適當なる檢閲制度が確立されたならば、その良好なる適用は不許可フィルムの上映を充分に阻止し得ることになるであらう。この事は、凡ての條約國に於ける現狀に通し、且つ取るべき處分に關して協議し得る常設中央機關たるジュネーブ國際聯盟幹事會の社會事業課に於ける一つの積極的任務か一つの大なる重要性を有するものたり得ることを、敢て妨げるものではないであらう。

この點に於て、白人婦女賣買の防遏のために諸國に設置せられたる事務課に、一つのより大なる任務、即ち『猥褻的刊行物及び危険なるフィルム』の防遏をも等しく包含する任務が課せられ得ることになるであらうと考へられる。

國際行刑會議報告書集 六終

號數	年 月	司 法 資 料 表 題
第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事録
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事録
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	" 一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	" 一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營竝ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	" 一二、一	辯護士倫理
第一六號	" 一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	" 一二、三	英國監獄制度
第一八號	" 一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	" 一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	" 一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	" 一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	" 一二、六	(附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	" 一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀

第二四號	大正一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	" 一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會竝ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概觀
第二六號	" 一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	" 一二、八	短期自由刑論
第二八號	" 一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	" 一二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	" 一二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	" 一二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	" 一二、一一	司法制度改良論
第三三號	" 一二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	" 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	" 一二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判竝ニ賃率契約ニ關スル立法例

(佛、伊、伯、蘭國之部)
(埃國及瑞西之部)

第三六號	大正二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどもニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (英國、加奈陀之部)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (南亞之部)
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (濠洲之部)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 (米國之部)
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正二三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	" 一四、六	英國司法警察論
第七一號	" 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七三號	" 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	" 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七六號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	" 一四、九	刑罰ニ關スル制度(其二)
第七八號	" 一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則編)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝に理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
第九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)

第一〇四號	昭和	二、三	司法に關する法制
第一〇五號	"	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	"	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)
第一〇七號	"	二、四	保安處分
第一〇八號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	"	二、六	ケート・ウエプスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	"	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	"	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	"	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和	二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	"	二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	"	二、一〇	刑法草案集(端西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	"	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	"	二、一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	"	二、一	賭博に關する調査
第一二二號	"	二、一	佛國の檢察制度
第一二三號	"	二、一	フレデリック・バイウォーターズ及エデイス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	"	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一二五號	"	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	"	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)

第一二七號	昭和	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	"	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(後篇)
第一二九號	"	三、六	佛國裁判所の構成に關する法令
第一三〇號	"	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	"	三、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	"	三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	"	三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習 飲酒者に對する處遇
第一三四號	"	三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	"	三、一二	治安判事論
第一三六號	"	四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	"	四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	"	四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	"	四、四	佛に於ける家族制の變遷

第一四〇號	昭和	四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	"	四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	"	四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	"	四、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	"	四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	"	四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	"	四、一一	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	"	四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	"	五、一	ソヴェエツト露西亞刑法
第一四九號	"	五、二	裁判所構成法 ソヴェエツト露西亞刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	"	五、三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法
第一五一號	"	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	"	五、五	佛國民商事裁判管轄

料 資 法 司

號 八 十 五 百 第

國 際 行 刑 會 議 報 告 書 集

七

〔禁轉載〕 昭 和 五 年 十 一 月

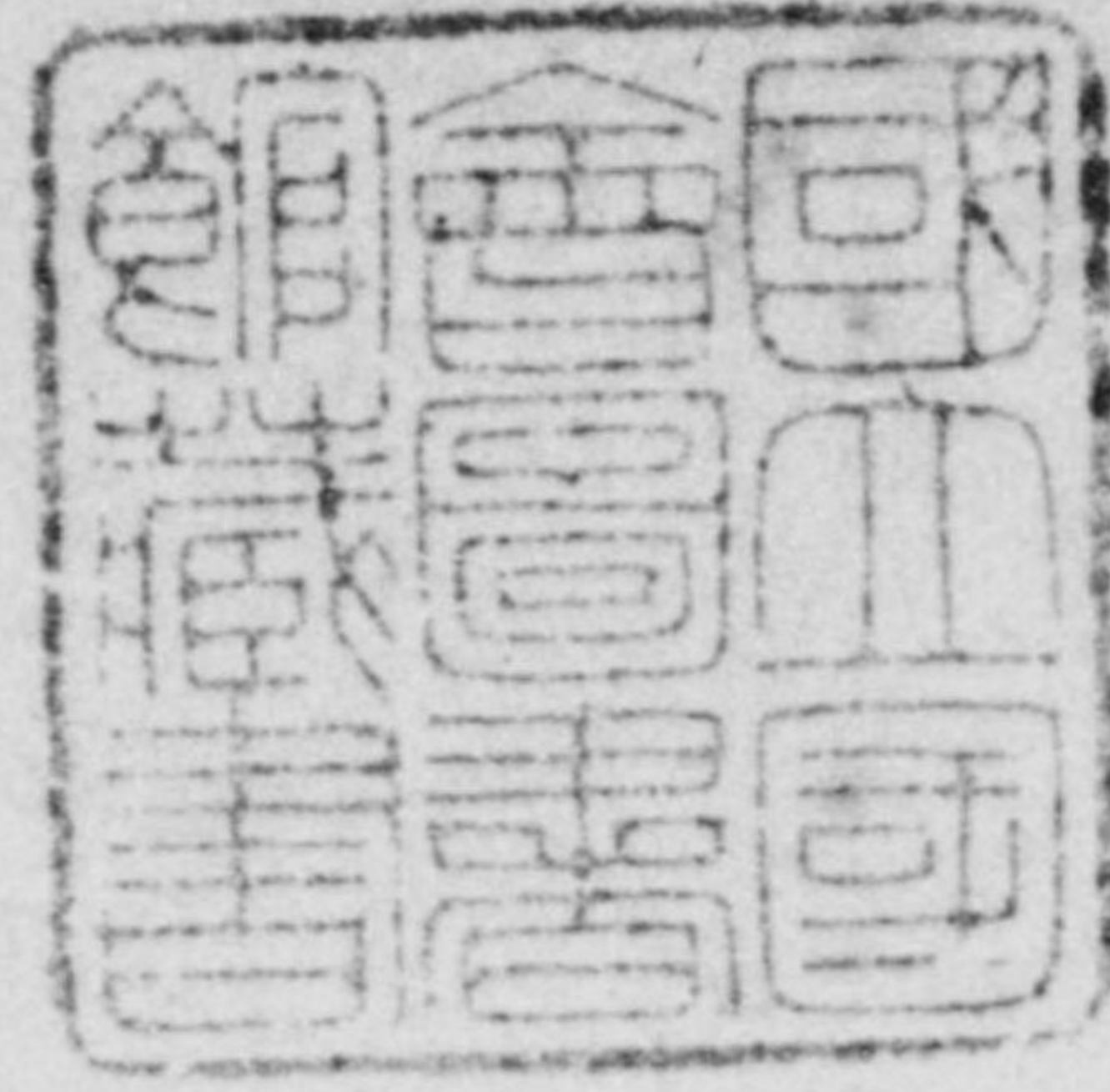
司 法 省 調 查 課

第 一 五 三 號
第 一 五 四 號
第 一 五 五 號
第 一 五 六 號
第 一 五 七 號

昭 和 五 年 六 月 七 日
昭 和 五 年 七 月 八 日
昭 和 五 年 九 月 十 日

佛 蘭 西 に 於 け る 檢 事 の 職 務
獨 逸 刑 法 及 ひ 行 刑 法 施 行 法 草 案
獨 逸 刑 法 及 行 刑 法 施 行 法 草 案 理 由 書
國 際 行 刑 會 議 報 告 書 集 五
國 際 行 刑 會 議 報 告 書 集 六

33. 7. 4



326.5
S.298*



418835

本號には本資料第九十九、第一百、第一百十二、第一百十三、第一百五十六、第一百五十七號の續篇として倫敦行刑國際會議に於ける設問中第三部第四問及第五問を分輯し筆寫に代へて排印す

昭和五年十一月

司法大臣官房調査課

九、報告者 洪國檢事長代理、ブタベスト大學助教法學博士エリック・ヘルレル……………(二六二)

一〇、報告者 瑞西國行刑局長エリック・井デクマルク……………(二七)

第三部第五問……………(二〇一)

一、報告者 佛國前辯護士會長、前々ユルーズ不良少年保護會議々長、ムユル……………(二〇)

二、報告者 佛國少青年保護會副會頭エドウワトル・ヂユリエ……………(一九五)

三、報告者 佛國內務省行政總監ア・モツセ……………(二六)

四、報告者 英國倫敦州會議員エイチ・アドラ嬢……………(二三五)

五、報告者 英國倫敦少年保護局監察官ダブルユト・エイチ・バルレイ……………(二四〇)

六、報告者 伊國羅馬辯護士フアンニト・ダルマツゾ嬢……………(二四七)

七、報告者 米國紐育猶太少年保護會々頭モルチマー・エル・スイツク……………(二六〇)

八、報告者 白國高等慈善會々員、王國保護委員カルトン・ドウ・井ヤール伯爵夫人……………(二六三)

九、報告者 瑞西國ア、ルブール市矯正院長ア・シユールマン……………(二六五)

一〇、報告者 蘭國矯正院長ヂ・クロツエマ……………(二六七)

二、報告者 チエコ・スロヴキー國高等商事裁判所評定官法學博士フエルドイナ
ン・ザヂセク……………(二九六)

危険なる諸傾向を示す異常者に對して取るべき處分の問題は、一つの先決問題を包含する。『異常者』(abnormal)の定義に關する問題か即ちそれである。

久しき以來この問題を研究したる刑事學者たちは、『異常者』か『責任能力者』と『精神喪失者』(Insolent)との間に一つの中間的地位を占めるものと考へることに於て一致して居る。

精神喪失者と異つて、異常者は凡ての責任能力を喪つて居るものではないか、しかし彼れの責任能力は彼れの意思をより不堅固ならしめ且つ諸般の不良なる欲情若しくは邪惡なる本能に抵抗すべく彼れを劣等状態に置くところの一つの生理的缺陷によりて制限されて居るのである。

かくの如く廣く定義されたる異常者の部類は極めて多數の範疇を包含することになるであらうし、そしてその範疇の決定は醫師と精神病學者とに屬することになるであらう(半辨別能力者、精神薄弱者、ヒステリー病者、癲癇病者、精神失調者 *desequilires* 等)

I

異常者の諸範疇に存するこの雜多性は、今日まで、取るべき處分の選擇と決定とに關して刑事學の中に現はれたる見解の相違を説明するものである。一部の論者は異常者に向つて眞の刑罰を適用せむとし、他の一部の論者は彼等に對しては單に保安處分をのみ適用すべきものと主張し、更にまた他の一部論者は彼等に對しては保安處分と刑罰とを同時に併科することを必要と考へて居る。この第三の見解は、『精神喪

失者』と『責任能力者』との中間帯に位するものとしての『異常者』の觀念そのものと最も克く合致する見解であるかに見える。

若しもこの第三の主義か選はれたとするならば、その場合必要なることは、如何なる順序に於て、刑罰と保安處分とが利用されねばならないかを研究することであらう。刑罰は保安處分の後に適用さるべきものであるか？或ひはそれの反對たるべきか。

しかしながら、異常者のために、同時に刑罰と保安處分とを配合したる一つの特別處遇制度を組織し且つ同時に病院 (*asile*) と刑務所との兩性質を併有する一つの施設内に於てこの制度を適用することは、個人的利益のためにも、また社會的安全のためにも、恐らくより有利とされないうであらうか。

これ等の『保安所』 (*as illos de sûreté*) を創設するためには、次きの諸考慮が要求され得る。

(1)、そこには、或る通常精神病院 (*asile ordinaire*) に於ては危険なる傾向を有する異常者たちと精神病者たちとか隣同士になることから必ず生ずるであらうところの諸種の弊害——道德的の、行政的の、而かもまた醫術的の——を除くことか肝要である。

(2)、そこには一つの極めて嚴格なる紀律が必ず必要とされる。かくのとき紀律は通常精神病院に於て維持される譯けには行かないであらう。

假りにかくのとき特別施設の必要か承認されたとして、そこに残る問題は、既に現存せる刑務施設内

に於て組織せられたる『保安部』(sections de traitement)は、實際的に、必要に應じて、本來の意味に於ける保安所に代り得るものでないであらうかを研究することである。

確かに最も経済的なるべきこの解決は、恐らくは、更らに若干の行政的性質の利益をも伴隨することになるであらう。

何れにしても、かくのときき目的の下に選ばれたる施設(保安部若しくは特別保安所)は次きの三個の必要に應ずるものたることを要するであらう——(a)、或る適切なる處遇制度、(b)、作業の組織、(c)、逃走を不可能ならしめる嚴格なる紀律。

尙ほそこには極めて困難なる諸問題が考察されねばならない。

如何なる官憲がこの特別處分を命すべきか?

刑事裁判官か或ひは行政官廳か?

また收容期間を決定する任務は如何なる官廳に屬すべきか?

釋放(條件附若しくは確定的)に就きては如何なる官廳かこれを決定すべきか?

大多數の意見は疑ひもなく刑事裁判官に左袒するであらう、蓋し個人自由が侵害の危険を感ずるとき、これか保障の任に當るべく、一般的に、刑事裁判官は常に行政官憲に優るものと考へられて居るからであ

る。處分を命ずる權能を委ねられたる刑事裁判官は、またその期間をも決定せねばならないであらう。個人的利益と社會的保全の要求とを調和するために、裁判官はその拘置處分に就きて一つの長期を確定すべきものとなすことか恐らく必要とされるであらう。この期間は裁判官の決定によりて短縮され得べきものであらう。そして異常者は、必要に應じて一つの保護監督制度(liberte surveillée)の下に、條件附に釋放され得るであらう。

加之、異常性によりて招來せられたる『重さに於ける』刑の減輕は、當然、これか代償として、豫防處分の有益なる適用のために『期間に於ける』擴張を認容することになるであらう。

そして裁判官は、固より實際的には、精神病醫乃至法醫家の補助を以てのみその使命を満し得るであらうことは言ふまでもない。

II

危険なる諸傾向を有する異常者に對して取るべき處分の問題は、それか少年の見地に於て考察されるべき、更らにより困難なるものとなる。彼等に對しては、實際、新たなる一要素——而かも主要なる——が加つて來る、即ち教育的要素かそれである。他方に於て、問題のこの方面かまた豫防の見地に於て一つの特別なる利益を有するものであることは明白である。

少年に存する異常的諸傾向は、これ等の危険なる傾向か犯罪行為に於て體現するのを待つことなしに、これか探査に専念することを以て適當としないであらうか？

學校長は教師をして異常なる生徒を観察せしめ得ないであらうか？

彼等によりて識別せられたる異常性は醫師によりて検査されるであらうか？
かくして確認せられたる異常性は諸般の特別處分を要求することになるであらう。

異常少年を他の少年たちから隔離することに、社會的及び豫防的見地に於て、最大の利益を存するであらうことは疑ひない。正則的にして健全なる少年たちに取りて、異常者と接觸することは、最大程度の妨止を肝要ならしめる一個の危険である。他方に於て、通常の教育手段は異常者に妥當し得ない。異常者に順従の本能を創り出すかためには、また彼れに日日の課業の習慣を馴致するかためには、一つの特別處遇が必要とされる。

この特別處遇を與へるかためには、如何なる處分か取らるべきか？

第一、そこには、一種の少年輔成制度を認めることによりて、家庭に於て少年にこの特別處遇を與へむとする考案は採用されかたいてであらう。蓋しこの場合、教育掛は環境の様様の偏見と衝突することになるであらうし、そして彼れの努力は家庭そのものの反對によりて、しばしば妨害されることになるであらう。

農村家庭附託 (placement familial à la campagne) も等しく避けらるべきかに考へられる。蓋し少年の諸性質を矯正するためには、就中、自己の利害と自己の稼業の状態とを關心事として居る一農業者に於て通常見出すことの困難なるべき様様の資格を必要とするからである。

また、一つの適切なる生理的、道德的及び教育的處遇を與へる感化施設のみか求められたる諸結果を達成し得るものであらう。

此の原則が承認されたとして、尙ほそこに注意しなければならないことは、同一の施設に凡ての異常者を收容する譯けに行かないであらうことである。

そこには次きの二つの範疇の間に一つの本質的區分が必要とされる。

(1) 異常者と認められ、且つ一個の純豫防的見地に於て處遇せらるべき未成年者。

(2) それの危険なる諸傾向か犯罪行為によりて體現され、そしてこれかために、同時に豫防的にして且つ鎮壓的なる一處遇を受くべき未成年者。

第一類に屬する者に對して、學校内に異常者に充當されたる特別學級を創設することによりて現存の學校制度を利用することは望まじきことと考へられない。蓋し、異常者の隣在することは、あらゆる犠牲を拂つても、尙ほ正則少年等のために回避されねはならないことであるし、また他方に於て、異常者の教育

は、心理的及び病理的状态に關する諸觀念を要求し、そしてこれ等の觀念は、何れにしても一つの特別職員の組織を必要缺くべからざるものたらしめるものであるからである、それ故に、そこには、異常者の處遇のために方法的に組織せられたる醫術的、教育的中央施設を創設することか適當とされるであらう。そしてこれ等の施設には『豫防所』(“instituts de prevention”)の名稱か與へられ得るものであらう。

第二類に屬する者に對しては、『學校的保安所』乃至『保安學校』(“colleges-asiles” ou “asiles-collèges”)の組織か必要とされるであらう。尠くとも理論的解決はここに存せねばなるまい。しかしながら、實際の見地に於ては、既に現存せる刑務施設内に『保安部』か設置され得ないであらうかを研究することか適當とされるであらう。或る種類の異常者に對しては(ヒステリー性癲癇病者)まさしく、農業コロニー内に特別部を設置する方法か有益に考慮され得るであらうと考へられる。

加之、豫防所並ひに保安學校は、何れも必然的に、異常者の種種の範疇に對應する多數の小部門を認めねはならないであらう。そして彼等異常者をこれ等の小部門に分布する任務は、法醫家にのみ屬し得るものであらう。

對この邊しき説明に於て、私の與へむと試みたるものは單に爾かく極めて廣汎なる一問題の大體の輪廓にすぎないのである、そしてこの場合、私は寧ろ私の努力を主要なる諸問題の指摘に制限した。第九回國際

行刑會議に參列せる權威者たちは、この討論に、その値する凡ての廣さを與へ得るであらうし、そしてその討議から、最高度に社會防衛の關心事たるべき一問題の實際的諸解決か必ず迸出するに至るであらうことを、私は敢て確信せむとするものである。

II

報告者

Le Dr Georges Paul-Boncour, Professeur de Criminologie à l'École

d'Anthropologie, Médecin-Directeur de l'Institut médico-pédagogique de Vitry, Chef

du Service biologique de l'École de Préservation thophilie Roussel, Paris.

報告者

Paul Kahn,

Avocat à la Cour de Paris, Secrétaire général adjoint de la Société générale des Prisons,

Secrétaire général du Comité des Défense des Emants traduits en Justice, Membre ad-

joint du Conseil supérieur de l'Assistance publique, à Paris.

所謂る『異常的』犯人若しくは『減弱責任能力』を有する犯人に適用すべき處遇の問題は、恐らく刑法に於て現今取扱はるべき最も困難なるものであり、また最もデリケートなものである。そしてこの問題の

核心とされるものは、實際、一頓狂院に行くかためには餘りに健全であり、また刑務所に行くかためには餘りに不健全であるこれ等の人々に對して、結局彼等自身の利益と融合する社會防衛の利益に於て爲すことを要するもの何たるかを知ること存するのである。裁判所は、今日までのところ、彼等に減輕されたる刑を適用することによりてこの問題を解決した。然るに、最近或る鑑定醫か、この裁判の遣り方に對して抗議することによりて、且つ彼れか委託に従ひて鑑定したる結果幾多の精神的缺陷を示したる犯人に對して特に一つの重き刑を科する必要を存したことを斷定することによりて、彼れの報告の一つを結論するに至つたまでにも、その結果は累犯の見地に於て極めて愁訴すべきものであつたのである。

しかしながら、それか必ずしも鑑定醫や裁判官の責任に歸するのではなく、寧ろこの問題は現時それに與へられたる意味の曖昧なること自體に、それを難解ならしめる特別の原因を存するものであることを理解しなければならぬ。蓋し、それか不斷に使用されつつあるにも拘らず、低能者 (arriérés) 精神薄弱者 (faibles desprit) 乃至弱性者 (débiles) の術語は極めて曖昧に劃義されて居る、何故なれば、

(a)、弱性者の文字の下に、しはしは異常者の種々の定型、即ち精神的弱性者 (débiles mentaux)、頽廢者 (pervers)、性格異常者 (anormaux de caractère) か總括されて居り、

(b)、輕き弱性、普通の弱性、重き弱性、部分的弱性の諸語は、毫もその程度を區別する正確なる指標をも存することなしに利用されて居り、

(c)、また一般的に、そこには、平凡ではあるか、而も尙ほ正則的たるを失はない一つの精神状態を一つの輕き弱性から區別するために、如何なる公準も提案されて居ないからである。

また、何處に危険状態乃至危険性 (état dangereux) か初まるかを知るべく、そこには、正確にして科學的なる原則か缺けて居る。果して何を以て危険性とするかは明確でない。しかしそれにも拘らず、危険性は兎も角も、或ひは或る行爲の重大性から、或ひは輕き反社會的諸現象の反覆性から認定され得るものであらうと考へられる。加之、或る弱性者に於ける背徳性の進化といふことか既に與へられたる事實であるとするならば、或る批難せらるべき行爲を犯したる弱性者は凡てこれを、一つの強度なる持續的惡化への素因を有するものと看做すことは、確かに賢明なる考へ方である。

この事態の現状を匡救するかためには、結局、重罪及び輕罪犯人の心理的、生理的研究の制度を確立することか必要缺くへからさることである。そしてこの研究は、刑務所と、かのベルギーのフォレー刑務所 (Prison de Forest) に存するそのことか科學的諸研究の追求され得べき實驗所 (laboratoires) とに於てのみ有益に爲され得るものである。凡ての被拘禁者の検査のみか、獨り異常者の探診 (dépietage) 乃至そのの検出を可能ならしむるであらう。

我々かそれを見るであらうかように、減弱責任能力を招來する異常性は最早より速かに自由を回復することを可能ならしむべき一つの防禦手段ではないとするならば、被告人は最早この異常性の探診を要求し

ないばかりはなく、寧ろ反對に、彼れを一個の異常者と認めむとする裁判官に對して自から防禦することとなるであらうだけに、この探診は將來に於てます／＼困難となるであらう。この點は、成年者と同律に取扱はれむかために、またかくして彼等に對し必要缺くへからざる社會的處分を受けることを回避せむかために、辨別を以て行動したるものと看做さるべく彼等の裁判官に要求する一部未成年者に對してもまた同様であらう。それ故に、重罪若しくは輕罪犯人に就きて彼れの生理的若しくは心理的缺陷を検出し以て彼れに對して取るべき社會的處分を決定するかためには、犯人に就きて眞劍なる一つの科學的觀察か必要とされることになるであらう。この研究は、現行の刑法を基礎とするかきり、裁判に先ちて爲されることを要するものであらう。

この種類の犯人に對して取るべき處分には、社會を防禦すること、弱性者を社會生活に應化せしめること、の二つの目的か豫定されねはならない。それ故に、これらの處分には、個人の現實的若しくは未必的危險性の程度によりて課せられたる防衛目的のものと、個人の性質と彼れの心理的・道德的状態の諸原因とに基づきたる應化目的のものと二種の態様を存するものであらう。そしてこれ等の應化目的の處分は次のことき種々の組織的機能を具有せねはならない。

(1)、治療的機能——蓋しこれ等のもの、生物的状態ははしく常にてはなくとも——缺陷的であるからである（結核、梅毒、神經衰弱、亢奮、中毒、生理的若しくは心理的諸缺陷）

(2)、教育的機能——言葉の最も廣き意味に於て、言ひ換れば、一つの知力的、道德的及び職業的教育を包容するもの。

(3)、救護及び監督の機能——殊に有效たることを要するもの。

弱性に或る病的状態か伴つて居るか若しくはこの病的状態か、その弱性の原因を成して居る場合に於ては、この病的状態か除去されるか若しくは尠くとも緩和されることか必要である。蓋しそれは結果から見て、他の再應化の各種處分を、より容易ならしめ、且つより有效ならしめる所以だからである。

教育的機能は、一部の論者かそれを主張するかように單に寛大なる處分のみ止らず、また威嚇的な峻嚴なる處分をも利用するものでなければならぬ、蓋し若干の場合に於ては、單にこれ等の威嚇的處分のみか克く一つの結果を生し得るものである。

最も重要性を有するものは職業的教育と其の完成とである。蓋し、

(1)、觀察に附せられ若しくは社會から離隔せられたる期間中、作業は、紀律と秩序とに就き、一つの教育的役目を演ずる。

(2)、或る種の過誤は犯人か或る稼業に就きて有する知識の不充分に、或ひはまた或る職業の欠缺に原因したのである、そしてそこに肝要なことは、犯人をして正直に彼れの生活の資を得べく可能ならしめることである。

(3)、作業は一個の懲罰的若しくは威嚇的處分を構成し得る。例へば、受刑者の作業の一部は彼れの被害者に對する損害賠償のために利用され得るであらうし、また凡て累犯に對しては、特別の諸條件に於ける一つの作業期間か課せられ得るであらう。同様にまた、作業は受刑者に取りて、彼れの地位と彼れの給養を改善する一手段たるべきことか考へられ得る。

しかしながら、これ等の處分の全體が有效なるかためには、これ等の處分は個別化されることか必要である。この種の犯人が凡て義務的に服せしめらるべき觀察期間は、正確に、これ等の處分の個別化に役立つべきものである。そこに存するものは一個の弱性者ではなしに多數の弱性者である。また被觀察者の弱性が檢診された場合、そこには、彼れの類型の如何、彼れの危険性の如何及び社會生活に對する彼れの應化能力の如何を決定するために、更らに彼れの觀察を續行する必要を存する。従つて、そこに取らるべき處分は、觀察の結果確認されるものか、純粹なる精神的弱性であるか、性格の缺陷性を伴ひたる精神的弱性であるか、若しくは本能的頽廢を伴ひたる弱性であるかに従ひて、自のつから相違することになるであらう。

純粹なる精神的弱性は、本質的に、或る他人の援助なしに生存を確保することの無能力なることに存する。若しもこの弱性が背德的傾向を伴つて居るならばそれは弱性が本質的に重いものであるか、若しくは本來輕き一つの弱性者か外部的諸影響によりて惡化された結果である。

(a) 『重き弱性』(Débilité accentuée) —— この場合、規則正しき生活は一つの間斷なき援助なしには不可能である。これに屬する弱性者は如何なる有益なる活動を爲す能力をも有たない。彼れは充分に善と惡とを辨別する能力を有たない。彼れの意思は無てあり、従つてまた彼れは常に彼れの衝動の奴隸である。若しも觀察によりてかくのとき診斷が確立されたならば、その者の危険性は重大であり、彼れの應化無能力は確定的である。この場合、彼れに對して取るべき處分はたゞ一つしかない、『アジール』(asile 保安所)若しくは『コロニー』によりての離隔が即ちそれである。

(b) 『輕き弱性』(Débilité légère) —— この場合の弱性者は善惡の辨別を有つて居る。彼れは或る繊細なる道徳的事物に就きて必ずしも常に辨別の能力を有つて居るものではないにしても、尙ほ尠くとも實直とそれの有用性とを理解するだけの能力を有するものである。しかしながら凡ての弱性精神状態は著しき暗示適性を有するものであり、従つてそこには常に不良なる諸影響を感受し易き一状態を存するものであることを忘れてはならない。それ故に、或る輕き弱性者の背徳状態は、大部分、不良なる教育、無監督、害惡への誘惑、職業的教育の皆無若しくは不完全のとき社會的諸事情と有機的諸缺陷若しくは病的状態乃至有毒物の濫用に關係するものである。その種の弱性者は應化能力を有し、そして離隔的、教育的、治療的處分によりて改善され得る。かようにして、彼れは保安刑務所 (asiles prisons) 又は勞働コロニー (Colonies de travail) に於て、若しくは監視及び監督附就職處分に於て、これ等の處分を課せられ得るであらう。この

場合、彼等は假釋放と社會的救濟處分とに均霑し得るであらう。累犯の場合には勞働コロニー（強制勞働場）に於ける生活若しくは單獨に一つの嚴格なる監督に服せしめることか有益たり得るであらう。

性格の諸缺陷と結合せられたる弱性を現す犯人に對して取るべき處分は、一つのよりデリケートな適用を必要とするであらう。一般的に、この範疇の弱性者は不安定弱性者の通稱の下に表示されるものである。そこには二つの形態を區別することか肝要であるかに考へられる。

(a) 精神的不安定を伴ふ弱性——この範疇に屬するものは諸般の運動傾向を現出する（逃走、浮浪、安定的就職の不能、意思の薄弱、妄動性）浮浪と無爲とを求めるとは彼等に於て本原的のものである。酒精飲料の過用はそれ等の傾向を倍加し、そしてしばしば衝動的諸行爲を誘致する（傷害行爲）。前記のことき社會的諸原因は、彼等に於て、また重要な地位を占める。危険性は恐らくこの場合に於て、より顯著であるか、しかしそれは多く環境を條件とするものである。彼等はこれを有利なる社會的諸條件の中に置くことによりて、その應化を可能ならしめるものであるか、しかし、將來は豫見不能である。

彼等は確かに威嚇可能である。また離隔及び教育處分も、この場合は、前の諸場合よりも、より長期たることを要するであらう。教育處分として、そこには不安定性の程度に比例したる諸般の嚴格なる手段が利用され得るであらう。治療的見地に於ては、亢奮状態を著しく緩和し、また往々にしてそれを除去するに足る一つの鎮靜的及び保健的治療を用ゆることか必要とされるであらう。彼等はこれを保安刑務所及び

勞働コロニーに收容することによりて、良好なる結果が期待されるであらう。そしてこの場合には、原則として、救護及び監督處分を伴ひたる假釋放が利用せらるべく、若し經驗か應化の不能なることを證明するときは、確定的留置の手段によるべきであらう。

(b) 不従順なる傾向を有する弱性（不安定性を伴ひ又は伴はざる）——この範疇に屬する者は頑固者であり、理窟屋であり、曲り屋であり、而かも見え坊であつて且つ利己主義者である。彼等は全然批判能力を缺いて居ながら、絶へず不平ばかり並へて居るものであり、而かも虚言家である。偽善の動機による以外には決して約束をしない彼等は、規則正しき生活の根本的諸條件に順應するかために、決して如何なる努力をも試みるものではない。彼等の求めるものは、たゞ自分を目立たしめようとすることより外にはない。かようにして、また彼等には、極端なる思想や、突飛な考へは、不思議なほど容易く受け入れられるのである。若しもこれ等の弱性者が既に久しき以來一つの不良なる活動に没頭して居るものであるならば、彼等の道徳的應化能力は疑問的である。彼等の威嚇能力は極めて減退して居るのであるから、彼等を道徳的に教育することは殆ど不可能である。そして彼等は、就中、習慣を獲得する能力を有たない。彼等の危険性は極めて強大であり、従つて彼等の社會的將來は極めて暗黒である。彼等に對して取るべき處分はまた特に強力たることを要する。即ち離隔は長期たるべく、そして或る場合には確定的ならねばならない。それに服せしめられることの恐怖が彼等の精神中に一つの有力なる素因として働き得るかために、彼

等に對する處遇は極めて峻嚴たることを要する。この處遇は他の諸類型から隔離せられたる保安刑務所に於てか、また時としては勞働コロニーに於て實現され得ることになるであらう。そして彼等の假釋放に就きては、特に慎重なる準備と周到なる注意とを用ひることを要するであらう。

更らに研究すべく殘されたるものは、本能の悪化を伴いたる弱性者に對して取るべき處分である、——『本能的類廢者』(Pervers instincts) の名稱の下に、一部の精神病學者は、類廢的類型者と本來の意味に於ける類廢者とを混同して居る。しかしながらこの兩者は區別されねばならぬ。そして『類廢的』の形容詞は單に生來性の道德的異常性を現出する弱性者にのみ附せらるべきである。修得性の道德的諸缺陷か一般に克服され得るものであるのに反して、生來性の道德的諸缺陷は治癒不能であるか、若しくは極度に困難なるものである。しかしながら、この治癒不能には程度を存する、そしてそこには、確定的に改善不能なるものと、それに對する教育的努力が早期にして且つ適切なることを條件として、一つの最小限度の應化性(即ち無害性)を獲得し得るものととの間に、一つの選別が爲され得るかに考へられる。即ち、

(a)、利他的諸感情を失つては居るか、しかし別に類廢性への能動的傾向を存せないものに對しては、或る努力が試みられ得るかに考へられる。彼等は、疑ひもなく、薄情性を——彼等の近親に對してすら——同情心の缺乏を、他人の苦痛に對する無感覺性を現出するものである。彼等は善に向つて何等の欲望をも有たない。彼等の利己主義は露骨である。彼等は彼等の利益以外の何物にも傾聴しない、そして若しも機

會たに存するならば、一つの背德的手段を利用することを毫も躊躇しない、彼等を指導するものは、單に利益のみである。

しかしながら、彼等は敢て惡のために惡を爲さむとする一つの本能的傾向を有つて居るのではなく、また殊更ら他人の害惡を見て自から喜ぶものでもないのであるから、若しも他に満足する方法たにあるならば、彼等は敢て組織的に暴力に訴へ、犯罪に赴くものではない。要するに、彼等は道德的無關心者なのである。道德的に教育不能なる彼等の危険性はまた等しく強大ではあるか、しかし彼等は尙ほ威嚇に向つて感受能力を有するものである。従つて彼等に對する處分は、等しく離隔處分たるべく、また制裁の恐怖に基きたる教育處分たらねばならない。保安刑務所に於ける獨居拘置は極めて有益なる効果を有ち得るであらう。そして累犯の場合には、義務的に處遇の嚴しさを加重すべきであらう。持續的に善行を存する場合には、勞働コロニーへの移送若しくは極めて例外的に釋放を試みられ得るであらう。

(b)、類廢性乃至惡變への能動的諸傾向を有するものは、彼等の精神的弱性かより強く現はれて居ないだけに、ますます危険である。經過の豫測(Pronostic)は不良である。彼等は凡ての惡徳に没頭し、惡のためには惡を爲すものである。彼等の改善不能性は全部的であり、彼等の威嚇不能性は完全である。彼等に對して取るべき處分は離隔處分、保安刑務所及び常住的監督である。

上述されたる凡ての観念は單に症徴表示の意味に於て與へられたものにすぎないのは、固より言ふまでもない。たゞ刑務所内に於て追求される犯人の組織的にして且つ眞に科學的なる一研究のみか、より大なる精確さを與へ、且つ上來略説せる諸分類中に存する可能なる誤謬を訂正し得るであらう。しかしながらこれ等の心理的生理的諸問題か如何やうに取扱はれるにもせよ、そこには、尙ほ他の諸問題か課せられて居る、そしてそれは、今日以後、解決すべく可能なるものである。

實際、若干の未決監及び既決監に於て心理生理學實驗所 (Laboratoires de psychophysiology) を創設し、以て犯人の必要缺くへからざる科學的検査を行ふべく、そこには今後何物の障礙をも存するものではない。ブエルヴェック博士 (Verweck) によりて興へられたるフォレー刑務所 (ヴルユツセル) に於ける實例は、かくのとき創設の可能性と有用性を證明するに充分である。これ等の實驗所の職員は單に醫師のみを以て構成さるべきではない。改善と社會的回復との最大の諸機會を獲得するかためには犯人か如何なる生理的、心理的及び社會的諸條件に置かれねはならないであらうかを、綜合的に且つ組織的に研究し得るかために、そこには、醫師の外に、更らに、心理學と社會的諸問題とを併せて研究したる職員を加へることか必要缺くへからざることである。そこに追求すべき目的か犯人の社會的回復に存することか常に忘れられてはならない。これかためには別に立法關係を必要としない。これ等の實驗所を組織するかためには、單に僅かの善良なる意思の存在を以て充分とする。そして醫科、文科及び法科の諸大學を存する地

方に於ては、これ等實驗所の職員を得ることに少しの困難をも感ずるものではないであらう。

保安刑務所にしても、またその創設に何等困難を伴ふものではないであらう。大戰以來、多數の國に於て、而かも確かに我がフランスに於て、被拘禁者の數か著しく減少したことは、一つの顯著なる事實である。若干の刑務所は殆どから空きてある。それ故に、これ等の一つ若しくは多數の刑務所を所謂異常性犯罪人の觀察と拘禁とに充當することは容易であらう。そしてそれは、既に、これ等の犯人の處遇に關する特別立法を待つ間の第一段階を成すものであらう。たゞこの場合、最も困難なることは、恐らくこの種刑務所の長としてその特殊使命を果すに堪能なる教育家を見出すことに存するであらう。しかしそれにして全不可能なことは考へられない。兎も角、今後一つの試験的、醫術的及び道德的處遇の制度を設けることは、何れにしても決して困難なことではないであらう。

多數の立法は、その拘禁中善行を存する場合に、受刑者を假釋放の特典に浴せしむべき可能性を認めて居る。それ故に、これ等の特別刑務所に拘禁せられたる受刑者を監督附にて就職せしめる處分 (Placement sous surveillance) にこの制度を適用すべく、何等の障礙をも存するものではない。そしてこの監督附授職處分の取消と最小の違反を條件とする再拘禁とによりて、この處分を有效ならしむることは可能である。大多數の國は一つの手工的危機に悩むて居る。そして釋放者の就職口を與へることは容易であらう。加之そこには既に經驗か爲されて居る。彼等の監督の下に、裁判所より委託を受けたる二十歳若しくは二十一

歳にも達し得る年少者を有する多くの少年保護團體はこの制度を運用せしめた、そしてそこには最良の成績が擧げられて居る。フランス行刑局は自から年少受刑者のコロニーにこの制度を實行して居るのである。それ故に、その行状と改善状態とが、異常者に對する特別刑務所の管理者にこの特典を値するものと思料せしめたであらう。凡てのものをこれに均霑せしめることによりて、假りに釋放せられたる成年受刑者を監督附にて就職せしめる制度は、これ等の雛形に基きて組織され得るものであらう。彼等の使用主に満足を与へないか若しくは許可なくして彼等の就職地を退去したる凡てのものに對して、その殘餘刑期に就き再拘禁の権利が留保されるであらうことは固より言ふまでもない。また使用主及び監督者が極めて周到に選擇されねばならないであらうことも固より當然である。そしてそれは可能である、何故なれば、この制度は最も若い犯人に對して行はれるものだからである。

現時、而かも現行立法の諸原則を覆すことなしに、直接、實際に適用され得べき諸般の處分は大體かくのこころきものである。この適用は、社會防衛の最大利益のために、直接に、而かも極めて短き期間を以て、若干の困難なる問題を解決し、且つ異常性犯人の大多數の事件に當面して裁判官の感ずる疑懼を鎮靜し得べき極めて大なる利益を有つてあらう。

他の諸問題は一つの立法的關與を要求する。

將來、處分に就きては何人が決定すべきか？ 行政官廳か、一鑑定人か、一委員會か、裁判官か？ かくの

こころき一制度の成功のために何よりも先づ肝要なることは、それか輿論によりて容認されるであらうことである。それ故に、そこに取られたる諸決定が專斷的と看做され得ないであらうことか絶對的に必要なことである。また等しく必要なることは、被審判者に凡ての保障が與へられるであらうことである——辯論の公開、辯護の自由。凡ての犯人が豫先的觀察に附せられ得るであらう日の到來するまでは、今後この問題の必要を生したるかきりに於て、差し當り、裁判所は特別の事務分科によりて被告人を檢査せしめ、且つその與へたる結論に基きて、その事務分科の代表者、被告人及びその辯護人の意見を徴したる後、これに就き裁判所自身か決定を與ふべきであらうと考へられる。

他の者かその恩典に浴して居るにも拘らず、一部の者か行刑官廳の專斷によりて留置されたと主張され得ざるべきかために、假釋放の手續に就きて、また同斷たるべきであらう。

不良なる行狀若しくは逃走を理由としての授職處分 (Placement) 若しくは假釋放 (Ortie Ordonn.) の取消に關するかきり、上記と同一の保障を以て當該受刑者の運命か決定されるのを待つ間、行政官廳は、差し當り、受刑者の身柄を確保し且つこれを保安刑務所に送致せしむべき權能を有せねばならない。若しも我がかこの制度の成功を欲するならば、一方に於て當該受刑者に對席的にそれに抗辯する權利を認めると同時に、制裁は直接的たることを必要とするであらう。

これ等の凡てを完全ならしめるかために、そこには、若干の國に於て、未成年犯人に對してそれか爲さ

れて居るかように、釋放者を強制的に私設若しくは公設輔成團體の保護に服せしめることによりて、假釋放者又は確定的釋放者に對する救護及び彼等の眞面目なる輔成の制度を組織することが必要である。

受刑者は作業に就かねばならぬ、何故なれば勞働は道德化の作用を有するからである。これかためには彼れに作業を供給するに必要である。彼れは有益にして且つ生産的なる作業に就かねばならぬ、何故なれば、無益にして且つ不生産的なる作業は徳性破壊の作用を伴ふからである。従つて、保安刑務所に於ても、また所外就職に於ても、受刑者の作業は有償的たることを要する。そしてその收益の一部——僅小なる——は國家に、一部は家族に——受刑者が扶養義務を有する家族を存するかきり——一部は彼れの被害者に（即ちそこには正に發展しつつある一つの新たな觀念を存する、そしてそれは被拘禁者の道德化のために最も有效なるものであらう）歸せねばならない。そして最後に、一部は、受刑者の運命の改善と一つの退所積立金 (*Pécule de sortie*) の設定とのために、受刑者自身に與へられねばならない。しかしながらそれか假令彼れのために積立てられたものにもせよ、受刑者はその積立てられたる彼れの勞銀に就きて、決して自由處分の權利を有すへきてはない。

この制度か、成年者に於けると等しく、また未成年犯人にも適用され得るものであることは、容易に理解される。固より、收容せらるべき施設か區別され、與へられる職業か犯人の年齢と性を斟酌して相違

せねばならないの言ふまでもない。未成年者の處遇に於て、成年者のそれに於けるよりも、教育及び教化の部分か一つのより大なる地位を占めるであらうことは、極めて明白である。他の諸點に於けると等しく、またこの點に於ても、我々はこの短い報告の範圍内に於て、これ等の組織の細目にまで立入る譯けには行かない。しかしそれにも拘らず、觀察所 (*asile d'observation*) は同時に一つの醫療的及び教育的方向を含まねばならないものであり、そしてそこには教育者の任務か本原的のものであることを、我々は切言し得る。そこには、彼れの職業的方針に對する少年の希望か斟酌されねばならないであらう。類似の諸施設は既に外國に於て、而かもまた我がフランスに於ても存在する。民間の一團體、即ち『少年及び青年輔成會』 (*Patronage de l'enfance et de l'adolescence*) の發起によりて——巴里大學の協力の下に——裁判所の處分に委せられる一觀察所か、未成年犯人のために、將に巴里に創設されむとして居る。この經驗か最良の結果を有つてあらうことは、そしてこの範例か今後更らに追行されるであらうことは、蓋し疑ひの餘地なきことである。

上來述べたるものは、必然的に簡略なるべき一報告に於て我々の與へ得る若干の指示である。我々の説明したる凡のものは、固より更らに精密にして詳細なる展開を必要とするものであるの言ふまでもない。ただ最後に一言附加せねばならないとは、若しもかくのことき一制度若しくはこれと類似の一制度か

立法上確立されたならば、我々は我々の刑事裁判の様式が著しく變更されるのを見るであらうことの疑ひなきことである。現時、責任無能力乃至異常性は、犯人に凡ての處罰を免かれることを、若しくは、何れにしても、刑の減輕——而かも往々にして著しき——得ることを可能ならしめる防禦手段なのである。然るに、若しも我々か上來説明したる諸原則に基きたる一個の新説が適用されることになるならば事態は最早かくのときものたる譯けには行かないであらう。何故なれば、この場合犯人のこの範疇に對して取られる處分は、これをより有效ならしめるかために、より長期のものとなるであらうからである。また、この點を認知するに鈍感ならざるべき犯人は、最早、彼れか彼れの生理的若しくは心理的缺陷の犠牲たることを主張しないであらうし、そして反對に、寧ろそれ等の缺陷を穩秘し、且つその認知されることを回避するに力めることになるであらう。真相を發見されざることに利益を有する真正なる異常者の探診に當りて極めてしはしは不便と支障とを有つてあらう觀察所乃至實驗所に取りての一つの困難——而かも些少なからざる——は實にそこに存するであらう。しかしながら、それは我々の主張を阻止し得る一つの論證とはならない。一つの事業の困難は益々その事業に光を與へる。そしてかくのとき一學説に關する一つの科學的試みの實現を我々が要望するのは實にこれかためである。我々はそれか實際的に而かも直接的に可能であることを見た。若しもこの國際會議が喜んで我々にその承認を與へむと欲するならば我々はそこに一つの有效なる援助とその實現に向ての一つの近き希望とを認めるであらう。

III

報告者

M^{me} Mary Scharlieb,

J. P., Chirurgien Consultant des Hôpitaux de femmes, Londres.

私は第九回國際行刑會議に於ける第三部第四議題に關する報告を要請された。原則として、この問題は異常者及び精神薄弱者たる犯人を處遇する最良なる方法如何に關する問題として劃義され得る。そしてこの問題か異常者及び精神薄弱者の處遇に關する全體の問題に就きての一つの討議を準備する目的に於て課せられたものであることは、議題に附せられたる備考によりて明白である。私か私自からの不十分に就きて充分に意識して居るものであることは固より言ふまでもない、しかしながら、私の義務か、かくのとき諸問題の研究にその生涯を捧けたる人々によりてやかて討議せらるべき題目の解説に制限されて居るのを知ることば、私の幸福とするところである。

我々の討議の結果か公衆の利益のために將に公刊されむとするものであり、そして公衆はこの問題の重要性を未だ理解して居ないものであつて見れば、ここに私の試みる報告か極めて概略の説明に止るにしても、そしてそれか或ひは成年者若しくは未成年者であるにもせよ、或ひは罪ある犯人若しくは罪なき病者

であるにもせよ、凡て異常者及び精神薄弱者に對して與へらるべき監護の重要性と緊急性とを理解すべく大衆の手引きをなすことに私の最善を試みるにしても、それは必ずしも無益の業てはないであらう。立法權及び行政權が社會保護を目的とする諸法律を編成し且つ執行せしめる權利を獲得するのは、法律家や、博士や、學者たちの一小委員會からではなしに、人民そのものからである。蓋し要求せられたる經費を獨り可決し得る人民の代表機關たる衆議院の代議士は、決して若干の教養ある特權的諸階級によりて選出されたものではなしに、この問題に就きて有する彼等の責任の重大さを理解すべく、關心若しくは能力を殆ど有つて居ないまでも、日常生活の苦しみ闘ひによりて爾かく忙殺されて居る文盲の大衆によりて選出されたものであるからである。

それ故に、若しも我々か我々の社會の異常的成員たちを處遇する方法に於て若干の改革を實現しようと思ふならば、我々に取りて必要なることは、先づ我々の初等中等の教師たちの教育を爲すことに、また或る小供が精神的に異常者であり若しくは缺陷者である場合彼等か彼等自からにそれを認知し得るであらうまでに、そして彼等か、病者に彼れの生活の最良の分け前に均霑することを可能ならしむべき諸般の監護か與へられることを切望するに至るであらうまでに、漸時次代國民の父母たちを興味附けることに、我々の努力の第一歩を見出すことである。

我々の第一の義務は、痴愚と精神病とか必然的に家族に取りての恥辱と汚染との原因であるとなす謬り

たる、而かも危険なる信念から社會の迷妄を解くことである。人性は唯一の單位である。そして痴愚は、一個の弱い心臓若しくは一本の畸形なる足かそれであるより以上に決して不面目なるものではない。現今、公衆はこの問題に就きて殆ど知識を有つて居ない。しかしながら、兎も角彼等の有する恥辱の感覺は、恐らく、精神的又は肉體的疾患か、若干の場合に於て、先在せる道德的諸原因に由來するものなことを漠然ながらも承認して居る事實にその起原を有するものであらう。そこには常に問題か課せられて居る。「一體、それは當人の罪なのであるか？それとも、盲者を、病身者を若しくは痴呆を生れしめたのは彼れの両親の罪なのであるか？」——若しもそこに恥辱の歸せらるべきものを存するならば、それはまさしく疾患に原因を與へたる行狀にてあつて、その結果に備みつつある罪なき當人にてはない、性的不行狀によりて若しくは酒精飲用の過度によりて惹き起されたる或る肉體状態を適當なる時期に認識し且つ手當てをするから、爾かく久しき以來、公衆を妨げたのは、またこの點に於ける無自覺にその大きな理由を存するのである。

一 精神薄弱者

この問題を論議するに當りて、そして就中、公衆の教育に我々の努力の目標を置くかきりに於て、ここに先づ注意すべきことは、『精神』及び『精神的』の語が専ら人間の知能的部分にのみ關するものではないことである。假りに我々人間か二元的のものであるにしても、そして我々か人間の性質を肉體と精神と

の二つの術語によりて説明するにしても、この所謂肉體なるものは、その各個が別々の機能を爲し得る諸機官の一大多數から構成されて居るのと同しく、また精神なるものは、單に知力だけではなく、更に一つの道徳感や、判断の能力や、自律や、獨創や、また恐らくは凡ての中の最も重要なもの、即ち『節度』の語によりて現される精神能力を包含するものなことを、我々はここに注意しなければならぬ。我々の逢著する諸々の困難の大部分は、精神と知力とか、我々の判断力や、我々の道徳感やまた我々の節度意識に如何なる地位をも残すことなき同一外延を有するものとなす一般的信念に由來するものである。肉體の凡ての部分か失調状態に在り得るのと同しく、また精神の凡ての部分か薄弱たり得ることかそこに理解されるであらうとときにのみ、我々は『精神薄弱者』(frible d'esprit)の語の眞の意義を正確に了解し得ることになるであらう。そしてこの場合に於てのみ、我々は、異常者及び精神薄弱者に對して如何なる處分か有益たり得るか、またこの種の犯人の處罰若しくは不處罰に對して如何なる態度を採用することを必要とするかを理解し得ることになるであらう。

私は、ここに、精神薄弱者の様々の範疇を詳細に説明する積りはない。そして、世間の凡ての人々は、所謂『痴呆』(idiot)なるものとして説明され得る人間の種類に就きて、既に或る觀念を有つて居るものと私は推定する。一九一三年の『精神的缺陷法』(Mental Deficiency Act)はこれを次のことと定義する。曰く『一つの痴呆(idiot)とは、その者が通常の物理的諸危険に對して自ら保護する能力を有せざる

までに、その精神に、生來、若しくは或る幼少の年齢より爾かく缺陷を存するものを謂ふ』と。一九〇六年、イングランド及びウエールズに於ては、この状態に在るもの八六五四人、即ち一〇〇〇人に對して〇、二五に相當する數を存した、同じ法律によりて、『痴愚』(imbeciles)は、『生來、若しくは或る幼少の年齢より、痴呆の程度には達して居ないか、しかしそれにも拘らず、彼等か彼等の一身をも、また彼等自身の事柄をも處理する能力を有せざるまでに、そして兒童の場合に於ては、それを爲すべく修得する能力を有せざるまでに、爾かく顯著なる一つの精神的缺陷を存する人々』であるとして定義されて居る。即ちこれを言換へれば、痴愚は、痴呆か爲すことの出來ない共通の危険に對する自衛の能力は有つて居るか、しかし彼れの活資を獲る能力のない人々なのである。薄弱なる精神を有するものの、第三の範疇、即ち一般に、『精神薄弱者』として知られたるものは、更らに同法によりて、『生來、若しくは或る幼少の年齢より、痴愚の程度には達して居ないか、しかしそれにも拘らず、彼等か彼等自身の保護のために、若しくは他人の保護のために、世話、監督及び指導の必要を有するまでに爾かく顯著なる一つの精神的缺陷を存する人々』であるとして定義されて居る。この種の人々は有利なる諸情況の下に於て彼等の生活の道を講ずる能力は有つて居るか、しかしこのために普通の人たちと競争することの出來ないものであり、そして彼等は彼等の一身若しくは彼等の事柄を處理するに當りて一つの正則的態度を示すことなき人々である。この範疇に屬するものの數に關するかきり、一九〇六年に於て、そこには、約五四、〇〇〇人、即ち人口

一〇〇〇人當り一、七五の精神薄弱者を存した。尙ほこの精神薄弱者の全體は更らに三階級に分たれて居る。そしてその最高級に屬するものか、正則的ではあるか、しかし愚昧であり且つ低能であると看做される人々と左して區別するところなきものを包容して居るのに反して、その最低級に屬するものは、その精神的發達の程度に於て、敢て痴愚より以上に多く出づることなきものを含めて居るのである。

Ⅱ 道德的痴愚者

上來、我々はそれの主要なる諸缺陷か知力的方面に存する人々及び殆ど全然動物的なる一生存を營みつつあるものの水準から、尠くとも表面的には、低能的ではあつても尙ほ正則的たるを失はない人々より左して劣つて居るとは見えないものの水準に至るまで多くの差等を示して居る人々の間に一つの區別を爲した。

しかしながら、そこには、一つの全然異つた種類の精神的缺陷を有する人々を存する。彼等は學術的意味に於て『道德的痴愚者』(imbeciles novaux)と呼ばれるものであり、そして、『或る幼少の年齢より、恒存的なる何等かの精神的缺陷と並びにそれに對しては制裁か豫防的效果を殆ど有たなかつたか若しくは全然有たなかつたほどの強き惡德的若しくは犯罪的諸傾向を立證せしめる人々』であるとして定義されたものである。この定義に於ては、まさしく四つの點が注意されねはならない。そして私はここに、公衆教育の見地から我々の問題の最も重要な部分に到着したと考へて居る。何故なれば、公衆、醫術界及び

犯罪學の専門家たちか道德的痴愚の條件を認識し得るであらうことは、極めて高き一つの國民的重要性を有する事柄であるからである。仕合せなことには、道德的痴愚者は比較的に罕れてある。しかしながら、苟くもこの範疇に屬するものは、社會にとりて極度に危険なる成員である。そこには、恐らく、惡德者及び頽廢者としてのみ類別せらるべきものであつて、而かも彼等の知能の表見的な正則性の故を以て、その根本的なる精神的缺陷性か認識されて居ない道德的痴愚者の多數を存する。

第一に、道德的痴愚者は一つの恒存的なる精神的缺陷の犠牲者である。知力的觀點からは、しはしは彼等は正則的であり、而かもまた極度に優れた知能の持主であるかに見え得る。しかしながら、彼等は常に、男女の何れを問はず、彼れ等の知力を善用することを可能ならしめ、且つその知識の助けによりて彼等自身の行動と他人の行動とを批判することを可能ならしめる精神的諸能力を奪はれて居るのである。道德的痴愚者は殆ど道德感を賦與されて居ない。彼等は彼等の爲したる悪行に就きて何等の羞恥をも、何等の煩悶をも感せない。そして彼等は或る正則的狀態に事物を類化せしめる能力を全然缺いて居る。彼等は彼等の狂暴なる背德的及び犯罪的諸傾向の奴隷である。彼等は彼等か一つの悪行を爲すものたることを知らなしか故に、言ひ換へれば道德的感覚を全く奪はれて居るものであるか故に、彼等は一つの充分なる制裁によりて敢て抑制されるものでなく、またその影響をすら受けることなきものである。道德的痴愚者は確かに社會の最も危険なる成員である。そしてまた同時に、彼等は最も多くの憐憫を値する犠牲者である。

ここに於て、彼等の場合は、社會の福利に就きて責任ある人々に取りて、また社會を構成する成員たちに取りて、最も困難なる問題を呈出するものである。道德的痴愚者は「手當、監督及び指導」の必要を有する。しかしながら、彼れの知能が著しく後れて居るかときは寧ろ極めて罕れた事態に屬するかために、逸早く彼れの状態を認識し且つ遲滞なく彼れに手當てを加へることか、彼れ自身の幸福のためにも、また社會保護のためにも必要なる所以に就きて、彼れの父母又は近親者たちを説服するのは極めて困難である。加之、彼れの諸缺陷か生來的であり、そしてそれか正則的人間の特性的徴候の若干を缺如せることに存するものであるかために、彼れの有する缺陷はまさしく治療不能のものであることを、我々は附言せねばならない。單に未發達に屬するもの若しくは惡變したるものてはなしに、初めから存在して居ないこれ等の能力は、教育の力を以ても、また醫術の力を以てもこれを供給する譯けには行かないのである。

最後に、そこには、彼れの道德的痴愚者たることか依つて以て認識され得る惡德的及び犯罪的諸傾向か——それか生來的に存在せるにも拘らず——容易に現出せず、従つて青年期に至るまでこれ等の傾向か認識されないままに經過する場合を存し得る。固より、この種のものか、極めて幼少の時分から一般的に殘忍性を有し、動物やその他防禦力なき凡てのものに對して彼等の行動か惡魔的であり、そして彼等か愛や尊敬の感情をも、また羞耻や苦惱の感覺をも有つて居ない事實は明確であるか、しかし、この凡てにも拘らず、彼等の父母及び彼等の近親者の凡ては、彼等の有する諸般の異常性か道德的感念の後れたる發達

に原由せるものであるかの空頼みをして居るのか常である。然るに、何ぞ圖らむ、彼等に在りては、不幸にも道德的感念は初めから存在して居ないのであるから、その發達を期待することは全く不可能なのである。

それに従ひて我々かこの状態に就き我々の診斷を爲さねはならない道德的痴愚の定義上、一個の道德的痴愚者は、それに對して制裁か如何なる豫防的效果をも有たない一個の人間である。この事實は一つの重要な問題を生せしめる。制裁は犯罪に對する有罪判決たることを必然的とするか？これに對する肯定的解答は犠牲者に對して殘酷であり且つ社會に對して不正であるかに見えるてあらう。或る兒童に對する凡ての正則的教育は、賞罰に關する一制度を包含する。蓋し賞遇は善良なる行動を續けることを獎勵するものであり、そして懲罰は罪人の辿る道の艱難なることを彼れに確信せしめる目的に於て科せられるものである。正則的諸條件に於て生活する兒童たちは凡てこの原則に従ひて育成される。しかしながら、この教育は、それか充分でない場合に於て、且つまた不幸にもそこに育成せらるべき諸能力を存せざる悲しむべき宿命の犠牲者たちに於て、決して結果を生ずるものてはない。それ故に、道德的痴愚者か或る家に火を放ち、或る財物を竊取し若しくは或る殺人を犯したてあらうまで、徒らにこれを傍觀して居ることか絶對的に不正當であるのは極めて明白である。それは彼れに對して不正當である、何故なれば、かくのとき行爲に附せられたる必然的歸結（制裁）は彼れに對して何等豫防的效果をも、また矯正的效果をも有ち得

るものではないからである。そしてそれは彼れの生存せる社會に對しても等しく不正當である、何故なれば、かくのとき彼れの忌しき諸行爲によりて苦しめられるものは社會であるからである。

そこには、**道徳的痴愚と道徳狂** (folie morale) との間に周密なる區別が必要とされる。前者は、假令それが就學年齢に達するまで、若しくは更らにそれ以後までも認識され得ないものであるにしても、尙ほ常に一つの生來的状態たるを失はないのであるか、これに反して、**道徳狂**は、**腦膜炎**、**腦髓炎**、**頭部創傷**、**不良なる環境**若しくは現時多くの兒童たちかその支配に委せられて居る不良なる教育若しくは誤りたる教育の結果として、本原的には精神の健全なる人々の間に偶成せる一個の修得的状态なのである。彼等自身の行動か就中衝動と利己主義とによりて支配されて居る父母たちか、彼等の子女に、善事を追求し且つ悪事を忌避するの道を教へ込む能力なきものなことは、極めて明白である。現時尙ほ可なりに傾聽されて居る一個の意見は、訓練なく、宗教なく、また道徳なしに兒童たちを自然のままに成長せしめ、以て彼等が成年に達するとき彼等自身の諸原則を選択すべく自由ならしめることを以てより賢明と認めて居るところのそれである。然しなから不幸にも、これ等の見解は人間心理の不知に基いたものである。兒童は就中感化を受け易いものであり、また模倣性の強いものである。そして彼れは彼れか青年期に達するよりもずっと以前に、彼等の父母かこれ等の事物の何れにも無關心であることを發見したとするならば、**眞實**、**義務**、**利己主義の排斥**、及び神と隣人との愛は何等重要ならざる事物の中に屬するものであることを、彼れ

かそれから演繹するに至るのは極めて當然のことである。犯罪的行爲の最も有力なる原因中に數へられる**無道**、**利己心**及び**放縱**は實にそこから來るのである。若しも不良なる諸行爲か單純に社會の福利に反するに止まるものであるならば、それは**惡徳**若しくは**不良行爲の名**を以て呼はれ得る。しかしながら、若しもそれか國法に違反するものであるならば、この場合、それは**犯罪行爲**として類別されることになるのである。

これ即ち**トレッドゴールド博士** (Tredgold) によりて採用されたる見地である。即ち博士は『**精神的缺陷**』 (Mental Deficiency) に關する彼の著述四二二頁に於て、次ぎのことく要約して居る。

『これ等の場合の一大多數に於て、過つて居るものは初めの教育であると私は認める。道徳心と同化性に關する彼等の能力は絶へて展開されて居なかつた。彼等は、實際、その不良なる行動か、大部分、一つの不利なる環境に、不良なる家庭に、そして一つの道徳的教育の皆無に歸せられたる通常社會に於ける犯罪人に比較され得るものである。』

惡性にして且つ犯罪的なる『妄想性』痴愚者 (imbeciles "amants") は道徳的痴愚者とは部分的に相違する、何故なれば、彼等は、單に道徳的にたけてはなく、また知力的にも缺陷性を有するものだからである。彼等の中には、彼等の知力的缺陷の故を以て、法律か彼等から要求するところのものを理解しないものを存する。彼等は若干の行爲か惡事であることを知らないか、若しくは假りに彼等の行爲か許されかた

きものであることに就きて或る漠然たる觀念を有つて居るにしても、尙ほ彼等は如何なる點までそれか怖るべき惡事であるかを理解しないのである。この事實は、熟睡せる或る男の首を斬りたる一「妄想狂」か醒めての後にその男が失くなつた首を捜すのを見るのか面白さに仕たことと告白せる一事例によりて證明される。そこには、また、正則的各種衝動の誇大的表現又は一つの缺陷ある同化能力に惱んで居る他の一範疇を存する。彼等はその時々氣まぐれに従ひて行動する。彼等は子供と同様に動かされ易い。そして彼等の行爲はしはしは偶然の結果である。しかしそれにも拘らず、彼等は尙ほ随時に反覆される一つの特別なる衝動を有つて居る、そしてこの衝動は、幾度もなく堆み草に放火する「妄想狂」乃至は頻繁に少りて觸發されるかに見えるものである。更らにまた、そこには、その主たる異常性が節制と常識との缺乏であるものを存する。この種の痴愚者と道德的痴愚者との間の差異は、極めてしはしは彼等か悪しき行動を爲すことに就きて意識を有することであり、また彼等か煩悶と羞恥とを感得する能力を有つて居ることである。しかしながら、不幸にして、自から「否」といふことか彼等には不可能であり、また正しき歩みを取ることか彼等には不可能であり、従つて彼等は諸々の不良なる衝動と劣悪なる交友とのまにまに動いて居るものである。

更らに、彼等は彼等の行爲に就きて果して責任能力を有するものたるか、従つてまた法律は彼等を處罰

するの權利を有するものたるかの問題を生せしめる人々の他の大きな範疇は「癲狂者」(folie)のそれである。彼等は、就中、その普通の意味に於ける「癲狂」(folie)は決して生來的にか、若しくは極めて幼少なる年齢より存するものではないといふ見地に於て、精神薄弱者から著しく相違せるものである、何故なれば、一つの癲狂的行動は、一般的に、何等かの修得的缺陷性の、若しくはその結果か青年期若しくは成人生活の初期に於て初めて發現する或る状態の結果であるからである。この差異に關する類似の一適例は生理的諸缺陷のそれである。人體の若干部分か既に胎生時から缺けて居たかために、或る個人か常人よりも少い數の指を以て生れて來るといふこと、或ひは彼れか眼なく若しくは耳なくして生れて來たかために、彼れは盲者であり若しくは聾者であるといふことは、極めてしはしは生し得る事例である。痴愚者に在りても同一の關係を有する。また他方に於て、完全なる身體を以て生れて來た人々であつても、或る傷害若しくは或る病患の結果一肢又は數肢を失ふに至ることは、しはしは見られる例である。この關係は精神に於てもまた異なるところはない。即ち彼れの生活の或る時期に至るまでその精神か健全であり、且つ良好なる状態に在つた或る個人か、彼れの精神の若干の部分乃至若干の能力を喪失した結果として、癲狂者、即ち精神病者となり或ひは缺陷者となり得るのである。全然異りたるこれ等二つの範疇の間に於ける大なる實際的差異は、一つの能力若しくは一つの機能か嘗て存在して居た場合には、手當と一つの適當なる環境とによりてこれを改善し若しくはこれを助成する可能性を存するのに反して、かくのことき一つの

能力若しくは機能か嘗て存在しなかつた場合に於ては、最早手當を加ふべき何物をも、また助成すべき何物をも存せないことである。

四〇

以上に於て、私は、大體、精神薄弱者、道德的痴愚者及び癲狂者の何たるかを説明した。若しもこれ等の諸状態か、若干の肉體的疾患に於けると等しく、相互に異なるものであることか一般的に理解されて居なかつたならば、立法と諸規則の制定との諸原則の上に一つの重要な影響を有する議會に彼等の代表者を送る男女の有権者たちは、それを爲すことか彼等の義務とされるこの爾かく重大なる任務を決して充分に果し得るものではないであらう。

次いで私は痴愚者の處遇を、(a)、少年者に對するものと、(b)、成年者に對するものとに區別して考察せむとする。

III 缺陷少年者の處遇

良好なる結果を有ち得べき一つの處遇の開始を可能ならしめるかためには、診断の正しきことか必要とされる。そこには、父母、後見人、學校教師及び醫師たちに精神的缺陷を認識する能力の助成されることか必要である。しかし、一つの紅色發疹は決して誰れにても診断されるものではない。猩紅熱、麻疹、蓋微疹及び『第四病』(The Fourth Disease)〔註一〕は往々にして混同され易い。初めて診察する或る少年の定まらない眼附き、だらしなき口元、一般的無感覺及び彼れの理解無能力か、果して腐敗扁桃腺に、

亂視に、結核に、微毒に若しくは初期發狂に歸せられるものなるか否かを、一つの表面的觀察によりて確定することは、更らにより困難である。しかるに、これ等の状態の間に於ける區別か如何に最高度の重要性を有するものであるか！加之、落着きなき状態、注意の欠缺、及び賞罰に對する無反應は、果して一個の生來偶症に歸せられるものであるか、道德感覺の欠缺に原因するものであるか、若しくは單純に兒童教育の近代的方法に由來するものであるか？これ等の點に關する診断か確定されるとき、處遇の方針は多少とも明示される。そして少年か精神薄弱者若しくは一個の道德的痴愚者なることか確認されるときは、少年に包藏される善の素因を培養し、彼れの有する諸能力を助長し、若しくは尠くとも、彼れの爲し得べき害惡と、正則的能力を有する彼れの朋輩に彼れの與へ得べき損害とを防止することを目的とする諸々の手段を取ることは、まさしく醫術と政府の權能との範圍内に屬するものである。

固よりこれによりて我々か單に一つの偉大なる改革の第一歩を爲すにすぎないものであることは明白である。しかしながら、それは既に久しき以來實現されねはなかつたであらう一つの改革であり、またそれは財政家たち、博愛家たち及び基督教徒たちの熱烈なる同情を呼び醒さねはなかつたであらうところの一改革である。蓋し、財政家たちに取りて、この問題の良好なる解決は、國富の一大經濟の條件を成すものであり、また博愛家及び基督教徒たちに取りては、この改革によりて齎さるべき社會の福利と幸福とは、彼等の生活を主導する原則たらねはならないであらうからである。

精神的缺陷を有する児童はこれを通常の學校に收容してはならないであらう。この種の児童たちは、決して教育の通常の諸方法を利用し得るものではない。彼等は通常の教育が有益たり得べき他の児童たちの損害に於て、彼等の利用し得ざる地位をそこに占めることになるであらう。

これ等の児童は、彼等の教育に努力する教師に取りて、一個の重荷であり、また一つの苦痛である。教師の職業的自覺と興味とは、自のつからこれ等の児童を彼等の級の水準にまで引き上げようと努力せしめる。しかしながら、或る期間無用なる努力を續けたる後、彼れの自覺は鈍つて来る。そして結局これ等の児童に對する特別の注意と努力とを斷念せしめることになるのである。この事實は、教師に對して一つの不良なる道德的結果を齎すものであり、またこれ等の不幸なる児童たちに對して、既に爾かく僅少なるその精神的改善の可能性を餘りにも速かに消滅せしむべき凡ての意味に於て不祥なる一結果を招來するものである。一つの普通學校に精神的缺陷を有する児童たちの混在することは、更らにまた他の児童たちに對しても一個の不正事である。彼等は他の児童たちの學業と訓練とに對する障礙である。そして更らに不良なることは、彼等か残忍性と諸々の不良なる習慣と事物に對する無關心性とを刺激することである。彼等の混在は、正則的ではあるか、しかし訓練を缺如せる他の児童たちに、その包藏する凡ての不良性を助長する傾向を有する。

盲啞者、結核患者及び癱疾者に對して特別なる諸學校を存するのと同様に、我々は精神薄弱者に對して特別の學校と特別の教師とを必要とする。我々は痴呆者と痴愚者との處遇に就き多く没頭する必要を有さない、彼等の必要は極めて少數であり、また簡單である。本來の意味に並ける道德的教育はこれを痴呆者に施すの餘地はない。しかしながら、道德的教育は彼等以上の範疇に屬するものに對しては、絶對的に必要なるものである。そして精神薄弱者の教育は、苟くもそれか適當なる時期に於て開始され、且つ聰明と慈愛とを以て行はれるかきりに於て、精神的弱性の或る進みたる程度に達せる児童を、正則的社會に於て知能の劣位にあるか若しくはその不足せる成員たちの水準まで高め得るものである。また我々は中等及び劣等の精神薄弱者の教育及び發達のために或物を爲し得る。通常の學業はこれ等の児童に取りて毫も利するところかない。そこには、簡單なる文字を書き且つ彼等の署名を爲すことをすら學び得ないものを存する。しかしながら、そこには、例へば女生に對しては、籠編み、機織、裁縫のとき、男生に對しては指物細工、製靴及び農業若しくは園藝勞働のとき手業の多くを存する。より高き一程度の精神薄弱者に對する諸學校に於ては、學級か小分されねばならない。そしてこれ等の學校に於ては、児童たちが有ち得べき凡ての能力の發達を助成する特別の天分を有し且つ忍耐と同情との美德を豊かに恵まれたる教師のみか選はれねばならない。訓練は嚴重であつてはならない。そして各課目に多くの時間か課せられてはならない。そこには、生業的教育と、或る児童に於て見出され得る多少とも特色ある凡ての天分の助長とに専ら周到なる注意を用ひることか必要とされる。かようにして、彼等の活資を獲る能力はあつても、尙ほ通

常人と等しき機會に於て競争する能力なき兒童たちの間に、音樂、製圖又は機械的發明に對する異常なる天分に恵まれたるものたち、或ひは優れたる數學的才能を有するものたちかきはしは發見されるのである。この事實は、かの『アールスウッド (Earlwood) 癲狂院の天才』の場合に於て證明された。即ち彼れは常人と等しなみに生活する能力を有するものではなく、從つて彼れ自身の福利のためにもまた他人の福利のためにも常に保護と特別な監護との必要を有するものであつたにも拘らず、而かも尙ほ彼れは一つの異常なる才能を有つた一機械製圖家であり、そして多數の造船圖案を製作し且つ極めて著しき一個の發明的天才の證據を與へた。しかしそれにも拘らず、この男は、彼れの有する諸々の才能を實際的に使用し若しくは犯罪的暴力行爲への彼れの罕れなる衝動を抑止することには、完全に無能力であつたのである。

痴愚者たちを處遇するに當りて、また彼等の發達を助成し且つ彼等の保護と公衆のそれとを確保すべき諸般の手段を考案するに當りて、我々は常に常識と節度とに於ける彼等の缺陷性の主要なる諸特性に遭遇するてあらう。從つて、そこには就學期間の終りに於て、更らにより困難なる一問題を生ずることになるのである。一つの周到なる教育のお蔭で、彼等としては注目し値する世間並みの進歩をなしたるこれ等の男兒及び女兒に就きて何か爲されねはならないか？洗濯婦として、炊事婦として若しくは女中として良く働きたる少女たち、指物師として、木版師として、裁縫師として、靴工として、農作者として良好なる仕事振りを示した少年たち——彼等の將來は何を必要とするか？蓋しこれ等の若人たちは彼等の生業を修得

した。そして熟練の點に於て、彼等は尠くとも或る程度に於て彼等の活資を獲得し得るものたらねはならなかつたであらう。しかしながら、不幸にも、彼等の知識は單に上塗りにすぎないものであり、そして表面の滑らかなることは敢て木質自體の硬さを證するものではないのは明白である。反對に、教師たちの凡ての努力は缺陷者の精神状態と道德的性質とを變更することに成功しなかつた。一少女か或る地位を得ることとは可能である。しかしながら若しも彼れを扶くるに一つの絶へざる監督かなかつたならば、彼れの監督者によりて供給される『外來的意識』かなかつたならば、彼女は速かに頹廢し、彼女は懶惰に、自墮落に且つ姪逸に陥ることになる。大多數の場合に於て、彼女は、間もなく盗みを爲し、酒と性的放縱とに身をもちくづすに至るのか常である。かようにして、彼女はやかて刑務所を経験する。しかし、この場合、彼女に一つの新たな出發點を供與すべく、假令如何なる努力か試みられ得ようとも、敢て何物も、生來彼女に缺けて居た性格の堅固と、分別と常識とを彼女に與へ得るものではない。彼女が自由に置かれたる後、この薄弱なる精神の持主は、必ず再び、而かも一つのより低き道德的水準に於て、以前の生活を繰返すだけのことである。少年たちの場合に在りても、その辿り行く經過はまた等しく同一である。

薄弱なる精神を有する少年及び青年に達する賢明、善良、且つ經濟的なる處遇は唯一つしか存せない。七歳より十四歳に至る彼等の就學期間中は、可能なるあらゆる方法を盡して彼等の發達を助成することに専念せねはならないか、しかしながら、この就學期間の終ると共に、彼等か爾後自から生存競争に當面し

得るであらうことを期待するのは無謀であり且つ殘酷である。彼等は、彼等の生涯を通して、一つの親切なる監督と一つの注意深き訓練とを免かれ得るものではないであらう。コロニーに收容せられ、充分なる衣食を給せられ、且つ一つの眞愛と同情との温き光に浴しなから彼等の生活を續けるとき、彼等は恐らく彼等自身の給養費の大部分を償ひ得ることになるであらうし、また社會は爾かく多數なる彼等の失敗と彼等の過失との結果から、彼等の虚言、彼等の窃盜、彼等の酒精中毒及び彼等の性的放縱によりて彼等の與へる不安と害悪とから免かれることになるであらう。またかくして、精神薄弱者たちの子孫として慈善病院に於て年々産み落される私生子——恐らくは更らにより薄弱なる精神を有すへき——の率に一個の遞減か期待され得るであらう。

假令そこには我々が希望し得るであらう凡てのものか完成されたと主張することは出来ないにしてもしかし、イングランドとウェールズとに於て、痴愚少年たちの特別教育のために既に多くか爲されて居ることを確認し得るのは我々の幸福とするところである。

假りにロンドンを例に取るとしよう——七百萬の我々の人口の中に、我々は殆ど三〇、〇〇〇の痴愚少年を有する。しかしながら、この數に對して、承認され且つ證明されたであらうものは、單にその四分の一以下、即ち約七〇〇〇人にすぎない。我々は痴愚少年に對する特殊學校を有する、そして證明された兒童たちは凡てこれ等の學校に收容される。我々は全體に於て、この種の特殊通學校 (externals) 八

〇を有し、またエークル・レーン (Acre Lane) に、幼き兒童に對する特別宿舍の設備ある一個の男生寄宿學校 (Pensionate) を有する。ラングフォード (Langford) に、我々は癲癇兒童に對する定員四五名の宿舍を、またチャールフォント (Chalfont) に於ても等く同一定員の宿舍を有する。僅少なる普通教育が授けられるこれ等の學校以外に、我々は更らに教育不能者のために五個の『職業教習場』 ("Occupation Centres") を有する。

痴愚者に對する普通特殊學校に於ては、年齢に準してはなしに、知力の程度に應じて編成されたる學級別の下に、凡ての兒童に、讀み方、習字、算術、歴史及び初等地理が授けられる。そしてこれ等の課目以外に、彼等は種々の生業を修習する、例へば、男生に對しては、木彫、金屬加工、指物及び製靴のことで、また女生に對しては、割烹、洗濯、家政、凡ての種類に亘りての裁縫及び編み物のことで即ちそれである。他方に於て、讀み書きによりて學習する能力を全然缺如せるものと認められたる兒童の送附される『職業教習場』に於ては、最早學課は與へられないか、しかし、指先きを働かす方法によりて彼等の腦の發達を助けるために、また彼等か成年に達するであらうとき、彼等を勤くとも彼等の糊口に寄與し得るたけになすために、勉勵と従順との習慣を彼等に養成する目的に於て、彼等に各種の生業を修得せしむべく、能よかきりの凡ての努力が爲されるのである。

痴愚兒童たちは、先づ混成初等學校に入れられる。十一歳以後、彼等は高等校に移され、そして男生と

女生とか分別される。十六歳より彼等は學校を去るものと推定される。そしてそこには、彼等のために適當なる就職口を見出すべく極力盡力される。ロンドンの痴患者特殊學校に於て、教育せられたる兒童たちの中、七〇乃至八〇パーセントは退學後一つの職に就き得るであらうと考へられる。そこには、彼等自身の家庭に於て有益に使用され得るもの若干數を存する。またそこには使用されるに適應しないものと認められる比較的僅少なる率に於ける若干數を存する。そしてこれ等のものは精神的缺陷者に對する諸施設に再び送附されることになるのである。

ロンドンに於て爲されたる經驗と若干の他の大都市に於けるそれとを比較したる結果、缺陷者の教育が十六歳まで繼續された場合に於ては、退學後就職能力を得たるものの割合は何れの都市に於ても大體上記のとき高率を示して居ることか確認された。しかしながら、約十四歳を以て兒童たちか前記の特殊學校を去ることになつて居る諸都市に於ては、これに反して、その率は三〇乃至四〇パーセントに低下して居るのである。

しかしそれにも拘らず、假令これ等少年たちの精神状態の平均水準か教育を以て改善されて居るにしても、また假令各個の場合に於て、一つの仕事若しくは一つの職業を修得せしめることか可能であるにしても、分別や、常識や、事務を處理する資格やの本質的諸能力は極めて罕れにしか發達しないといふこと、従つてまた、彼等か自律の可能性に到達するのは極めて罕れであるといふこと、且つまた彼等か一つの有

價の仕事長く繼續し得るのは極めて罕れな事態に屬するといふことは、依然として動きなき事實なのである。彼等は一つの有益なる機械となることは出来る。しかしながら、殆ど凡ての場合に於て、彼等にはその全生涯を通して、他人の指揮と保護とが必要とされるのである。

有産階級に層する缺陷少年たちの取扱ひは若干の特別な困難を現出する。その子女に對して自から適當と考へる手當と仕込みとを充分に爲し得る父母たちは、親としての彼等の權利と彼等の責任とに取りて一つの束縛である彼等に見えるところのものに就きて反情を持つ傾きを存するのである。しかしながら上流及び中流階級の兒童たちにしてもまた貧困階級の兒童たちと等しく異常性に冒されて居ることは絶對的に確實である。そして兩者の教育と訓練とに伴ふ諸困難の間に存する唯一の相違點は、前者に屬する兒童たちの父母か彼等に於て必要と考へ若しくは望まじきことと確信する凡てのことを自己の費用を以て試み得るといふだけのことである。この點を除くの外、彼等に取りても、また他の父母たちに取りても、精神的缺陷を有する彼等の子女か諸般の特別な手當と正則的兒童たちに向て充分であり且つ妥當であるそれとは著しく相違せる教授及び教育の或る型式を有要とするものなことは一點の疑ひなき事實である。しかしながら悲しむべきことには、彼等の子女の各自か一つの缺陷を有するといふことを、また知力に缺陷を存し若しくは低能なることの明白なる兒童たちの場合に於て——例へば通常の年齢に於て歩行能力なく、讀書能力なきことき——且つまた、假令知力的には缺陷あるものとは見えなくとも、不良なる行狀、意

地悪るさ及び破壊性に於て一つの悲しむべき早熟性の實證を與へて居る兒童たちの場合に於て、そこに取るべき適當なる處置に就きて彼等に忠言を與へる親切なる専門家たちの關與は、貧者に取りてと等しくまた富者に取りても極めて必要事であるといふことを、社會の凡ての階級の父母たちに納得せしめるのは極めて困難なのである。かくのとき兒童たちに彼等の完全なる自由を許し、且つこれ等の習慣か時の經つに従ひて消失するてあらうとの空頼みの下に懲罰と躰げとを忽かせにするは、自から求めて不幸を招くに等しきものである。正則的兒童たちと一所に異常的兒童たちを育成するのは極めて大きな過失である。それは彼等の何れに對しても悪影響を免かれない。大人しやかに、よく育てられて居ても、異常に知能の遅れたる兒童は、若しも彼れに與へられる訓育にして彼れの特別なる状態に適合して居なかつたならば、彼れの有し得べき唯一の發達の希望は既に奪はれて居るのである。彼れか必ず彼れの兄妹たちから受けるに違いない甘やかしかひは彼れに悪結果を與へる。これに反して、道德感覺を奪はれたる、意地悪き失調的兒童たちの場合に於ては、例へば彼等かしばしば放火を繰返し、又は家畜や彼等よりも年下であり、且つ彼等よりも力の弱い子供たちを頻繁に傷害し、而かも往々にして死に至らしめるかとき多くの不祥なる結果を有ち得る何等かの早熟的犯罪行為の危険か常に存在するのである。些少たりとも異常性の徴候か確認されたる場合は勿論、尙ほ單に異常性の疑ひを存するに止まる場合であつても、遲滞なく或る専門家の忠言に倚頼し、且つそれが可能なるかきり、精神の發達を助成し得べき凡ての手當に同意

し、若しくは尠くとも、その病患兒童の失調の結果に對して彼れ自身並ひに彼れの朋友たちを、保護することか、まさしく彼等の義務であることを凡ての階級の親たちに理解せしめることは、實に焦眉の急務とされるのである。

そこには、疑ひもなく、富裕なる親たちの異常的兒童を或る單一人若しくは或る特殊學校に委託する必要を存するかの問題、そして更らに、或る單一人の監督の下に自宅に於て彼れの教育を爲すことか可能たるべきかの問題か提出されるてあらう。そこには、各個の場合に就きてその特別なる固有の事情か考慮されねばならないのは、固より言ふまでもないか、しかしながら、そこには、兒童か自宅に於て一つの良好なる教育を受け得るてあらう場合は必然的に極めて僅少に止まることになるてあらう。何故なれば、正則なる人々に取りて良好にして且つ有益なる諸影響は、異常者たちには不良であり、且つ有害であるからである。富裕なる人々の場合に於ける最良の處置は、監護者の許に於て若しくは特別に選定せられたる或る住居に於て、單一人の監督の下に兒童を育成することであるかに見える。多數の場合に於て良好なる結果を有つべき一つのより安價なる制度は、精神的缺陷を有する少年たちを若干の權威ある監護者と一人の特殊教師との監督の下に共同に生活せしめることである。この場合、そこには一つの周到なる分類を爲すことか必要とされるてあらう、何故なれば、『不安定的』であり、悪性的であり、而かも一つの早熟の犯罪性を有する精神薄弱者たちと、『安定的』なるそれ等兒童との共同教育を求めることは、最も重大なる一

個の危険を包蔵するものであらうからである。

富裕なる階級の児童たちの場合に於ては、貧困者の児童たちの場合に於けると等しき注意と戒心とが必要とされる。親たちか諸般の必要なる手段を供給し得るといふ事實、又は親たちか教育あり、教化ある人々であるといふ事實は、精神的缺陷を有する児童たちの善良なる發達を保證する上に、如何なる重要性をも有するものでもない。これを保證するかためには、病患児童の再生か必要とされるであらう。

そこには、青年期に達するまで、精神的缺陷を有する或る児童の監督と躑けこのために諸般の注意と處理とを與へ、そして各種の情慾か最も強烈となり、且つ自制力を殆ど存することなきこの生理的成熟期の到來と共にこれ等の用意と處理とを廢止せむとする一制度よりもつと非常識的な何物をも、またもつと殘酷なる何物をも存し得ないであらう。良好なる衛生と快適との諸状態に於て、一つの有効にして同情的なる監督を伴ひたるコロニー、共同生活及びその他の離隔制度は貧困者に取りても富裕者に取りても等しく必要とある。そして、實際、最高度の考慮と扶助との必要を有つて居ながら、面かも今日までそれを與へることの不可能であつたものは、中流の大階級、即ちその所得か僅かに年額數千フランに限られて居る教養ある人々である。彼等は、現今、彼等の異常なる子女たちの必要に應ずべく爾かく困難なる問題に於て、何等の支持をも、また何等の資源をも有つて居ない。慈善病院とコロニーとの現在の數は最も貧困なる階級の必要を満すに足らない。そしてそれか假りに完全なものであつたにしても、これ等の施設は上流及び

中流の階級の必要に順應することから遠いものである。若しもそこに、精神的缺陷を有する児童たちの或る良好なる訓練及び年少者たちと成年者たち——彼等の許に於ける訓練はその目的を達することに成功しなかつた——との或る適當なる離隔の可能性を存したならば、精神的缺陷者たちの不祥なる増加と現に社會を損傷し且つ脅威しつある爾かく頻繁に續發する事故とか著しく減少するに至つたであらうことは、確實である。しかしながら、これかためには、單にこれ等の制度を創設し且つ適當なる教師たちを見出すことを以て充分とするものではないであらう、また聽容的立法は、精神的缺陷者たちか提供されたる利益に均霑するであらうことを保障するに充分でないであらう。

任意的立法か諸都市の自發的行動を呼び起すことは極めて罕れてある。この種の立法はかの『出生の届出』(Notification of Births)に關する法律の場合に於けるかように、一般に、死法に歸する(爾かく大なる價值を有するこの法律は一時全く無治力であつて、それかやかて強要法となりたるまでの十年以上の間殆ど死法に止まつたものである)。それ故に、精神的缺陷者の福利を保證することを目的とする立法は、等しく強要的たるべく、決して任意的たるへきてはないてあらう。

處遇に關して、そこに必要とされるものは、迅速なる診斷、特別の教師、児童に對する特殊學校、年少者及び成年者の離隔並ひに彼等をコロニーに移送することの諸點であらう。

缺陷兒童に對する特殊教育と年少者及び成年者に對する適當なる監督とのためにする凡ての眞劍なる努

力は、同様に義務的たるべく、決して任意的たることを許さないであらう。

寄宿舎に收容する制度に關しては、より高き程度の精神薄弱者たちの寄宿生活ですらも、尙ほそれか良好なる結果を與へるものたることに、恐らく疑ひはないであらう。或ひは彼等の性格から見ても、或ひは彼等の教育から見ても、異常少年たちを處遇するに充分なる能力を有つた男子若しくは女子を見出すことは極めて困難である。寄宿舎に收容せられたる年少者（青年）及び成年者たちか、就中、過度の酒精中毒と性的放縱とに關して、不良なる衝動に支配されるのを防止するのは、恐らく不可能であらう。寄宿舎に收容する處分は、有害なる精神薄弱者たちの衝動的行動に對して、敢てより多く社會を保護することにもならなければ、また精神薄弱者若しくは痴患者の増殖から招來される各種の危険を敢て減少することにもならないであらう。

これか救治薬としてそこには去勢處分か提案された。しかしこの思想か痛烈なる攻撃を受けるであらうことは確實である。固より現行はれつつあるヴァゼクトミー（攝護線輸入管の切斷）の方法か、外科學の見地に於て、極めて簡單であり、且つ危険なきものたることは言ふまでもない。この方法は決して損傷をも、また生活力と營養とを確保する腺の喪失をも招來するものではないか、しかしそれにも拘らず、そこには一つの極めて慎重なる注意を拂ふことを必要とすへき若干の道德的及び精神的要素を存する。精神的缺陷者の場合に結婚を防止することは絶對的に無益である。何故なれば、この種のものには婚姻上の制裁

を期待するものではないからである。高き程度の精神薄弱者たちは極端に情熱的である、そして彼等には固より同化能力が缺けて居る。従つて假りに彼等の結婚を防止することか可能であつたとしても、尙ほ彼等は彼等の種の繁殖を續けたであらう——そしてこの事實は全文明世界に於ける社會の活力と生氣とを絶へず侵蝕しつつある不幸なのである！

V 犯罪的精神缺陷者

この問題は、固より、或る殺人罪若しくは、大逆罪を犯したる一癡狂者の場合に現出するそれと極めて多くの類似性を有するものである。この問題は、既に久しき以來、多くの學者たち——法律家及び醫家——の論争の題目であつた。隨時、公衆はこれ等の論争、これ等の論争及びこれ等の葛藤に参加すべく刺激された。そして犯人の癡狂たることか假定され得る凡ての場合に於て、そこには、復讐の名義に於てよりも、寧ろ今後犯人となり得べき他の人々に恐怖を與へるかために、且つまたそれか可能なるかきりに於て社會を保護するかために、極刑を要求する公衆の一部か見出されるであらうし、そしてこれと同時に、そこにはまた、極力放免を要求するであらう他の一部か存するであらう。何れにしても、制裁の古い復讐的思想は、今や我々に對して一つの重要な勢力を有たないことになつた。しかしながら、この思想を抛棄すると同時に、我々はますます、法律上の制裁の二つの主要なる目的か専ら、(1)、犯人の改善と、(2)、社會の福利とに存することの確かさを獲得したのである。

短期拘禁刑と死刑とは犯人の改善目的を達し得るものではない。またこれ等の刑罰は尠くとも彼れを社會の正則なる一員たらしめることの出来ないものである。他方に於て、長期拘禁刑の言渡は、一つの知力的教育に向つて、或ひは一つの有益なる生業の習得に向つて、或ひは道德的及び精神的改善を招來する諸影響に向つて、より多くの機會を提供するものである。しかしながら、精神薄弱者、缺陷者若しくは癡狂者たる犯罪人の場合に於ては、我々は尙ほこれを期待する譯けに行かない。マックノートンの事件に於て表明せられたる爾かく著名なる諸原則 (Mc Naughton Rules) に従へば、『精神錯亂の原因に就きて一つの防禦を確立するかためには、被告人が犯されたる行爲の性質若しくは特性に就きて意識を有たなかつたこと、そしてそれか一個の重罪たりしことを認識しなかつたことを證明することか必要缺くへからさることである。』最近、そこには、これ等の原則の適用範圍を擴張する目的に於ける多くの策動を存した。そしてこの問題を研究するために、アトキン判事を委員長とする一大委員會が任命された。この委員會の報告 (一九二三年十一月) に従へば、會議の結果は次きのことくであつた。——(1)、或る罪に就き刑事被告人となりたる者は、彼れの行爲か、精神病のために、實際、被告人から凡ての抵抗力を剝奪する一つの衝動の下に犯されたるものなるときは、その行爲に就き引責能力なきものと認められねはならない。(2)、上記の場合を除く外、凡てマックノートン事件に於て表明せられたる諸原則を維持することを要する。

多數の權威者は、固よりこの原則が著しく公衆意識に投合するものであるにしても、尙ほそこには、重

大なる罪を犯したる被告人にして、精神的缺陷を理由とする責任無能力に彼等の防禦の基礎を置くもの取扱ひに關する諸原則を全部新たに制定することを以て、寧しろより有價值としないであらうかを注意した。しかしそれにも拘らず、現時の法律はこの決定とマックノートン諸原則とに於て體現されて居る。そして疑ひもなく、そこには、その抵抗力が萎微せる人々に於て見出される一つの異常なる力を有つた諸々の衝動の影響の下に殺人罪の多數が犯されて居ることの充分なる證據を頻繁に存するのである。

法律の適用に従事する人々は、疑ひもなく、現時の死刑の適用が毫末も犯人の改善に資するものでなくまたそれか公衆を保護するに極めて不十分なものに止まることの結論に到達するであらう。何故なれば、それは單に社會からその公敵の一人を除くにすぎないものであり、そして一個の偽殉教的の光輪を以てその死を包むことによりて、死刑の適用は、既に犯罪的素質を具有せる他の多くの失調者たちの諸々の衝動に對して、豫防としてではなく、寧ろ極めて蓋然的に刺激として働くものであるからである。ここに於て、犯罪の抑壓は、衝動的なる一つの死刑によりてよりも、寧ろ一つの犯罪癡狂院に終身拘禁することによりて、恐らくはより確實に實現されるであらうことか、そして公衆は、想像を挑發し且つ數百の人々の犯罪的衝動を鼓舞する一つの方法によりて唯た一人の危険なる個人を淘汰することによりてよりも、寧ろ生涯を通して不斷に繼續する一つの用意周到なる拘禁の下に行はるるこの贖罪の方法によりてより有効に保護されるであらうことか示唆され得るであらう。

そこには、例へば精神異常者の拘禁に最もよく適合せる施設の種類如何といふかことき、附随的ではあるかしかし考慮すべく極めて重要な若干の問題を存する。しかしながら、この問題を考へるに當りては、先づこの場合の犯人は所謂「天刑に惱める」憐むべき人間であることを許さねはならないのであるから、その當然の結論として、假令その拘禁か、公衆の保護を確保するために、極めて嚴格のものたることを要するにもせよ、しかしそこに課せられる諸條件は、一つの刑務所に於けるそれよりも、寧ろ一つの慈善病院に於けるそれたることを要することになるであらう。

犯罪人を非犯罪人から、そして暴力的且つ攻撃的なる失調的痴愚者を従順なる失調的精神薄弱者から區別することは、官憲に取りて、より用心深き且つより便宜なる處置とされるであらう。刑事裁判所と行政官憲と、その何れかこれ等の處分を執行することを適當とするかの問題に至りては、たゞ訴訟手續の諸問題に關して經驗を有する人々にその解決を一任するのほかはない。しかしながら、場合によりて犯人に條件附若しくは確定的釋放を與へることを要するものは何れの官憲たるべきかの問題に關するかきり、私には寧ろこの場合、釋放に關する問題自體か決して提出せらるべきでないかに考へられる、蓋し社會に對して極めて重大なる或る犯罪の原因を成したる諸缺陷が内在的のものであつて見れば、失調的犯罪人に於けるこれ等の諸缺陷は彼れの死に至るまで消失するものではないであらうからである。

IV

報告者

Mme Ellen F. Penson,

Membre du Conseil de surveillance des aliénés et défectueux mentaux, Londres.

この都會に於て、我々には、危険なる諸傾向を現示する異常成年人（精神的見地に於て缺陷を存する精神薄弱者）に關して取らるべき處分を検討すべく要求されて居る。

「危険なる諸傾向」なる語は一つの極めて廣汎なる解釋を必要とするものであらう、しかしながら、この報告の關するかきりに於て、我々の検討するものは、彼等の反社會的行動若しくは反社會的諸傾向のために、他人若しくは國家に對して一個の危険を構成する精神的缺陷者に存することを、私は假定するであらう。私の理解するところに從へば、所謂「危険なる」個人は、單に暴力及び犯罪の傾向を現示する人々にのみ止まるものではなく、この範疇の下には、またその不良なる諸々の習慣と諸々の道徳的類とか彼等自身と彼等の隣人に對して變化の一淵源を構成する人々をも包含することになるのである。

私かここに爲し得る凡てのものは、それか如何なる點まで成功したか、また如何なる場合に失敗したかを示すことによりて、この範疇に屬する人々を處遇するためにイギリスに於て取られたる各種處分に關す

る一つの説明を諸君に提供することである。

プログラムに含まれる諸問題は大体次きの諸點に歸する。

- (1)、危険なる缺陷者〔註一〕はこれを處罰すべきであるか？
- (2)、社會は彼等の掠奪に對して如何にして保護され得るか？
- (3)、彼等か收容せらるべき施設は如何なる種類のものたるべきか？
- (a)、一つの癡狂院（イギリスに於て現時『精神病院』と呼ばれて居るもの）はこの場合可能にして且つ推賞すべきものたるか？
- (b)、危険なる缺陷者に對して一つの特別施設を有つことを適當とすべきか？
- (c)、犯罪的缺陷者と非犯罪的缺陷者とは同一諸施設内に收容せらるべきか？
- (4)、危険なる諸傾向を有する少年に對して如何なる特別處分か取らるべきか？

〔註一〕『缺陷者』(defectueux)なる語は、この報告の凡ての部分を通して、精神薄弱なる者若しくは精神的見地に於て缺陷性を現出する者を表示するために使用されるであらう。

若しも我々か彼等の幼時より危険なる諸傾向を有する缺陷者を發見し、且つ彼等に彼等の場合に適切な處遇と保護とを供給することか出来るならば、我々は成年者處遇の問題の錯綜を著しく減することになるであらうか故に、ここには前記諸問題の記載せられたる順序を顛倒して、先づ最後の問題から初める

ことか寧ろ適當とされるであらう。若しも我々かそこに適當なる方法を取るならば、我々は、彼等か尙ほ就學年齢に在る間に、缺陷者の大多數を發見し得るものであることを、私は主張する。ロンドン市參事會の心理學者シッル・バート博士(Cyril Burt)によりて既に完成せられたる研究は、まさしくこの斷案を支持し、且つ反社會的の行爲に誘導する特殊の精神的諸特性を既に就學年齢中に、觀察し且つ指摘することの可能なるべき所以を證明するものである。行狀の變態、正則的兒童に存する誠實と正直との程度から絶へず逸脱すること、通常の諸情況に順應する能力の欠乏——これ等の凡ては直ちに一専門家の側に於て研究の對象たらねはならないであらう。そこには、兒童か家庭に於て如何に且つ如何なる環境中に生活するかを研究し、そして父母に諸般の權威ある忠告と一つの徹底的援助とを與へることか必要とされるであらう。環境か有害なる諸結果を有つ若干の場合に於ては、地方學務官憲に、兒童を一つの『寄宿學校』(Residential School)に送附する權能か與へられねはならないであらう。

イギリスに於ては、——假令それか一二の關係に於て尙ほ今後の完成を必要とするものであるにしても——この方法の實行を可能ならしめる機構か既に存在して居る。兒童の中にて、精神的缺陷を存する凡てのものを確定し且つ彼等に特殊學校を供給すべき義務か、法律によりて、地方學務官憲に課せられた。財政上の理由から、政府は、情況によりてこれ等特殊學校の免除を認めるの止むなきに至つたか、しかしこの義務は近き將來に於て一般的に強行せらるべきことか希望されて居る。一と度、凡ての缺陷兒童か一つ

の専門的觀察に附せられ、且つ彼等に一つの特殊學校か供給されたてあらうならば、危険なる諸傾向を有する者の發見はより容易になるであらう。そこには、一つの施設に於ける保護を必要とする凡ての場合を一九一三年の『精神的缺陷に關する法律』(Mental Deficiency Act)に依りて設置せられたる『精神的缺陷者監護委員會』(Committees for the Care of Mental Defectives)の手に引渡すべき權能を地方學務官憲に附與するために、既に若干の法律的處分か取られた。危険なる諸傾向を有する缺陷者の場合に向つてこれ等の新處分の必要なることは明白である。そしてそこには、既にこの方法によりて取扱はれたる場合の一大多數を存する。

しかしながら、そこには往々にして、明白に監護の必要を存する諸場合か、所謂『精神的缺陷に關する法律』に適合せる證明〔註二〕の困難を理由として、『精神的缺陷者監護委員會』に引渡されないかこゝき結果を生して居る。特徴ある一つの知力的缺陷に憐むて居る一兒童の場合には、何等の困難をも存せない。かくのこゝき兒童は凡て痴愚者若しくは精神薄弱者として類別されて居る。そして醫師並ひに裁判官か彼等の場合に、證明書及び命令の署名を拒絶することは罕れてある。大多數の場合はこの性質のものであるか、しかしながら、そこには尙ほその中に最も危険なる缺陷者を包容する少數の場合を存する。

蓋しそこには、殆ど若しくは全然知力的缺陷の認むべきものを存することなしに、而かも尙ほ道德的に缺陷者たるものか即ちそれである。彼等に於ては、社會的諸本能は毫末も發達して居ない。彼等の行動は

極端に個人主義的であり、従つてまた絶へず反社會的である。彼等の抑制力は極めて微弱であるか若しくは全然欠けて居る。そしてその結果、彼等は凡ての種類の暴力行爲と犯罪との先天的一傾向を示して居るものである。明白なる知力的缺陷の多くの場合を處理することに慣されて居る醫師や裁判官たちは、これ等のものに對して彼等の證明書を與へることを躊躇し、且つこれ等の反社會的行爲の發見か腦の一缺陷に歸せられるものなことを認めない。彼等は常にかくのこゝき者は處罰の必要を存すべき一犯罪人であると宣言する。そして彼等は彼れかまた一個の精神的缺陷者であることを否認するのである。その缺陷か殆ど全部的に凡ての道德的若しくは社會的感の欠缺に存したる若干の精神的缺陷者の存在に關して、『精神薄弱者に關する王國委員會』(Royal Commission on the Feeble Minded)の名稱の下に、一九〇三年に任命せられたる王國委員會に提出せられたる審議案は極めて力強く且つ極めて明確なるものであつた。かくて委員會はこの案に基きて、王國醫師會の意見を徴したる後、その使用せる『道德的痴愚』(imbecillie morale)の文字に就きて一つの定義を確立した。この定義は殆ど無修正のまま議會によりて採用され、且つ『精神的缺陷者に關する法律』中に採り入れられた。即ちこの法律上の定義は次きのことくである。——『道德的痴愚者、即ち、彼等の幼少なる年齢以來、強烈なる背德的若しくは犯罪的諸傾向と結合せられたる或る精神的缺陷か實證せられ、且つ、彼等に於ては制裁の威嚇か殆ど若しくは全然その効果を有せざりし者』

〔註二〕、『精神的缺陷者』の收容を許す醫學上の證明書。

しかしながら、知力的缺陷ではなしに、精神的缺陷に就いて語つて居るこの定義にも拘らず、そこには尙ほこの種の缺陷者たちに對して、彼等に必要なる繼續的注意と保護とを獲得することの困難なることを我々は注意せねはならないであらう。そこには第一に、醫家及び裁判官たちに向つて、知力は單に多數精神能力中の一つにすぎないものであることを一般的に徹底せしめる必要を存する。トレッドゴールド博士 (Tredgold) が極めて巧みにそれを言つたかように、『正則的精神はそれ(知力)よりもすつと澤山のものから造られて居る。正則的精神は、その有する諸々の知識を現在及び將來の各種の必要に適用することを個人に可能ならしめ、また豫知し・比較し、區別し、かくて自から諸々の判断を形成し、並びに彼れの本能的諸傾向を制御し、且つかくして形成せられたる諸々の判断に従ひて彼れの行動を整理することを彼れに可能ならしめる統覺の諸能力を包容する。正則的精神は、また等しく、或る種の行爲が善であり、そして他の種のものか悪であることを彼れに感得し得しめるもの、また正認に關する精神、即ち個人的責任、諸般の社會的義務、道德的努力を尊重する情念を彼れに生れしめるもの——この種の情操的諸現象乃至各種の感情を包容する。これ等の現象は、單に、人間の中に深く根差して居る本質的に利己的なる諸本能に對抗する自覺、抑制及び情緒を働かしめる一つの大きな力を有つて居るばかりではなく、また彼れの行動を彼れの隣人の利益に向けようとする衝動を觸發せしめる一つの直接的力を有つて居る。それ故に、こ

れ等の情操現象はまた人間の社會的生活を可能ならしめるために本質的に必要なる諸要素を成すものである。これ等の情操現象の領域に於ける一つの缺陷か一個の精神的缺陷性を構成するものなることは明白である。——道德的痴患者の特性を成すものは、即ちこれ等の抑制力に於ける一つの缺陷性なのである。そして公式の定義が指示するところのものは、またそれなのである。』

不幸にして、道德的痴患者を犯罪人から區別し得るかためには、精神の諸機能に就きて一つの深き認識を有つことか必要である。そしてこれに就きて最後の鍵を握つて居るものは、一般的に、醫師と裁判官とである。加之、ビネ・シモンの精神検査の不正確なる用法は、常識と用心とを以て我々自から行動し且つ我々の事務を處理すべく我々を有能ならしめる他の諸能力——確かに純粹に知力的ではない——を排斥して精神の知力的諸能力に一つの過大なる重要性を與へることになつたものであると、私は考へて居る。

若しも私か一つの科學的基礎に基きたる一つの適當なる證明を得ることの諸困難——上記のことき——に就きて爾かく縷説したとするならば、それは、この場合、そこに見出される解決がまさしくたつた一つてしかないことを、言ひ換へれば、そこには、各地方に、精神的諸疾患若しくは精神的諸缺陷に悩むて居る凡ての個人に與ふべき診断、『證明』、教育、監護及び取扱ひ——關して相談を受くべき精神病専門の一職員を存せねはならないであらうことを、私に於て確信して居るかためである。若しもこの組織か法律上確認

されるに至つたならば、そこには、『證明』の一つの正則的定型を確立し、且つ危険なる諸傾向を有する缺陷者たちに逸早く認知せしむべき多くの機会が見出されることになるであらう。

一と度、これ等の一人々か缺陷者であることか證明せられ、且つ彼等かかくのとききものとして確認されたかきりに於て、そこには、更らに彼等を教育し且つ彼等を處遇するための最良の諸方法か特別なる研究と特別なる經驗との對象を爲さねはならないであらう。處遇は、出來得るかきり、各個の場合に適應するものたることを要するであらう。一部の兒童たちに取りては、若しも彼等の父母かそれの諸々の困難を充分に理解することか出來て、而かも精神病専門家の諸般の指示と忠告とを實行し得るものであつたならば寧ろ一個の自宅處遇か望まじきこととされ得るであらう。他の兒童たちに對しては、彼等を家庭的環境から遠けることか本質的に必要とされるであらう。そしてかくのときき場合に於ては、國家は適當なる保護者の監督の下に、若しくは『寄宿學校』に於て與へられる一つの適切なる教育を命することによりて、自衛手段を講ずる權能を有たねはならないであらう、そしてそれは、生理的及び精神的缺陷を有する兒童に關して既に存する國家の諸權能を單に擴張するたけのことに歸著するものであらう。蓋しこれ等の場合に於ては、かくのときき兒童たちの特別の疾患か處置せられ、且つ彼等に一つの特殊の教育か與へられ得る特殊學校に彼等を送附することか、父母に對して既に義務的とされて居るからである。しかしながら、現時の法制の下に於て、かくのときき兒童たちに對する處遇のために、彼等をその家庭から引離してこれを

一つの『寄宿學校』に送附し得るのは、彼等の場合に對する一つの通學特殊學校かその附近に存在しない場合にかきられて居るのである。加之、所謂『精神的缺陷法』によりて、そこには更らに父母の承諾か要求されて居る、しかしながらこの承諾か理由なくして拒絶されたものであることか裁判官によりて決定される場合はこのかきりでない。兎も角、これ等の規定ははは一つの行政的活動を不可能ならしめるものである。そしてこれかために或る種類の缺陷兒童たちは、また何等の特別教育をも 若しくは何等の特別保護をも受くることなしに成長し得ることき極めて悲しむべき事態を生し得るのである。

上來、私は専ら問題の豫防的方面のみ検討した、そしてそこに私か證明しようとするものは、我が現時の特殊學校制度を完成し且つ充實することによりて、我々は缺陷者の一大多數を危険となり且つ反社會的となることから妨げ得るであらうことであつた。次きに生ずる問題は、危険なる諸傾向か彼れの行動の中に現實的に發現し且つ法律との抵觸に彼れを導くに至りたる場合に於ける兒童の處遇に關するそれである。

イギリスに於ては、かくのときき兒童に對する處遇は、所謂『精神的缺陷法』第八條に準據して爲され得る。今これを簡單に説明するならば、この法條によりて、或る經罪事犯に就きて有罪と認定せられたるか、若しくは或る特殊工業學校（感化院）に送付され得るものと判定せられたる一つの缺陷者は一つの『證明』の對象となり、且つ一個の犯人として處遇される代りに、一つの保護監督に附せられ若しくは缺

陷者に對する一つの施設に送附せらるべきことを命ずる權能が裁判所に與へられて居るのである。同法第九條は、一醫師の證明によりて、或る刑務所、或る『矯正院』(Reformatory)若しくは或る特殊工業學校(感化院)に於て一つの拘禁刑若しくは一つの拘置處分の執行に服しつつある者か一個の缺陷者なることが確認されたる場合、彼れを缺陷者に對する一つの施設に移送する權能を國務大臣に附與して居る。この二個の法條は、まさしく、精神的缺陷を有する兒童たちか、彼等の状態の要求する監護と教育とに最も克く適合せる種類の施設に送附されたてあらうことを保證するものたらねはならないであらう、固よりこれ等法條の適用は、私か上に説明したかような、精神的缺陷の定義を知力的缺陷に限定せむとする傾向によりて幾分制限されて居るにしても、しかしそれは既に可なり廣い範圍に於て適用された。この取扱ひの方法に於て注意されるてあらうものは、懲罰の思想かそこに殆ど若しくは全然混入して居ないことであり、そこに存するものは、單に、缺陷兒童か彼れの状態に最も克く適合せる種類の教育を受けるてあらうことを保證するため爲される一つの努力にのみ止まることであり、そして更らに、そこには危険なる諸傾向を示さなかつた他の缺陷兒童たちから彼れを離隔するために何物も試みられて居ないことである。私は、他の兒童たちとこれら共同て取扱ふべく不可能であつたまでに爾かく狂暴なる、爾かく惡變せる、若しくは爾かく危険なる兒童たちの場合に遭遇することは極めて罕れてあつた。固よりそこには多くの害惡を與へそして恐らくは他の兒童たちに對して一つの不良なる影響を與へる兒童たちの一大多數を存するてあらう

ことを、私は疑はない。しかしながら、また他の一面に於て、大多數を占めて居るものは、依然として温和にして安定的なる普通の兒童たちであり、そして彼等はそこに全體を支配する一個の主調を與へ、且つしは、無規律にして狂暴なる兒童たちの上に一つの幸福なる影響を與へて居るのである。全體から考へて、危険なる兒童たちのために、これら他の兒童たちから全然隔離したる一つの特別の施設を設置することには、寧ろ反對すべき多くの理由を存するものと、私は考へて居る。兒童に於て、假令部分的にもせよ、苟くも他人に對する心遣ひと社會的感覚との特性を助成する何等かの機會を存するかきりに於て、そこには、常に『團體的精神』によりて與へられる諸利益を彼れに供與することか肝要である。その凡ての寄宿生たちか、彼等の隣人に對する彼等の義務に就きて全然無感覺なる無政府主義的個人主義者のみに止まる一つの施設は、これを管理するに怖るべき危険を伴ふものであらうしそしてかくのとき環境の下に於ては、恐らく匡救の可能性は殆ど期待され得るものではないであらう。

制裁の有效性に關する問題は後に検討されるてあらう。
我々は今や成年者の問題の研究に到達する。

我か初等教育制度にも拘らず、そして大部分、その不完全なる運用のために、そこには、彼等の兒童時代に發見されず、而かもその存在か或る犯罪若しくは社會的に不祥なる或る出來事の結果として初めて公衆に認知されるに至る危険なる缺陷者の多數を存する。『精神的缺陷に關する法律』第八條及び第九

條の規定は少年者に對すると等しくまた成年者に對しても適用され得る。即ちこれ等の人々を犯人として處遇しそして一つの拘禁刑若しくは罰金を以て彼等を處罰する代りに、裁判所は、彼等が『精神的缺陷に關する法律』によりて缺陷者として『證明せられ』、そして等しく同法によりて一つの認可施設に送附せらるべきものたることを命し得るものである。これ等の者の中には、單に小うるさく、厄介たといふに過ぎない各種の發現から、狂暴にして手に負へないほどの他の種の發現に至るまでのあらゆる程度の精神的失調と危険なる傾向とを現示するものか見出されるであらう。彼等の處遇に就きて見出される困難は、大部分、行政に關係するものである。そして執拗にして危険なる被拘禁者の場合に於ける特別處遇の必要を理解したる『精神的缺陷法』の制定者は、同法中に、この種の缺陷者に對する一施設を創設する權能を國家に附與する一規定を挿入した。蓋し、温順なる缺陷者たちの收容を目的とした一つの工業的若しくは農業的『コロニー』に一二の犯罪的缺陷者若しくは危険なる缺陷者か這入つて來るといふことは、それから生ずる避けかたき結果として、鎖鑰を施したる門戸の設備を初めとして、他の在所者たちに取りては必要なる種々の制限を必要とすることになつたであらう、何故なれば執拗なる成年犯罪者の感染力は少年たちの場合に於けるよりも遙かにより重大なるものを存したからである。加之、一つの認可施設若しくは通常『コロニー』に彼等を共同に收容することは、これかために、また當然、より重要な職員を必要ならしめ、そして回避すべく極めて望ましくないこととされる一つの『刑務所的雰圍氣』を創り出すことになつたて

あらう。國立の施設か創設されたのは、即ちこれ等の理由によるものである。しかしながら、彼等か無保護状態に至つた間、一つの反社會的行動を爲し且つ重き犯罪を犯して居た缺陷者の多くは、彼等か一度適當なる監護を受けるかために、種々の誘惑から遠けられたるとき、極めて温順となり且つその取扱か極めて容易となつたものであること、そしてこの場合、彼等は、他の場合に於て頻繁に行はれて居ると同様に、また通常の認可施設に送附され得るものであることを、我々は忘れてはならない。従つて、イギリスに於ける國立施設は、物理的狂暴性を實證したる缺陷者並ひにその行狀か或る通常施設の紀律を害する性質を有する缺陷者のために主として使用されるものなごか認められるのである。

それ故に、我がイギリスに於ては、狂暴性若しくは危険性缺陷者に對する一施設を存する。國費を以て創設せられたるこの施設はまた國費を以て維持せられ、そして『監督委員會』(Board of Control)によりて指揮されるものである。私はそれに就きて一つの簡單なる記述を與へ、且つその管理に固有なる諸困難の若干を指摘せむとする。この施設はノッチンガム州のラムプトン(Rampton)に設置されて居る。そしてそれは初め犯罪癲狂者收容所として使用される目的の下に出來たものであつた。これにウォーウィック(Warwick)の一小施設を加へて、この施設は男女合計約四〇〇名の成年者を收容し得る。そしてそれは尙ほ目下擴張中に屬するものである。そこに期待され得るかように、ラムプトンに送附せられたる凡ての病者は、他の如何なる施設に於ても何等施す術のなかつた人々である、彼等は何時にも彼等の看護人

若しくは彼等の仲間を攻撃し、また器具、食器等を破壊し得るものである。そして彼等は殺人若しくは自殺を企てる惧れから嚴重に監督されねばならないものである。これ等の病者に一つの癲狂證明書を交付し且つ彼等を癲狂者收容所に送附することに存したる往時の方法は毫も満足なる結果を與へなかつたことか確認された。何故なれば、彼等の亢奮状態か沈靜に歸したるとき、そこには、これ等の缺陷者を最早癲狂者と看做す譯けに行かなくなり、従つてその結果彼等を解放して居たことか發見されたからである。然るに彼等の惱みつゝある潜在的な精神缺陷は一つの常住的性質のものであるか故に、彼等はやかて再び貧困に、暴方に、また犯罪に陥つた、そして救済施設に、刑務所に、若しくは癲狂院に於ける生活を再び開始するのが彼等の殆ど決まり切つた運命であつたのである。

固より、單一の施設内に於て、亢奮し易く且つ激し易き狂暴なる病者の一大多數を一所に生活せしめるといふ問題が様々な大きな困難を現出するものであるのは言ふまでもない。我々か彼等をラムプトンに送るのは、就中、彼等は他人と共同生活を爲すに適應しないものであるのを實證したものはあるか、しかしそれにも拘らず、我々の第一の任務は尙ほ彼等にこの共同生活を習得せしむべく試みることに存せねばならないかためである。そしてまた實際、各個の患者を隔離することを必要としたる全體の日數か最近年度中六二パーセントに減少したる事實によりて、我々はこの點に就き尠くとも或る程度まで成功したものと認められ得るのである。我々は患者たちの一般行狀に於けるこの改善を、彼等を屋外に出してしめ、そして

より規則正しき且つより多様な仕事を彼等に供給する設備の増加に歸して居る。またそこには、彼等を隔離する設備の一大多數を常に必要とするものなことを、我々は同時に確認する。一室一床の設備の與へる静寂の便宜は我か患者たちから著しく尊重され、そして彼等は、彼等か精神の亢奮や激動の兆しを感じるるとき、しはくその獨房に引籠ることの許可を要求して居ることを確認するのは、一つの注目すべき事實である。

患者たちに規則正しき、雑多な、而かも興味ある仕事を供給することか最大の肝要事であると我々は考へるのであるか、しかしそれは容易な事柄ではない。我か患者たちは、通常精神薄弱者たちに比して、遙かにより速かに一つの規則正しき作業に倦怠を感じる。最も從順なる者の一部か最も簡單なる手工以外の仕事を修得するには知力的に餘りに著しく缺陷的であるのに對して、また最も知能の發達せる者の一部は、彼等に作業用の道具を與へるには餘りに狂暴である。しかしながら、我々は克服することを要するこれ等の凡ての困難にも拘らず、尙ほそこには一大進歩の事實を存する。男子に對して、我々は一製靴工場と、一裁縫工場と、一指物工場とを有する。そしてそこには更らに一刷毛工場か間もなく完成されることになつて居る。女子は婦人服並ひに男子用下着類の製作と修繕とに従事する。彼等は凡ての種類の靴下類を編みそしてそこには將に一機織工業か發達せむとして居る。彼等の一部は現に良好なる薄紗を製作して居るのである。尙ほ知能の最も劣りたる者は、洗濯及び炊事を含めたる家事作業に従事して居る。園藝及

ひ農事は男子に取りて最も貴重なるものである。そして園藝は若き女子に對して更に有効であることか認められた。そしてこの仕事は更らに助長されむとして居る。これ等の凡ての作業は共同に課せられねばならない。蓋し、この場合の共同生活は常に若干の制限の下に行はれ、且つそれは短期間の隔離を必要ならしめる暴力及び喧噪の行爲によりて中斷されるものであるにしても、尙ほそこには、この種の人々に一つの社會生活を營ましめる目的に向つての事實上の一進歩を存するものと考へられるからである。

狂暴性患者たちの處遇に於て生ずる他の一問題は慰安と娛樂との適當なる手段を彼等に供給することの必要である。それは、單に彼等の保健と彼等の幸福のためばかりでなく、また彼等に取りては直ちに彼等の死活を支配するほどの一個の重要性を有つた彼等の處遇そのもの、一部を構成するものとしての本質的に必要な問題である。かくのとき手段は、共に生活し、且つ人間相互の間に於ける凡ての關係に必要な互讓の精神を獲得することを彼等に修得せしめるために爲されたる凡ての試みの基礎を形成せねばならない。大部分に於て、これ等の不幸なる人々の悩むて居る精神的缺陷を構成するものは、この能力の欠缺である。我々は彼等の有する幼稚なる凡ての社會的本能を開拓するため可能なる凡ての努力を爲さねばならない。そしてその努力に成功するかためには、共同の遊戲、娛樂及び氣晴らしは本質的に必要な事柄である。一つの適當なる娛樂室を設備することは、この種患者たちの收容に充てられたる施設に於ける第一の必要事と認められねばならないであらう。

一個の適當なる分類を確立することの困難は、恐らく我々が解決することを要する主要なる問題に屬するものであらう。ラムプトンに收容せられたる精神的缺陷者の類型は、全生涯を通して監護を必要ならしめるものであつて、而かも簡單なる手工的作業以外には適せない「痴人」(idiot)の類から、その精神的缺陷が主として彼等の生活する社會に順應することの無能力によりて認識される所謂「鈍物」(moron)の類に至るまで千差萬別である。たゞ凡ての者に共通なる特性は彼等の狂暴なる、危険なる、そして反社會的なる諸傾向である。ラムプトン在所者の一部は直接刑務所から、他の一部は墮落せる他の被收容者たちとの彼等の混淆かしは、避けかたき公設救貧施設から移送されたものであり、そして一大多數はボルスタル施設から來たものである。これに對して精神薄弱者に對する諸施設から來た若干のものは比較的無邪氣であつて、彼等は單に狂暴なる氣質とヒステリーの發作との犠牲者たるにすぎないものである。ラムプトンの患者たちは凡て、あらゆる知力の程度を代表する十六歳以上のものであつて、而かも殆ど凡ての種類に就きて前科を有するものを包含して居る。一部のものには尙ほ弱年であり、そして教育によりて改善されることの可能なるものであるか、これに反して他の一部のものは、新たなる凡ての反社會的行動に赴くことから彼等を防護し、且つ出來得る限り彼等をも等しく幸福ならしめることを試みるより以上を彼等のために爲すことの希望を我々に可能ならしめるかためには、餘りに遅く入所したものである。

こゝに於て、第一に爲さるべき、而かも最も重要な分類は、恐らく尙ほ改善の餘地を存すべき最も年少なる在所者たちを、根深き習慣を有し且つ既に回復の途なきまでに悪化する最も年長なる在所者たちから隔離することである。そしてウオーウィックの施設の開設はこの意味に於ける一つの努力であつた。我々は最も多くの希望を存する我か若き婦人在所者の約三十名をこの施設に移送した。我々はこれ等の患者たちに對して一つの大きな個人的感化を與へ得る一名の女看守を附した。そして我々は、一つの力強き教育と一つの適切なる訓育とによりて漸時これ等の患者たちに彼等自身を支配する習慣と責任の觀念とを培養することに努めて居る。蓋しこれは、彼等をして再び社會に於ける通常の生活に復活すべく堪能ならしめ、且つその場合、彼等自身の力を以て彼等の生計の途を講し得る能力を獲得するに至らしむべき唯一の方法であらうからである。我々は今後更らに男子の年少在所者に對しても、また同一の試みを實現したいと考へて居る。しかしながら、この計畫は固より多數の困難を現出する。それは必然的に高價である、何故なれば、それは、極めて特別な諸々の資格を具備せる多數専門家の職員と嚴密に經濟的なる一基礎に基きて管理され得るより小なる多數單位を包容する施設とを當然要求することになるからである。しかしながら、既にウオーウィックに於て爲されたる經驗の成功したることか、そして我々が尙ほウオーウィック在所者の若干を、彼等の必要を自から充足し且つ獨立に生存し得る状態に置くことに成功したることは既に證明されて居るかきり、この制度のために我々の投したる最初の經費は充分に正認され得ると

なるであらう。固より今後の成績は尙ほ時の経過に徴するの外はないか、しかし、兎に角、我々の取扱ふものは、他の諸官憲が絶對的に改善不能なるものとしてその處遇を斷念したるものみに限られるのであつて見れば、假令それか極めて部分的に止まるものにもせよ、尙ほ我々は或る程度の成功を以て満足せねばならないであらう。

國立施設の最初の企圖は、彼等の全生涯を通して監護を必要としたる治癒不能にして同時に改善不能なる患者たちに一つの避隱所を供給せむとすることに存した。しかしながら、そこには、一つの永久拘禁を以て、より若き且つより理知的なる人々を幸福ならしめることの殆ど不可能たるべきことか、また何等變改の望みもなく彼等を無限に拘禁することは彼等に取りて一個の怖るべき運命であつたことか、速かに明認されるに至つた。その結果として、「監督委員會」は、假名義の下に在所者を一つの部分的自由回復せしめることを、而かもまた例外的場合に於ては、彼等の完全なる解放をすら可能ならしめ得べき教育及び教化の方法を鍊成すべく既に久しき以來全力を注ひて居るのである。しかしながら、差し當り、これ等の努力は尙ほ或る著しき程度に於てその實績を擧げるまでには至つて居ない。

一九一六年に一つの國立施設が創設されて以來、そこには二八一名の男子と三一八名の女子とか收容された。その中四五名の男子と一〇五名の女子とは、彼等の狂暴にして危険なる諸傾向か一度沈靜したる後精神的缺陷者に對する各種認可施設に移送された。二名の男子と二五名の女子とは癲狂院に送附された。

退所處分若しくは假退所處分によりて、自由生活に就き一つの試練の機會を與へられたる患者たちの中、好結果を収めたものは、單に男子五名と女子十二名とに止まつた。七名の男子と二三名の女子とは確定的に失敗して、再び施設の監護を受くべく送還されねはならなかつた。従つて、社會生活を回復するに堪能となりたる患者の比率は極めて微小であることか認められる。しかしながら、入所する患者たちの平均年齢が低下するてあらうとき、分類と教育との方法が改善されたてあらうとき、そして與へられたる教育に善應したる患者たちに假退所の處分を與へる制度が更らにより完全に運用されたてあらうとき、この比率は恐らく増加し得るてあらうことか期待される。

この種患者の收容に充當せられたる一施設の管理によりて我々に與へられたる八年間の經驗を基礎として、今やこの議題に含まれたる諸問題を有益に論議することか可能であるかに考へられる。第一の問題は制裁のそれである。虚言、竊盜、放火は凡ての形態の下に於ける暴力——殺人及び自殺をも含みたる——によりて發現するこれ等の缺陷者の反社會的行爲は一つの精神的陷缺若しくは一つの精神的障礙の結果である。私は確信するものであるが故に、苟くもそれか報ひられたる一つの刑罰と看做されるかきりに於て、制裁は明らかに正認されかたきものである。我々は一つの生理的弱點、一つの病患若しくは一つの陷性のために、人間を處罰する譯には行かない。若しまた制裁か威嚇の手段と看做されるとするならば、それは何等の有效性をも有たないものであることか確認されるてあらうと私は考へる、何故なれば、これ

等の患者たちにありては、精神の最も高き諸能力、即ち觀念聯合の諸能力が著しく缺けて居るからである。假令彼等か原因と結果とを結合するに足るだけの、また刑務所か惡事の當然の報ひてあることを理解するに足るだけの精神を有つて居る場合であつても彼等は尙ほ、來るべき一つの制裁の恐怖によりて、彼等の直接的満足を斥け得るために必要な制止能力を缺いて居るのである。彼等の中の一大多數は常に反覆して拘禁刑を執行されたものであることか事實によりて、そこには、制裁の恐怖か我か患者たちに毫も作用するものてないことか理解され得る。幼少なる兒童に對する教育手段としての制裁に關するかきりに於て、そこには論すべきより多くを存する。若しも制裁か惡しき行爲に直接的に結合され、そしてそれか不變的に繰返されるならば、缺陷者の精神中に、一つの習慣を確立するに充分なるべき觀念聯合の小さな芽生へか形成されるのは可能であり得る。しかしながら、この場合に於てすら、尙ほ且つそれは制止能力の存否に關係するものである。假令そこには、何程厳しく打擲しようとも、盜食せざるべく決して調教することの出来ない若干の罕れなる犬と一大多數の猫とを存するにしても、尙ほ動物の大多數はこの方法を以て仕込まれ得るのであるか、しかしながら、苟くもそれか我々の同胞に關するかきりに於て、我々は恐らく『缺陷者たち』に對して爾かく反覆的に身體罰を試みる譯けには行かないてあらう。

『監督委員會』の監督の下に置かれたる凡ての施設に於ては、身體的懲罰は嚴禁されて居る。そして紀律の維持のために、そこに使用される手段は諸種の小なる利益乃至特典の剝奪である。それは恐らく最も

確かなる方法たることを失はないであらう——尤も、私一個の意見としては、苟くも兒童に關するかきりに於て『學務局』(Board of Education)の認めたる方法の採用と嚴正なる規則に準據したる若干の懲罰を科する權能を教育主任に附與する制度とを適當と考へるものであるにしても、若しも我々が制裁の問題を除外するならば、我々は、結局、社會は危險なる缺陷者に對して自から防衛しそして彼れをその意に反して一つの施設に拘置する權利を有するものと結論するの外はない。我々は彼れ自身の福利のためよりも、寧ろより多く他人の福利のために彼れの自由を剝奪するものなことを理解することか肝要である。彼れは一個の徹底的個人主義者である。そして彼れは、一つの施設の監督の下に一個の社會的生活を營む義務からよりも、假令その間刑務所に於ける拘禁期間を伴ふにしても、尙ほ自由に行はれ得る暴力と犯罪的行爲との一存在から、寧ろより多くの利己的満足を買ふものであることは、恐らく確實であらう。彼れの自由の剝奪は、社會の側に、彼れに對する若干の責任を負課する。そこには、尠くとも假り名義に於ける部分的自由への復歸を彼れに可能ならしめるかために、彼れに於て尙ほ社會的諸本能を充分に開發する餘地なきかを見る目的に於て極めて周到なる一つの努力が爲されねばならない。若しもこの努力が失敗に歸するときは、次ぎに來る努力は、施設内に於ける彼れの生活を、出來得るかきり苦痛少く且つ幸福なるものたらしめることを目的としなければならぬであらう。

次ぎに検討すべき問題は施設の様式である。イギリスに於て、我々かこの種の缺陷者たちのために一個

の國立施設を創設したのは正當であつたと、私は確信する。蓋し醫師の大部分は彼等を癡狂者とは認めない。従つて彼等は絶へず癡狂院から拒絶されて居る。加之、また他面に於て、精神錯亂の發作から回復しつつある患者たちに犯罪的缺陷者たちとの雜居を餘儀なくすることは、彼等に對して一つの大きな損害を與へるものである。これ等の理由から、この種の缺陷者に對しては、必然的に別個の一施設が要求されるのである。管理上の諸困難にも拘らず、成年の患者たちは凡て單一の施設内に集結されねばならないであらうと、私は考へる。たたこの場合本質的に必要なることは、この施設か一つの分類を確立する諸般の手段を廣く有つて居ることである。この施設は二部に分たれたる一つの新入者收容室を有たねはならないであらう、そしてその一部は刑務所常顧客の墮落せる惡性缺陷者たちに對するものであり、他の部は單純に激しき發作的興奮の犠牲たるにすぎないもの、若しくは往々にして年少者に於て見出される自殺傾向を有するものであつて、而かも墮落せる惡性者たちと共同に生活することによりて著しき惡影響を受くべき缺陷者たちに對するものである。そこにはまた、假令彼等か作業若しくは遊戯に於ては共同に生活し得るにしても、尙ほ夜間には隔離されることを遙かにより適當とすべき多數の患者たちのために一大多數の單床寢房の設備を必要とするであらう。この外、またそこには、假りに釋放され得べき見込を有する患者たちをその精神状態か或る施設内に於ける一つの永久的監督を必要ならしめる缺陷者たちから隔離すること可能ならしめるために、この異りたる二つの定型の在所者に對して相互に隔離されたる監棟を存すること

を必要とするであらう。蓋し患者たちのこの二つの範疇を隔離することによりて、そこには嫉妬と不平との多くの機会が避けられ得ることになるであらう。分類の適當なる手段を有する一つの施設は犯罪人と非犯罪人との階級の混淆を敢て惧れる必要はない、何故なれば、一部の犯罪者たち（即ち犯罪に就き處刑されたるもの）が極めて良好なる行狀を持し且つ極めて取扱ひ易きものであるのに對して、若し一部の缺陷者たちが犯罪者の階級中に編入されなかつたとすれば、それは單に或る罪を犯す機会が尙ほ現出して居ないかためにすぎないものなことを我々は忘れてはならないからである。

行政に關するかきりに於て、醫師と裁判官とを加へたる公衆が精神的缺陷の全體の問題に關して今少しく正確なる知識を有つに至るであらうとき、我が現行の制度は恐らく満足なる形に於て運用されることになるであらうことを私は信せむとするものである。一九一三年の『精神的缺陷に關する法律』はまさしく行政の追求すべき進路を創定した、しかしながらこの法律は、現今、最初の處分を取ることを要する人々の間に於ける諸般の特別知識の欠乏によりて、その効果を妨げられて居る。患者たちは、獨立の二名の醫師の證明書と一裁判官の命令とを添付したる一つの請求書の提出に基きて、或ひはまた犯罪人に關する場合に於ては、裁判所又は國務大臣の命令によりて、國立施設に收容される。全體に於て、これ等の方法は満足するに足るものである。しかしながら我々が既に注意したかように、そこには、『精神的痴愚者』の定義を専ら明瞭なる知力的缺陷の症狀を有する人々に制限して、他の精神的諸缺陷を有するものをこの範

疇から除外せむとする傾向を存する。そして證明を與へる人々によりてこの點が正しく理解されなかつたであらうかきりに於て、そこには、保護、教育及び監督の明確なる必要を有し而かも極めて危険なる患者たちの一大多數が彼等の反社會的生活を繼續すべく放任されることになるであらう。しかしながらこの困難の克服は、結局科學的教育とこの問題に關する完全なる知識との漸時的普及の結果に待つの外はないと考へられる。そこに第一に必要とされる處置は精神病者の場合に關する凡ての處分を先づ州參事會若しくはその州の市參事會の同一委員の手に、そして更らにこれを中央機關としての『監督委員會』に集中することであらうと私は信ずる。各地方廳は、凡ての困難なる場合にその意見を徵し得べき一名の精神病専門家をその衛生部員中に存置することを要するであらう。

結 論

本國際會議に於て討議すべき議題説明書の中には、問題の實際的方面の検討せらるべき希望が特に表明されて居る。私は我がイギリス法の關するかきりに於ける行政の實際上の諸困難とそこに採用せられたる運用の方法とに就きて説明することを努めた。しかしながら、この報告を結ぶに當りて、私は本國際會議が願くは諸般定義に關する問題を併せて充分に検討されむことを切望する、何故なれば、我が『精神的缺陷に關する法律』に於て採用せられたる諸定義は、社會に取りて極めて重大なる意義を有する實際的諸困難を現に生せしめて居るほど爾かく難多なる解釋の餘地を残して居るからである。私は、ここに直接我々

に關係を有する「精神的痴愚者」の定義に就きては既にこれを説明した。しかしながら、私は、「精神的缺陷に關する法律」に準據しての反社會的個人の證明に關して多數官憲の間に生ずる異論の結果、社會若しくは個人の保護が實行されて居ない場合に關する事例は、尙ほこれを舉示しなかつた。然るに、實際に於て、そこには次に擧げるかごとき多數の實例を存するのである。——刑務所の醫員によりて久しき以來、一個の危険なる缺陷者と認められたる一人の男が「監督委員會」に引渡され、そして國立施設に拘留された。この施設内に留まるかきりに於て何等の誘惑によりても刺激されなかつた彼れは善行を持續した。そして醫務員によりて、彼れは所謂「精神的缺陷法」の「道德的痴愚者」の定義中に這入るものではないと決定された。その結果、彼れは再び刑務所に送還された。かくして彼れは、彼れの刑期の終るを待つて刑務所から釋放されねばならないことになるであらう。——前に數個の有罪判決を受けたる或る危険なる缺陷青年が國立施設に送附された。然るに醫務員たちの間に同様な意見の相違を生したる結果、彼れは缺陷者に非ざるものとして解放された。その後十日にして、彼れは強盜のために新たに逮捕された。かくして、彼れは彼れの刑期の終了を待つて新たに釋放され、そして引續き暴力行爲若しくは犯罪を犯すべく自由の身となるであらう。——賣煙、酩酊及び暴行のために數回處刑せられ、そして狂暴にして危険なる缺陷者として國立施設に移されたる若干の婦人は、醫務員によりて、所謂「精神的缺陷法」の定義中に這入らないものと宣言された。かくして彼等は解放されねばならなかつたであらう。——類似の場

合に屬する多數の患者たちが既に釋放されて居た。そして彼等の釋放後間もなく罪を犯したるの故を以て彼等は新たに刑務所に送られた。——放火に就きて起訴され、そして「精神的缺陷法」第八條によりて或る施設に送付せられたる一少年は裁判官によりて釋放された、そして釋放後數週を出てすして、彼れは更らに一つの新たな放火罪を犯した。——幼き少女たちに對する暴行のために處刑せられたる性的頹廢に關係したる類似の諸場合に於て、患者たちは、上記法律の意味に於ける缺陷者に非ざるものとして、釋放せられ、そして間もなく類似の犯罪に就きて新たに處刑された。——社會が危険なる傾向を有するこれ等の人々の犯罪に對して保護される必要を有するのは明白である。そして法律若しくは法律の適用がこの保護を與へるに未だ充分でないことも等しく明白である。一部の醫師及び一部の裁判官たちはこれ等の場合に於て、彼等危険者を缺陷者に非すして犯罪人なるものと認め、そして彼等を施設から退去せしむべきものと主張する。また他の醫師若しくは裁判官は、かくのごとき場合に於て、犯人は確かに缺陷者であり、そして「精神的缺陷法」の保護を必要とするものであると主張するであらう。

しかしながら、意見を異にするこれ等凡ての官吏たちにしても、苟くもそこに改善の何等かの機會を存するかきりに於て、社會の利益のためにも、また本人自身の利益のために、決して釋放を勸告すべきでないこと考へることに於ては恐らく一致するものであらう。若しもこれ等の人々が純粹に且つ單純に彼等の行為の結果に就きて判斷されるならば、何人も彼等を拘禁することを敢て躊躇するものはないであらう。蓋

し、彼等のために、また我々自身のために最良の方法を採用することを我々に妨げるものは、彼等に一個の符牒を附することの不詳なる必要である。我々か彼等に正確なる符牒を附したことの確實でないかきり我々は彼等の自由を剝奪することに一つの戦慄すべき怖れを感じる。しかしながら、釋放せられたる後直ちに、一つの者は或る有價物に放火し、他の者は小供たちに暴行を働く二人の人間を我々か犯罪人と呼ぶか或ひは缺陷者と名附けるかか爾かく大なる重要性を有つてあらうとは考へられない。イギリスに於ては若しも彼等か缺陷と認められたならば、我々は、今日、彼等に對して有効に行動し得る。しかしながら、若しも彼等か犯人と認められるならば、それか不定期拘禁制度の採用まで行かないかきり、彼等に對する如何なる處分も充分ではないであらう。しかしながら、犯罪及び缺陷性の諸原因に關して、また——若しもその一つを存するとすれば——兩者の間の境界線か何處に引かれねはならないであらうかの問題に關して、更らに我々かより多くの知識に達するまでは、そこに取らるべきより賢明なる處置か、單に行爲に基きてのみ處置することであるのは確かである。若しも我々に、性的頹廢、暴力的犯罪、又は放火か有害にして且つ反社會的なるものと思料されるならば、我々かこれ等の行爲に對して我々を保護するために適切なる豫防手段を取る權利を有することは確かである。若しも我々か悪性なる犯罪者と道德的缺陷者との間に餘りに精細なる差別を立て、そして彼等の行動する様式に従ひてこれ等の個人を判断せむとする空想から我々の精神を解放し得たであらうならば、我々は更らに幸福なる改革の遙かにより多くを達成したであらうことを、そしてその結果として犯罪の一大減少を招來したるべき一政策の實現に着手したものであらうことを、私は深く確信するものである。

處遇の成功を期するかためには、常に嚴正に實行せらるべき極めて重要なる二三の原則は、次きの諸點に存するであらう。

- (1)、一つの適當なる分類を可能ならしめるために、我々は充分なる數の諸施設を有たねはならない。
- (2)、諸々の反社會的習慣を根絶する目的と一つの職業教育を與へる目的とに於て、我々は可能なる凡ての努力を爲さねはならない。
- (3)、我々は彼等に一つの部分的自由を與へるために被拘禁者を條件附に釋放することに存する經驗を利用せねはならない、そしてこの場合、我々はまたそれを必要とするとき彼等を再拘禁する權能を有たねはならない。
- (4)、個人の教育と感化とのために試みられたる凡ての努力か失敗に歸したる場合、我々は、この者か最早社會に於ける生活に順應し得ないものであることを承認しなければならぬであらう。そして社會の利益のために、我々か人間に取りて最も貴重なるものと考へられたる自由を彼れから剝奪する場合、我々は彼れの制限せられたる生存を、また能ふかきり彼れに取りて苦痛少きものたらしめる

へく試みねはならないであらう。

そこには、若しも犯罪人か缺陷者として取扱はれたならば、そして若しも彼等が一定の期間に於ける一つの拘禁刑によりて確定的方法を以て處罰されなかつたならば、社會は直ちに解體したてであらうことを信するかに見える人々の多くを存する。制裁によりて吹き込まれる有效なる恐怖、即ち制裁の威嚇力を確信する人々に向つて私は言はむとする、苟くも推理し且つ豫見する能力を有するかきりの凡ての者に取りて若しも彼れか一つの反社會的行動を爲すことを固執するならば、その結果彼れは當然改善不能なる一個の精神的缺陷者と看做されることになり、従つてまた永久的に一つの國立施設内に拘禁されることになるであらうことを知ることの確かさか彼れに吹き込むであらう恐怖よりも更らにより有效なる如何なる恐怖もあり得ないであらうと。ラムプトンに於て、患者たちか彼等の解放を要求するとき、我々は、若しも彼等か善良なる行狀を持するならば、そして若しも我々か彼等に充分なる信任を有するならば、我々は條件附に彼等を釋放するであらうことを彼等に言ひ聽かせるを常とする。然るに、これに對して、彼等は殆ど一樣に、寧ろ刑務所に居る方が遙かにましてあつたと答へて居る、何故なれば、この場合、彼等は彼等か何時釋放せらるべきかを知り得るであらうからである。一つの不定期間に向つての自由の剝奪は、或る確定期間中刑務所の處遇に服せしめられるそれよりも遙かにより強き一つの制裁である。ラムプトンに於ける被

拘禁者たちは一つの良好なる給養、遊戯、娛樂及び舞踏會を有ち、そして彼等は危險なしに彼等に與へられ得るかきりの諸般特權を享有して居る。また彼等は患者として處遇されて居るのであつて、そこには毫も制裁を存して居ない。しかしそれにも拘らず、彼等の凡ては尙はこの寛大なる處遇よりも恐らく一つの定期拘禁刑を選ふものであらうと私は信する。果して然らば、犯罪人又は缺陷者たる一つの符牒を彼等に與へんとする如何なる企てをも豫想することなしに、危險にして反社會的なる凡ての個人に就きて一つの科學的研究と一つの科學的處遇とを開始することによりて、そこには決して社會を破壊するの懼れを存すへき理由はないであらう。

次代の人々は、ここに我々の検討したる種類の人々か社會の利益のためにそれか必要とされる間だけ拘禁せらるべきことを熱心に要求するであらうことを、そして彼等か拘禁されるであらうとき、そこには彼等を治療し、彼等を改善し且つ彼等を教育するために可能なる凡ての努力が試みらるべきことか承認されるであらうことを私は希望する。一つの長き試練の後に、彼等か治療不能であり、改善不能であり、且つ教育不能であることを立證したる人々に對しては、彼等を拘禁し、而かもまた、彼等を幸福ならしめるために、且つ彼等を能ふかきり最も有益なる方法に於て使用するために凡ての實際的手段を取ることは、まさしく社會の義務であると私は考へる。

報告者 Le Dr Aug. Ley,

Professeur de psychiatrie à l'Université de Bruxelles.

犯罪と精神的異常性との間に密接なる關係を確認することは現今の通説である。犯罪學者たちの凡ての研究は、慣行性犯人の一大多數か、殆ど常に或る缺陷ある環境によりて加重されたる精神的劣性と精神的諸缺陷——しはしは遺傳的にして而かも體質的なる——を現示するものなことを確認することに於て一致して居る。

これ等の異常者の間には、我々か精神薄弱者の中に區別する二大階級が容易に認識される。即ち知力的異常者（痴愚者、耗弱者、低能者）と性格的異常者（無紀律者、不安定者、離道德者 *indisciplinés, instables, amoraux*）かそれである。

實際的に、この二種の異常者は、彼等の幼少時代中には低頭者に対する特殊學校及び感化院に於て、更らにその後には刑務所に於て見出されるものであつて、彼等は輕罪裁判所及び重罪裁判所の常顧客を形成するものである。

極めて頻繁にはないか、しかしそこには、充分なる、そして往々にして優秀なる知力的水準を有ちな

から、而かも道德心に缺陷を存する定型か考察される、そしてこの定型は犯罪的異常者の種々の態容中に於て最も危険性の少き部類を構成するものではないのである。

刑事人類學の父チエザール・ロムブローゾか些か誇張の嫌ひを免かれないにしても、しかし極めて鮮明にそれを指摘したかように、これ等の異常者の大部分は極めて明確なる解剖學的及び生理學的缺陷 (*fautes*) を現出するものであることを、この報告に於て注意するのは有益なことである。蓋しそれは殊更ここに詳説するまでもなく、彼等に於けるこの種缺陷の存在はまさしく現實的に在つて、ロムブローゾ派の諸學說に反對する人々の側に於てすら、尙ほ承認されて居る事實なのである。これ等の痕痕 (*stigmates*) は、慣行性犯罪人の間に於ける一個の異常的體質の存在を立證するものである。そしてこの體質は、我々をして彼等の腦に於て同種の變質の機能的發現を觀察せしめ、且つ彼等の異常的にして而かも反社會的なる諸反動を理解せしめるものである。

ロムブローゾ學派の影響の下に、一部の犯罪學者たちか固執せる人體測定 (*mensurations anthropométriques*) は無用なる贅澤物としてしはしは批難された。しかしそれにも拘らずこれ等の研究は有益である。蓋しそれは上記異常者たちの大部分か備むて居る深大なる體質的缺陷の觀念を、我々により明瞭ならしめ且つより本質的たらしめる上に寄與するところか尠くないからである。固より、我々はこれ等の測定を適當に淘汰し、そして恐らくは、反社會的及び犯罪的行動との相關性の最大多數を現出する缺陷性の研究に

これを約元することを以て適當とするてあらうか、しかしながら、これ等測定の原則は何れにしても基礎的であり、そして維持すべく重要なものである。

これ等慣行性犯罪人の精神的諸缺陷は、解剖的諸癍痕よりも恐らくは尙ほより明確であり、且つより頻繁である。

漸時刑務所に這入り込むて行つた精神病學者たちによりて近年來熱心に研究せられたるこれ等の精神的缺陷は若干の特性に要約され得る。しはしは知力及び情的機能の上に認められる精神的不充分か同時に道徳感覺の重要な諸缺陷を伴つて居ることか、即ちそれである。マニヤン (Mania) ナジー (Rage) 及び彼等の學徒の名に於て、フランス精神病學派か明瞭に記述したる他の精神的諸缺陷は、不安定性、衝動性、並びに職業的及び社會的不應化性によりて構成されるものである。

一つの精神病的遺傳と一つの缺陷ある環境との產物たるこれ等凡ての癍痕はしはしは節制なき有害なる諸習慣によりて加重されて居る。我々かこれ等異常者の個人的經歷を入念に研究するとき、彼等の精神的及び社會的活動の凡ての上に悲しむべき異常なる陰影を投ずる呪はれたる諸缺陷の徴候か彼等に於て發見されるのは、殆ど常に彼等の搖籃時代に遡源するものである。

しかし、それにも拘らず、彼等は癡狂者及び譫妄者としての精神病者から明確に區別される。彼等は『刑法上の責任無能力者』即ち一癡狂院に收容せられ、且つ處遇せらるべき病者の範疇内に包容されるも

のではない。

彼等は道徳感覺の患者たちから明確に區別されたる一範疇を構成する、そしてこの範疇は譫妄者と類化され得るものでもなければ、また同一の方法によりて監護され得るものでもない。

我々はこの報告の主題に入る前に、これ等の異常者の一般的特性とその心理とに就きて概説することをお要とするてあらう。

先づ第一に問題とされるのは、彼等か果して『責任能力者』たるかの點である。既に極めて汎く論議されたるこの言葉は、苟くもその目標か道徳的責任に置かれるかきりに於て、固より何等科學的意味を有するものではない。この觀念は、それが精神錯亂、即ち心神喪失の状態を否定することに役立つものたるかきりに於てのみ理解せらるべきものである。これ等の異常者は明かに癡狂者ではない。彼等に對しては『半狂人』(Demi-fou) といふかこゝとき名稱か一般世間及び新聞界に於て可なり廣く行はれた。蓋し所謂『減弱責任能力』か彼等の領分であつたのである。しかしながら、哲學的見地に於て背理的な、法律的見地に於て維持すべからざる、醫學的見地に於て辯護するに困難なこの減弱責任能力の學説は、社會的見地に於て一個の眞正なる危險を構成するものである。蓋し減弱責任能力の觀念は、我が刑法の現狀に於て必然的に刑の減輕を招來することになり、且つ既に一般に認められたる社會防衛の原理と直接衝突するに至るものである、何故なれば、減弱責任能力は、本質的に危險にして、而かも彼等の體質自體の上から累

犯傾向を有する人々を早期に釋放することになるからである。

ギルバート・バレット (Gilbert Ballet) と共に、我々は彼等の責任能力に関する解き難き問題に就きて彼是れ論議することは姑く回避したい。そして我々は専ら彼等の『危険性』(noivie)に関する問題にのみ我々の検討を局限したい。

もしはしは論争されたる他の観點は、『これ等の異常者は處罰せらへきか』である。極めて重大なる問題である。『彼等は改善能力を有するか』——これまた同様に激しく論争されたる他の問題である。

若しも處罰が單に一個の復讐目的をのみ、一個の殘忍性をのみ有つべきものであつたならば、また處罰が單に犯人に對して社會の正當なる怨みを晴らすことにのみ制限せらるべきものであつたならば、我々はこの場合の處罰を無益にして、而かも不祥なるものとすら認めることに一致したてゝあらう。

但しなから、刑罰が毫も憤怒に觸發されることなく、また復讐や應報の觀念に基くこともなく、ただ一方に於てこれを威嚇性の一要素たらしめると同時に、他方に於てはまたこれを改善の一要素たらしめむと真る考への下に、一個の治療的精神に於て適用されるべき、そこには、また明らかに刑罰がその效用を有し得るであらうことか承認され得るのである。

個人的責任の感情は犯人の大部分に於て存在する。この感情は、その行爲か一つの明白なる病的定命に支配されて居る若干の譫妄者に在りてさへも、尙ほ主觀的實在として觀察され得るのである。

加之、この感情は基礎的にして且つ根柢的である。この感情は我々の倫理的諸反動の必然的にして且つ充分なる理由であり、そして社會生活の凡ての可能性を條件附けるものである。

その知力的諸機能の若干部分は比較的良好に發達せる我が體質的異常者たちに於て、我々かこの感情を發見するのは、毫も異とするに足らない。

道德的決定論に就きて主張される哲學的見解の如何に拘らず、これ等の異常者を、責任無能力者として即ち彼等の類廢的機械作用に無防禦に放任せられたる人間として考へるのは、教育的見地に於て悲しむべきことであらう。

反對に、そこには、彼等の道德心の反應を刺激し、且つ或る有利なる意味に於て意識的に指導されたる諸活動が彼等に於て可能なることを彼等に信せしめることか必要である。

處罰は一個の治療的性質を有し、且つ本人の改善を目的とするものたることを要する。私はここに、或る特別の領域に於て、治療的處罰の充分に生きた一例を示すであらう。私は嘗て或る精神病院に於て年齢二十歳の或る耗弱少女の治療に當つた。彼れは往々にして癩癪を起し、彼れの仲間と爭論し、彼等を毆打し、且つ仕事を拒絶して居た。そこで、我々は、彼女に對する『處置』として、規則正しく、毎日二時間つつ全身冷濕布を施用した。我々はこの治療方法が彼れの氣分を沈靜するに至るであらうことを穩かに彼れに説き聽かせた。そして、この効果は實際に於て獲得された。しかしながらこの少女

は毫もそれを誤認することなく、彼れに不愉快であつたこの冷濕布を明確に一つの懲罰と解釋したのである。

九六

就中異常者に對する『懲罰』は、若しもそれか彼等を改善する効果を有たないならば、決して許さるべきものではないであらう。これを言ひ換へれば、獨房拘禁のとき長期の組織的處罰は、彼等に對して排斥されねはならない。或る糧食又は烟草を彼れに禁止することによりて、被拘禁者に或る食慾上及び感覺上の満足を剝奪するかとき、一時的に低劣なる諸本能を利用することは、明白に有益たり得る。しかしながら、嚴しさ、威嚇及び強制を永久的制度として適用することは、假令そこに所期する目的かこれ等の極めて特別なる個人の精神状態と諸般の反作用とを眞に改善することに存する場合であつても、尙ほ許さるべきものではない。

しかのみならず、その適當なる改修と緩和との下にロムブローゾ學派の思想を採用するとき、恐らく我々は漸時、慣行性犯罪人を、最早處罰するを要する犯人としてではなしに、監護するを要し且つその危険から自から保護するを要する異常者と認めるようになるであらう。そして『犯罪は狂氣と等しく一つの不幸である』となすフェリ(Ferris)の思想か漸時一般的見解の流れに導入され得ることになるであらう。精神病者たちか囚人と看做され、そして何等の温味もなき一つの強力なる鎮壓の諸原則か彼等に適用されて居たのは既に百年の昔のことであるのを我々はここに回想するであらう。

異常犯罪人の處遇の基礎を構成せねはならないものは作業であり、そして特に屋外作業である。彼等の間の最大多數に最も克く妥當し且つ彼等の有する諸種の適能及び不適能を最大限度に利用し得るものは農業的仕事である。

知力の不充分なる者か處遇される凡ての農業コロニーに於て獲得せられたる成功は、就中顯著である。しかしながら、手仕事は常に彼等の失調せる精神的諸活動の聲調を助成する大原則であつて見れば、一部のものに對しては、また某々の簡易なる職業部門に於ける工場作業か利用され得るであらう。

犯罪的異常者 (anormaux criminels) は改善可能であるか？

廣く流布せる、而かもまた最小勞力の法則を要請する人々に取りて極めて都合よき一つの見解は、彼等を凡て治癒不能のものとして看做すことに存する。そして論者かこの見解を支持するために憑據するものは、この種の異常者を收容する諸施設の統計によりて示される累犯率の高度なることである。

我々はこの悲觀的見解に、イギリス、アメリカ及びイタリヤの若干の施設に於て獲得せられたる良好なる成績を對抗し得る以外に、また我々は、これ等異常者の再教育及び再應化の方法か尙ほ極めて幼稚であることを自認せざるを得ない。

若しも我々か彼等を獨房に拘禁し、そして彼等の刑期終了後、何等の監督も、保護も援助もなしに彼等を社會に放出することを以て満足して居るならば、我々かこれによりて不成功以外の結果を獲得しなかつ

たことを毫も驚いてならないのは確實である。

しかしながら、若しも、人類學的、社會學的及び心理學的過程に於ける一つの個別的的研究に基きたる一つの再教育及び社會的再應化の處遇を受けたる後、これ等の異常者か、監督と道德的援助との下に、一つの有利なる環境に置かれ得るならば、そこにしはしは著しき成功が獲得され得るであらうことは疑ひない。

社會防衛の目的に於て監護することを要する異常犯罪者 (*criminels anormaux*) に對しては、如何なる組織が要求されねばならないか？

社會防衛の行政は成年異常犯罪者に對して次きの諸施設を準備することを要するであらう。

(1)、逃走の危険を保障する一つの制度を有し、而かも農業コロニーに於ける作業並ひに工場に於て施行される各種の手工を可能ならしめる拘禁及び再教育を目的とする或る施設、

(2)、治癒可能にして、而かも勞働による社會的再應化の能力を有する精神病者に對する或る療養コロニー (*asile-colonie*)、

(3)、極めて危険なる異常者に對する或る保安所。しかしながら、手工はこの施設に於ける處遇の基礎を構成することになるであらう。

後の二種の施設は純粹に醫療的性質を有するものたるべく、そしてこれ等の施設には、裁判上の處分を

受けたる者以外のものを收容する譯けには行かないであらう。普通の精神病者と犯罪人とを共同に收容することには種々の重大なる不都合を存する。普通の患者たちを犯罪人たる患者たちと共同に收容することに對して、普通患者の家族たちかしはしは抗議して居るのは正當である。

これに反して、無攻撃的となり、且つ無差別的となりたる一部の犯罪譫妄者たち (*déliquants criminels*) を一般精神病院に送附することには何等の不都合をも存せない。蓋し彼等はこの種病院内に於て大衆の中に混和され、そして病院内に於て彼等の過去は一般的に知られて居ないからである。

癲癇性及び癱瘓性異常者に對して特別なる拘禁施設を設けることは等しく有益である。そしてこの施設に於ては農事作業か彼等の再教育と彼等の處遇との基礎とされねばならぬ。

ベルギーに於ては、この報告によりて指示されたる意味に於て、組織化の第一歩が實現された。我が刑務人類學實驗所の長として著名なるヴェルヴェック博士は、彼等の精神的組織若しくは彼等の『責任能力の程度』の如何に拘らず、凡ての犯人を同一結構の諸施設内に集中すべき案を工夫した一註一。

〔註一〕 Verwaack: Le traitement de tous les délinquants dans le cadre pénitentiaire (Congrès de médecine légale, Paris, 1924)。

異常少年に關するかきり、農事作業の可能性と若干の稼業の實習とを伴ひたる再教育の施設に收容することか最も一般的に使用される方法である。海上學校 (*Navires-écoles*) に收容することによりても、また

種々の有利なる結果が認識された。

家庭的應化の方法は、殊に、ゲールのコロニー (Colonie Gheel) に於て實現され得た。しかしながら、我々はこの處遇かより一般的に適當とされる少年の種類を決定するために據るべき原則を豫しめ確立する譯けには行かない。しかし兎も角も、そこには往々にして、或る施設に於ける集團的教育の凡ての試みに反抗の態度を示した少年たちの驚くべき應化の實績が擧げられて居ることを注意せねばならぬ。

要するに、異常未成年者に如何なる處遇を適用するかの問題は極めて困難であつて、常に個別的に判斷されねばならないものである。

刑務所に收容せられ若しくは或る特殊施設に於て處遇される危険なる諸傾向を有する凡ての異常者に對してこれを支配すべき原則は、常に社會的安全、即ち社會防衛の原則である。この目的に於て、不定期刑言渡若しくはこれと類似の何等かの處分の適用は必要缺くべからざるものである。そして我々のためにこれの諸原則と實際的可能性とを決定することは、まさしく法律家たちの緊急の時務とされるであらう。

これ等の凡ての異常者の釋放は、醫術方面、人類學方面及び社會救濟方面の専門家を以て構成せられたる一合議機關の意見に基きて、常に司法官憲の處分によりてのみ行はるべきものであらう。

危険なる異常者に關して取るべき處分に就きて一般的に結論するため、我々はこれ等の處分を次きの三種に區別して考察せねばならぬ。

1、豫防——學齡低能兒のために特別學級を設置し、且つ犯罪的傾向を示す少年たちを早期に探診すること。同様に、殊に痴愚者の教育に任ずる異常者收容所 (asiles pour anormaux) の監督制度を組織すること。これ等の低能者及びこれ等の痴愚者の生活自體を監督し、彼等に一つの眞摯なる保護を與へ且つ彼等のために一つの有效なる輔成制度を組織すること。

少年審判官との聯絡を保ち、且つ感化、再教育乃至矯正目的の諸施設を退去する者に對して一つの保護處分を繼續すること。

この目的のために必要缺くべからざるものは良好に組織せられたる一つの社會事業である。そして特に重要なものは施設所及び病院の設置であつて、そこに於ては少年たちが規則正しく診療され且つ彼等の職業的方針が考察されることになるであらう。

II、また等しく再教育及び處遇の場所たるべき刑務所若しくはその他の拘禁施設に於ては、懲罰は制度としてはなしに、單にエピソードとして考へらるべく、そしてそれには常に一つの治療的性質が附加されねばならないであらう。

この場合、特に科學的、人類學的、精神病學的及び社會的諸研究に極めて重要な地位が與へられねばならないであらう。

III、これ等の異常者に對しては常に條件附たるべき彼等の釋放後、彼等に對して一つの有效なる輔成と

監督を組織し、且つ彼等に勞働を供與するために、あらゆる努力を試みられねばならないであらう。
精神衛生的施療所 (dispensaires d'hygiène mentale) はこの見地に於て一つの重要な役目を演じ且つ累犯の真正なる豫防的機構を構成し得るものであらう。

VI

報告者 D. Simons,

Professeur de droit pénal à l'Université, d'Utrecht, Pays-Bas.)

『ここに課せられたる問題の目ざすところは、原則上の差異によりて余りに久しく遷延せられたるその解決を益々緊要ならしめるに至つた問題の實際的方面に存する』

私かここに検討すべき問題に關して委員會の表明するこの注文は、種々の刑法學派の間に存する見解の相違か異常性犯人に關する問題を解決する上に於て有たねはならないか若しくは有ち得る影響に就きて、或る原則上の説明を爲すべき義務を私に免除する。

蓋しここに我々に要求されて居るものは、特に問題の實際的方面を考察し、そして刑事裁判の實際か甚たしく原則上の相違に拘泥することなしに、日毎日毎にますます我々に課しつつある諸般の必要に對應す

る一つの解決を覓めることである。

且全然この要請に追隨して行くことか果して可能であるか否かは、暫く後の検討に留保するであらうか、しかし、何れにしても、諸學說の相違と全然没交渉に實際的解決を引き出すのは極めて困難でないかと、またかくして抛擲されたる學說は、それにも拘らず、尙ほ事實上その権利を行使せしめることにならないてあらうかを、私は惧れるものである。

しかし兎も角も、上記の要請は理論的諸考察に於ける或る制限を是認せしめる。それ故に、この場合、私は、それが可能であらうかきりに於て、この要請に準據するであらう。そしてそれかために生し得べき理論家側の未必的諸批難は、専ら實際方面の権利を尊重して、純粹學說及び絶對理論の要求を排斥したる委員會にこれを轉嫁するのほかなきことを豫しめ斷つて置かねばならぬ。

異常成年者。この表現は何を意味するか。この用語は全然明瞭であるとは考へられない。異常者に就きて云ふるとき、そこには豫しめ極めて重要な一つの區別を爲すことが必要である。異常者は、その異常なる精神状態によりて刑事責任を全部的に阻却される一個の責任無能力者たり得る。この場合に於ける異常者は一個の病者である。そして病者の處置か就中要求するものは醫師の關與であつて、法律家のそれではない。

しかしながら、異常者は、また、その異常なる精神状態の故を以てその責任か輕減され、緩和され

ることになつても、しかも尙ほ依然として責任能力を有し且つ罰せらるべき者たることを失はない一個の犯罪人たり得る。この場合異常者に對して、第一に發言權を有するものは刑法であり、従つて法律家であつて、醫師の關與は單に二次的にのみ止まることになるであらう。

異常者の若干の範疇を指示する爲に、低能者 (*arriérés*) 精神薄弱者 (*faibles d'esprit*) の語を使用することによりて、委員會の考へたものは責任無能力なる異常者ではなしに、減弱責任能力を有する異常者であつたかの推測を生せしめる。私か幹事長に照會したのはこれかためてある。然るにその回答は私にこの二種の異常者に就きて論議することの自由を許したので、私は先づ第一に、責任無能力なる異常者に就きて若干の考察を爲し、次いで、第二の範疇、即ち彼等の異常なる精神状態にも拘らず、尙ほ彼等の行爲に就きて責任あるものと看做され、従つてまたそのかきりに於て或る處罰を受け得る異常者に就きて検討するであらう。

責任無能力なる異常者は癲狂者であり、患者である。裁判官によりて彼等の責任無能力か認定されたる時、刑法はその患者を一つの癲狂院に送附する處分を爲す權利を同一の裁判官に附與し得る。この處分は社會にとりて一つの保安處分であるか、しかしまた同時に、而かも主として、彼れの監護をなさしめ、且つ醫療によりて彼れの精神的健康を助成せしめる目的に於て患者の利益のために取られた一つの處分である。この處分は行政官廳によりて或ひはまた民事裁判所によりて命せられ得るであらう、假令我か刑法

及び若干他國のそれに於てこの任務か犯人の責任無能力を認定したる同一の裁判官に委託されて居るにしても、それは單に實際的便宜を理由とするものにすぎなかつた。苟くもそこに責任能力ある犯人と責任無能力なる犯人との間に於ける區別か維持されるかきりに於て、また引責能力乃至責任か刑罰權の缺く可らざる基礎と看做されるかきりに於て、上記の保安處分は、言葉の嚴密なる意味に於て、刑法を以て觀察すべき何物をも有たないのである。犯人ならざる癲狂者の處遇と責任無能力と認められたる癲狂犯人のそれとは、その間に毫末の區別をも存することなく、全然同一性質を有するものである。

癲狂犯人は危険なる諸傾向を現出したもので在り得る。そしてそれほまさしく一般的に斷定され得ることであらう。何故たれば、この傾向は彼れの犯した犯罪そのものに於て既にその發現を認められたものであらうからである。しかしながら、處遇の様式に向つて、この傾向自體は何等重要性を有ちものではない。癲狂犯人か、病院内に於て、他の患者たちと何れの點に於ても區別するところなき極めて靜肅なる一患者たり得ることは、一般的に異論なきことである。同時にまた、彼れか病院の職員たち、而かも醫師に對してすらも極めて危険なる諸傾向を示すものたるかきりに於て、彼れか他の患者たちの間に極めて危険なる一要素であり、混亂の一原因であり得ることも等しく確實である。しかしながらこの場合に於ても、尙ほそこには、犯罪人たる癲狂者と犯罪人に非ずして而かも危険なる性質を有する癲狂者との間に何等の差異をも存するものではない。處遇の方法は彼等の何れに對しても常に一個の純醫術的問題である。それ

は危険なる癡狂者に關する一般的問題であつて、責任無能力なる異常犯人と關聯せる特別なる一問題ではない。そこには、普通癡狂院、特別癡狂院、若しくは刑務所又は癡狂院所屬の特別病舎の何れを選ぶべきかに就きて久しく論議された。既に最も著名なる専門家たちにとりて極めて汎く研究せられたるこの問題に就きて、私は敢てここに再論しようとは考へない。議論は既に盡されて居る。尠くも私に於ては、これに對して更らに新たな何物をも附加すべき餘地を見出さないてあらう。

しかしながら、私か既に考察したかように、この問題は一個の純醫術的性質を有するものであるかに考へられる。加之、これに對する解答は多く國內的及び地方的諸事情に、また現存せる幾多普通癡狂院の組織に關係するものてなければならぬ。そこに良好に組織せられたる多くの癡狂院を存する場合、我々はこれ等の施設内に於て、餘りに大なる不便なしに、一部の危険なる癡狂者、而かもまた危険なる諸傾向を示す一部癡狂犯人を處遇し得るであらう。事情を異にせる國に於ては、また自のつから解答を異にし得る。蓋しそれは一個の原則的問題であるよりも、寧ろ一個の實際的問題である。これ等の理由のために、苟くも彼等癡狂院に收容されるであらうかきりに於て、私は最早責任無能力なる癡狂犯人の處遇方法に就きて論議するの必要を見ないであらう。しかしながら、私はたゞ、犯人が再び自由を回復して社會に復歸すべき時期に關する可なり困難なる一問題に就きて尙ほここに一言するの必要を認める。

醫師に於て錯亂の發作が終了せるものと認められたるとき、この患者は最早癡狂院に置かるべきもので

はない、そして彼は解放される。しかしながら、この場合、危険なる傾向か疾患自體と共に消滅したてであらうことは必ずしも確實ではないであらう。しはしは極めて不祥なる凡ての諸影響の前に曝露されたる自由社會に復歸するとき、癡狂院に於ては靜肅であつて、而かも表見上既に治癒せる患者は、再び彼れかその初めの犯行によりて示したると同様なる危険なる個人となる。このとき、彼れの犯罪は再び繰返され得るであらう。裁判官は新たに彼れの行爲に就きて彼れを引責能力なきものと宣言するであらう。醫師は新たに彼れを患者として處遇するであらう。そして數ヶ月の後、或ひはまた數年の後、彼れは新たに治癒せるものと認められるであらう。かくして彼れは再び社會に、彼れの家庭に、恐らくは彼れの妻子の許に復歸することになるであらう。この場合、賭博は更らに一度繰返され得る。かようにして、社會的安全は決して充分に保護されては居ないのである。

それかために、そこには、その精神病的疾患か多少とも危険なる一つの傾向を有する犯人は、この傾向か全然消滅せざるかきり、決して釋放されてはならないであらうことか要求され得るのである。

恐らく論者は尙ほ言ひ得るであらう、この困難は犯罪人ならざる危険なる癡狂者に對してもまた同様である。固より、一つの表見的治癒の後、彼等に自由を與へることは、社會的に見てまた充分危険なことであり得るには違ひないか、しかし我々は社會自體を廢止しないかきり、社會から一切の危険一切の冒險を除く譯けには行かないであらう。我々かそこに一切の危険を消滅せしめむと欲するであらうところの一

つの社會は、まさしく一個の死社會にすぎないものであらう。その精神状態か社會秩序に取りて或る危険を構成し得るであらうところの凡ての個人の監禁、即ち多數の場合に於て必然的に一つの終身監禁に歸著せねはならないであらうところの一つの監禁は一個の不可能事であり、そして全然個人自由の利益に反するものである。しかしながら、個人の危険なる傾向か或る犯罪によりて發現せる場合、事態は決して同一ではない。この場合、社會は蓋然的以上の一つの危険に對して自からを保護すべくその諸権利を行使し得る、そして社會は、この場合、危険なる犯人の釋放は單に被監禁者の個人的利益に關する醫師の意見だけてはなしに、更らに社會の利益に關する裁判官の意見に聽きて決せらるべきものたることを要求し得る。固より、若しも治癒か完全であるならば、更らに或る保安處分を取るべき理由は最早存在しない。しかしながら、自由社會の複雑なる諸影響の下に、苟くも害惡の累犯か多少とも蓋然的であるかきり、そこには釋放の延期を必要とするか、尠くともそこに與へられる自由は常に監督附たることを要するであらう。

それにも拘らず、そこには、更らに一つの他の大なる困難か現出する。患者か——尠くとも一時的に——既に治癒せるとき、我々は更らにより長く彼れを癲狂院に留め置く譯けには行かない。蓋しそれは第一癲狂院の利益に反するばかりでなく、更らにより多く個人の利益に反する、何故なれば、癲狂者たちと彼れか繼續的に接觸關係を保つことは、彼れに對して最も不祥なる諸結果を齎し得るであらうからであらう。

る。かようにして、若しも我々か上記患者の監禁を延長せむと欲するならば、我々は彼等の收容を目的とする一つの特別保安所を有たねはならない。そしてこの保安所に於ては彼等の有する諸能力に従ひて勞働する凡ての便宜か見出され、そしてこの施設内に於て、彼等は肉體的及び精神的に彼等の社會的復歸を準備し得るものたることを要するであらう。恐らく、この特別保安所は、私か後に説明するであらう保安所、即ち責任無能力に非ざる、そしてこれかために明らかに危険性を有する犯罪異常者たちを、その刑の執行を終りたる後、若しくはその刑に代へて拘禁することを目的とする保安所と結合され得るものであらう。しかし私は固より、この結合の可能性か果して存在するか否かを決定するため、私自から充分なる資格を有するとは信せない。それは尙ほ専門の醫家たちか最後の決定權を有すべき一問題である。私は固よりこれを彼等の決定に一任するであらう。

理論的にもまた實際的にも最も困難なる問題は、私か既に冒頭に指摘したかように、彼等の異常なる精神状態の故を以てその責任能力か單に緩和され、軽減されるにすぎない危険なる傾向を有する異常犯人に關する問題である。

彼等は責任能力を有し、従つてまた罰せらるべきものである。しかしながら、彼等は正常的個人の有する精神的諸能力を有つて居ない。彼等の意識は不充分であり、彼等の精神的發達は不完全に止まつて居る。

グラッセ教授 (Grasse) かそれを名づけたかのように、彼等は半癡狂者であり、半責任能力者である。そして刑事責任能力の基礎か精神状態の正則性に基くものたるかきりに於て、この正則性に一つの變調を存するとき、この責任能力か完きものてないことは否定しかたい。醫學的見地に於て半癡狂者の存在は抗爭すべくもない。グラッセかそれを言つたかのように、それは一個の臨床的事實である。犯罪人の一大部分、否寧しろ恐らくはその大部分に向つて、この點に關する刑事問題は日毎にますます或る立法者の或る解答を要求して居る。それは最も緊急の問題であり、また恐らくは現代刑法の最も困難なる問題である。凡ての文献かそれを證明して居る。實際家の聲は日毎にますます力強く、ますます緊急になつて居る。

道徳的責任の基礎に基きたる、従つてまた自由意思を根據とする刑法の傳統的學説は、苟くも意欲し且つ行動する自由か完全でないかきり、責任及び刑罰は當然輕減されるてあらうことを要求する。減弱責任能力を有する犯人は處罰され得るし、また處罰されねはならない。しかしながらその刑罰はより短期であり、その處罰はより寛大であるてあらう。減弱責任能力は常に緩和されたる處罰をその必然的結果とするのである。

純粹なる理論は固よりこの解決を以て満足し得るてあらう。しかしながら、不幸にも、實踐、即ち社會的安全の利益はこれに反對する。刑事裁判は、減弱責任能力を有する犯人、即ち半癡狂者か同時に最も危険なる犯人であることこの事實に就きて毫末の疑ひをも挾まない。刑の減輕は犯人をしてより速かに彼れの

犯行の再演を可能ならしめるてあらう。短期刑は、社會に對して鎮壓の役目、保護の役目を果すものでもなければ、また犯人自身に對して治療の役目を滿すものでもない。短縮されたる刑は如何なる見地に於ても充分でない。そこに必要とされるものは、犯人の異常なる精神状態に對應し、且つ能ふかきり、假令多少なりとも、社會に於て再び彼れの地位を回復する能力を彼れに與へ、そして多少とも異常なる犯人、神經病的犯人を一個の社會人たらしめることを目的とする一つの特別處遇である。この處遇のために、立法者は一つの保安處分若しくは刑罰と保安處分との一つの結合を一個の特別刑として選擇し得る。この選擇を爲すかためには、立法者は先づ第一に一つの理論的基礎を確立せねはならない。刑罰と罪責との間に一つの正しき比例を要求する純應報刑論者たち、言ひ換へれば刑罰か犯罪行為に於て認められる過失の程度に比例することを要求する人々に取りては、刑罰は決して上記の目的を充足し得るものではない。蓋し、過失、即ち罪責かより小なるとき、刑罰は當然より輕きものたらねはならない。そしてこの場合、この緩和されたる刑を以て、應報はその適正なる要求を滿された譯けてある。たた犯されたる罪か一つの比較的長期の刑を是認するときのみ、假令犯人か單に一つの減弱責任能力を有するにすぎない場合であつても尙はこの刑は、社會的回復の機能と應報の機能とを調和せしめるように組織され得るてもあらう。しかしながら、それか微罪に於て發現するかことき輕き罪責に對應する短期刑を以て、そこに應報刑と改善刑との調和を實現することは不可能事である。原則を救濟するかためには、この場合、刑罰は一つの保安處分

即ち或る不確定の期間一つの勞働保安所 (arbeidsanstalt) に監置する一つの處分、更らに詳言すれば、その監置期間は犯罪の輕重にも、罪責の程度にも比例するものではなく、單に被監置者の個性の如何によりてのみ決定せらるべき、即ちこれを別言すれば彼れの社會的危險性が消滅したと看做され得る時期まで繼續すべき一つの監置處分と結合されねばならないことになるであらう。

文献に於て爾かく重要な一つの地位を取つた保安處分と刑罰との間の區別は、私の觀るところによれば、常に人工的なる或る物を包藏した。私は敢て原則上の區別を否認しない、しかしながら本質的なる點は、刑罰と同時に保安處分の機能を行ふことか出來、また反對に保安處分か等しく刑罰の機能を行ひ得るといふ事實である。しかのみならず、この區別は犯人に對して極めて大なる一つの不公平を包藏する。蓋し犯人は彼れの罪責のために處罰される。そしてこの罪責かより小なるの故を以て、處罰はより輕きものたらねばならない。この處罰に一つの處分か結合される。そしてこの處分には或る他の名稱と原則的に或る他の性質とか與へられるにしても、しかしこの處分はそれの効果に於て刑罰自體と毫も異るところはないのである。加之、この處分に向ては、刑罰に對しては拒否される不定期間か承認されて居る。この名稱の變更によりて、原則は救はれたかに見える。しかしながら犯人の自由に對して敢て何物も變更されて居る譯けてはない。そこには社會的諸利益と個人の利益との間に一つの綜合が見出されねばならない。そしてこの場合殆ど他の凡ての場合に於けると等しく、刑事手續に於てそれを發見することは困難である。然

るにその名稱の「刑罰」なると或ひは「保安處分」なるとは敢て多くの重要性を有し得るものではないのである。

凡ては刑罰の組織と個人自由——社會生活の安全と等しく貴重なる利益としての——を擁護するためには與へられ得る諸般の保障とに關係する。刑務所、保安刑務所、強制勞働所、保安所——これ等は常に一個の名稱の相違であつて、決して一個の實體的區別ではない。半癡狂者に對しては、その責任能力か減弱的たるの故を以て、刑罰はより輕く、より短期たらねばならない。若しも一つの短縮されたる刑罰か犯人の危險なる性質を原因として社會保全の要求を充すに足らないとするならば、裁判官は一つの特別處分を適用する機能を有せねばならない。彼れは犯人の異常なる精神狀態に對應する一つの處遇を、即ち或ひは特別に組織せられたる一つの刑務所に於ける、或ひは一つの強制勞働所に於ける一つの處遇を命ずるであらう。この場合、精神病醫は處遇方法の決定に對して一大勢力を有たねばならない。刑務所若しくは保安所の組織の性質は、被拘禁者か能ふかきり速かに社會に於て再び彼れの地位を回復し得るであらうかこときものたらねばならない。若しもこの目的か達せられたならば、處遇は終らせねばならない。社會的安全かそれを許す時期に於て處遇か終了するであらうかために必要な監督を實行する任務は裁判官に屬する。そして被拘禁者は裁判官の關與を求め、そして彼れの確定的若しくは條件附釋放を申請する凡ての便宜を有たねばならない。私は、この場合、單にこれ等の原則を指示するに止める。各國の特別なる事情に

その司法組織に、その行刑制度の組織に適應する或る形の下にこれ等の諸原則を造形することは、立法者の任務に屬するであらう。一つの國際會議に於て、我々は一般的諸原則に關する一つの討議を準備し得る。具體的細目は、各國の特別なる事情を考慮して、國內的諸理由のために留保されねばならないであらう。

本問には次きの一項が附加された。曰く、『これ等の處分は同一種類の少年に適用され得るか』。これに對して一つの明瞭にして且つ精確なる解答を與へることは、必ずしも容易でない。何故なれば、この解答は尙ほ全然國內立法を條件とせねばならないからである。彼等の異常なる精神状態に原因して責任無能力者たるものに關するかきりに於て、その地位は未成年者に對してもまた成年者に對すると同一である。彼等は刑罰能力を有するものではない。そして若しも彼等の精神状態かそれを必要とするならば、裁判官は一つの癲狂院に監禁する處分を彼等に命せねばならない。若しもこの状態か、彼等の弱年にも拘らず、彼等を釋放することによりて公安に對して一つの危険を構成するかごときものであるならば、彼等の監禁はこの危険か存続するかきりに於て延長されねばならない。この場合、そこには成年者と未成年者との間に何等區別を爲すの理由を存せない。

その精神状態は敢て一つの完全なる責任無能力を是認せしめるものではないか、しかしそれにも拘らず、精神的弱性若しくはその他何等かの精神的異常性に原因して單に一つの減弱責任能力を有するに止まる少年者及び幼年者に關するかきり、若しも立法か、未成年者に關して、必要な權能を附與して居るならば、これ等の裁判官は社會的及び犯人自身に取りて必要な處分を取り得るであらう。若しも立法か、我々の法制に於けるかように、未成年者をその成年に達するまで政府處分に附することを許して居るならば、未成年者は、政府の考慮によりて、公設又は私設の或る施設に、若しくは事情に應じて精神異常者の收容に充當されたる一つの特設部に收容され得る。彼等は、彼れの状態かそれを必要とするであらうかきり、その施設内に止まることになるであらう。しかしながら、如何なる場合に於ても、彼等は成年に達するまでその施設内に止まり得る。そこには假釋放の方法によりて彼れの社會的復歸を試みられ得る。しかしながら、若しも彼れか成年に達したるとき、被拘禁者の状態か、尙ほ彼れの確定的自由を彼れに與へることを許さなかつたかごときものであるならば、そこには成年者に對すると同一の困難を現出する。この場合には、必要な處遇か更らに一つの他の保安所、即ち成年者に對する保安所に於て——固より個人自由を擁護するために必要な凡ての保障を伴ひたる——繼續されねばならない。それは常に同一の困難にして而かもデリケートな問題である。そこには常に社會の諸利益と個人自由の等しく貴重なる利益との間に於ける綜合が見出されねばならない。

VII

報告者 Ernst Delaquis,

Chef de division au Département fédéral suisse de Justice et Police, Professeur à l'Université de Berne.

『時の民衆感情に適従することは、裁判官に取りて一個の徳である。それか邪路に踏み入つて居ることを知るべき。この民衆感情を變改せしめようとするのは、卑怯であるか、然らざれば怠慢である』。

— Prof. Blenler, "Revue suisse de Jurisprudence," 1913, p. 184. —

既に數回、國際行刑會議は今日提出せられたるこの議題と關聯せる諸問題を取扱つた。一八九五年、一九〇五年及び一九一〇年の會議は、即ち皆それである。先づここに明らかにする必要のあることは、第一にこの研究を進めるに當りて、如何なる點まで、既に議了されたる事項に言及することか適當とされるであらうかであり、第二には、如何なる點まで、今日の問題か前記諸會議の討議したる諸問題よりも、より擴大されたものとして、若しくはより制限されたものとして考察されねばならないであらうからである。

若干の點に於て、この報告の主題は、疑ひもなく一八九五年に討議されたる問題よりも、より擴大せられ、また他の若干の點に於て、より制限されて居る。一八九五年の會議に於ては、重罪又は經罪を犯したる當時に責任無能力なる犯人若しくはその責任能力が減弱せる犯人に對して社會保全の利益のために取るべき諸般の處分か討議されたのに反して、今日の會議に於ける我々の研究は更らにより以上に及ぶものである。蓋し今回の議題は、犯人にも、また責任無能力者若しくは減弱責任能力者にも、而かもまた犯行當時に於て上記諸状態に在りたる犯人にも制限されることなく、反對に、凡ての異常者に及むて居るからである。しかしながら、他面に於て、今回の議題は危險なる諸傾向を現示する異常者をのみ包容する點に於て、一八九五年のそれに比して、そこには一個の制限が附せられて居る。

更らに、一九〇五年の會議は制限的責任能力者に就きて研究した。そしてこの會議はまた實際に於て飲酒癖者に就きて討議した。しかしそれにも拘らず、一般的に、そこに取らるべき處分はこの會議に於て討議されなかつた。その主題は單に、特別拘禁施設の設置を必要とするかの問題に制限されて居た。それ故に、今回の議題は、更らに、この點に於て一九〇五年のそれよりも汎きに亙るものである。しかしながら他面に於て、また我々の議題は上記會議のそれよりも縮小されて居る、何故なれば、その關するところはたゞ危險なる異常者に限られて居るからである。

更らに一九一〇年の會議と比較するに、その第四部會第二議題は、今回の議題第二項と極めて近接した

ものである。しかしそれにも拘らず、今回の議題は尙ほ前回のそれよりも遙かに廣汎である。蓋し今回の議題か求めて居るものは、單に危険なる道德的諸傾向を現出する異常少年に對する特別施設に就てたててはなしに、更らに第一項に課せられたる議題から抽象されて、純粹に且つ單純に、そこに取らるべき諸般の處分に關する我々の意見であつて、而かもそれは單に危険なる道德的諸傾向を有する未成年者に對するそれに止まらないで、更らに、極めて一般的に、危険なる未成年者に對するそれであるからである。

何れにしても、我々の研究か上記諸會議に於て既に取扱はれたる諸問題に、一再ならず言及せねばならないであらうことは否定しかたない。かようにして、そこには先づ第一に、責任無能力者と減弱責任能力者とを異常者として性質附けねばならないことは疑ふべくもない。同様に、これ等異常者の一部分か危険者の中に類別されねばならないことも等しく明白である。加之、本議題に就きて記されたる備考と更らにまた國際行刑委員會規則第一條に徴して明らかなるかごとく、ここに我々か考察することを要するものは、犯罪との彼等の關係によりて我々を興味附ける人々である。そしてこの場合我々に求められて居るものは、彼等に對して如何なる處分か適用せらるべきかに存するにしても、しかし、この問題は、實質に於て、結局如何なる種類の拘禁かそこに必要とされるであらうかの問題に歸著し得るであらうからである。それ故に、假令我々は前記諸會議に於て部分的に取扱はれたる諸問題に再び復歸せねばならないにしても、しかし我々はそこに採用されたる諸々の見地と結論とに就きて更らに討議する譯けには行かないであらう。

尙ほ我々は一つの比較法制的研究にも、また特にスウィツル法に基きたる一研究にも没頭することを避けるであらう。反對に、我々は一般的諸解決に検討の目標を置くことを適當と考へる。この場合、諸國に現存する諸施設の特別な組織は、これ等の解決か果して、また如何にしてそこに實現され得るであらうかを指示することになるであらう。しかのみならず、本議題に關する前記委員會の備考は言ふ、『ここに課せられたる議題は問題の實際的方面を目標とするものである』と。それ故に、この報告に於ては、責任能力の定義、刑罰の觀念と保安處分のそれとの間に於ける限界や區別のことき諸問題は——それ自體に於ては極めて興味多き、また極めて重要なる——看過され得る。尙ほまた、臨床診斷的諸事實に就きて説明し、或ひは諸般の異常性を植附けられ易き人間發育の危険なる諸時期に就きての考察を試みるかこときこはこの報告の意匠内に屬せない。これ等の事項に就きては、醫家の側から既に價值ある多くの準備研究か提供されて居る。

若しも我々か極めて一般的意味に於て、異常者を理解するならば、そこには、一つの感官を喪失せる人々(盲者、聾者、瘖者、瘖者)もまた等しくこの名稱の下に包容されねばならないであらう。しかしながら、そこまで行くことは、ここに課せられたる我々の研究の範圍を超へることになるであらう。蓋しこれ等の範疇の異常者は、本議題かそれを明示するかような低頭者若しくは精神薄弱者として、純粹に且つ單純に考へられる譯けには行かないからである。かくてまた彼等は、最早それ自體として、

ここに考察せらるべき意味——そして後に割義せらるべき——に於ける危険者と認めらるべきものではない。我々の研究の關するところは、反對に、病理學的當體と病理學的危険とである。我々ここに考察することを要する各種異常者の認識せらるべき公準は疾患的諸素質若しくは疾患自體である。従つて、この意味に於ける異常者は、就中凡ての責任無能力者であり、次には減弱責任能力者である。この外等しくこれ等の範疇内に包攝されるものは、飲酒常癖者——部分的に前二者と混和され得る範疇——であり、そして最後では、慣行性犯人——大多數に於て、制限的責任能力者として表示せられ得る範疇——である。

我々の觀るところによれば、異常者は單に或る刑を科せらるべき行爲を犯したる事實によりてのみ危険者たるものではないことは、前段の所説から當然明白なる事理である。彼れかそれたるかためには、更らに他の條件が必要とされる。蓋しかくのごとき意味に於ては、凡ての犯人か一樣に危険者であらうからである。否、處罰の事實は、ここに課せられたる問題に關して、毫も決定的要素ではない。反對に、我々の問題に於て目標とされるものか、從來使用されたるかごとき刑罰を以てはその効果を期待し得ざる、そしてまさしくこの理由のために危険者として性質附けられる異常者の各種範疇であることは、極めて明白である。若干の新しい刑法草案が、極めて正當にも、或る罪を犯したる責任無能力者及び減弱責任能力者の間に於て、危険でなく、また特別な監護を必要としない者と、その健康状態が諸般の特別な處分——處置、監護、扶助——を必要とする者と、最後に、社會に對して危険なるものと認められねばならないものとを區別して居るのは、またこれかためてある。委員會の考へに於ては、この最後の部類に屬するもののみかここに考察の対象とされねばならないのである。それ故に、ここに研究の目的とされるものは、刑事法に於ける異常者の處遇に關する問題の一部分である。以下検討を進めるに従ひて、我々は、就中スイツツル及ヒドイツの地位に關する諸論文に於て我々か既に型成したる諸見解を極めてしはしは援用せねばならないであらうか故に、我々はここに、「責任無能力の犯人及び減弱責任能力犯人に對する保安處分」(Sichernde Massnahmen gegenüber unzurechnungsfähigen und vermindert zurechnungsfähigen Verbrechern)の表題の上に、一九一三年の『スイツツル法曹會討議録』(Verhandlungen des Schweizerischen Juristenvereins)中に於て我々の公刊したる報告と、一九二〇年の『スイツツル刑法雜誌』(Revue Pénale suisse)に於て發表されたる『スイツツル及ヒドイツ刑法草案に於ける社會的危険者』(Die Gemeingefährlichen in den Strafgesetzbüchern der Schweiz und Deutschlands)と題する研究とを是非とも参照されむことを希望する。我々は前記の研究に於て、彼等の精神状態、彼等の經歷及び彼等の性格より見て、犯罪行爲を反覆するの俥れあるものと認定すべき理由を存するものを、危険なる諸傾向を現出する異常者として表示した。これを略言すれば、公共の安全及び秩序に對して一個の危険を現出するもの、言ひ換へれば、諸般私的利益の侵害によりて、直接若しくは間接に、公共の安寧を危険ならしめるものか、即ちそれである。

尙ほここには危険の觀念を劃義するために、明確なる區別が必要とされるであらう。即ちここには、或る犯人が社會に對して創り出す危険、従つて刑法の範圍内に屬する危険を、彼れの拘禁せらるべき施設に對して、詳言すれば、寧ろ行政的觀念に屬するこの施設の良好なる歩みに對して彼れの現出する危険 (Anstaltgefährlichkeit) から區別することか必要とされるであらう。前者に關するかきり、それは異常者が生活する環境及び周圍の人々を斟酌して裁判官の決定すべき問題である。そして若しも裁判官が事案を積極的に決定するならば、この場合、その異常者の送附せらるべき施設の選擇は、我々に對して、更に前記と類似の一問題を生ぜしめることになるであらう。何故なれば、處分の執行に當りては、危険なる異常者と危険ならざるそれとの間に區別を爲すことか必要とされるからである。或る他の環境内に於ては、靜穩であり、無害的であるであらう患者も、彼れか一度一つつの不妥當なる環境内に置かれるとき、その同一の患者は忽ち狂暴の態度を示し且つ無規則に陥り得ることを注意せねばならぬ。更らにまた、多數の者は、彼等の精神的異常性の事實によりて、凡ての環境内に於て、危険者であり、秩序の攪亂者であり若しくは妨害者であることを注意せねばならぬ。これ等の者は、單に彼等の刑法上の關係又は彼等の精神状態かそれを指定するとは異りたる方法に於て取扱はれねばならない。そしてこの事實は種々の結論を招來する。我々は、先づ危険なる責任無能力者より初め、次に一つの危険を現出する半責任能力者、飲酒癖者、慣行性犯人に轉し、そして最後に危険なる未成年者に及ぶ順序に於て、ここに考察せらるべき異常者の種々の

範疇を研究し行くに従ひて、周到にこれを検討するであらう。

我々の觀るところに従へば、危険なる責任無能力者は凡て監禁されねばならないかの問題に對しては、消極的解答を與へることか適當とされる。この場合に於てもまた、監禁は『最後の手段』としてのみ使用され得るものである。そこには、かくのとき患者たちか、何れの場合に於ても、彼等に手當を爲し且つ必要な豫防手段を取るの義務を有する彼等自身の家族の監護に委せられ若しくは或る特別保護會の監督に附せらるべき例外的諸場合か決して絶無ではない。また他の諸狀況の下に、彼等是一个の普通癲狂院に收容され得ることか、等しく罕れてないであらう。そしてこの種の癲狂院に於ては、疑ひもなく犯罪的癲狂者と非犯罪的癲狂者との共同收容を妨げるものではないであらう。この點に就きては殊更解説するの必要を見ない。蓋し癲狂院に於て患者に施行せらるべき處置の意味に於て危険の條件を成すものは、患者の犯罪ではないに、疾患である。従つて、若しも或る普通癲狂院に收容することか可能でないならば、責任無能力者は病院附屬の特別病舎 (Revalirungslaus 監置場) に收容されねばならないであらう。しかしこの場合にあつても、更らにそこには犯罪人と非犯罪人とか競合することになるであらう。癲狂犯人に對する特別施設は望まじきものではない。これ等の施設は無目的であり、非合宜的あり、且

つ冗費的である。そしてそれは余りにも刑務所的であつて、殆ど病院の性質を有たない。而かもまた「患者の大多數のための設備せられたる近代的癲狂院の運営に困難を加へる凡ての分子、即ち喧嘩を好む者及び彼等の收容後に於て初めて危険となる凡ての者を——極めて多數なる——癲狂犯人に對する一つの特別施設に決して轉置し切れるものではないであらう」〔註一〕。我々の制度は、この點に於て、争ふへからざる長所を有つて居る、即ち癲狂者は、若しも彼れの状態が變更するに於ては、特別病舎から普通病舎に、或ひはその反對に普通病舎から特別病舎に移され得ることとなつて居るのかそれである。何れにしても、一つの特別病舎は、危険なる諸傾向を有する責任無能力者の數が僅少なからざる場合にのみ必要とされるであらう。若しもこの條件が満たされて居なかつたらは、そこには、普通癲狂院の多數の病舎に、程よ危険者を分布することによりて、困難が緩和されることになるであらう。

〔註一〕 Blomher, "Revue suisse de Jurisprudence", vol. x; p. 183.

最後に、一つの社會的危険を現出するものであつて、而かも裁判所によりて無罪を言渡され若しくは免訴たされたる責任無能力なる飲酒癖者をこれ等の保安施設の一つに收容することを適當とするか否かは、飲酒癖者に治療施設に關する各國に固有なる組織の如何に關係する問題である。

Ⅱ、制限的責任能力を有する犯人に對して特別處分を取るの必要は最早議論の餘地を存せない。これに

反して、如何なる處遇が彼等に對して適當とされるかの點に關しては、尙ほ多く論争されて居る。この問題に就きての決定は、單に刑事法の基礎とされる學說によりてたけてはなしに、更らに減弱責任能力の觀念に與へられたる定義によりて、そしてまた疑ひもなく、それぞれ各國の法律に於て定めらるべき刑の減輕に關する制度によりても等しく影響されるものである。

委員會は我々の報告に於て専ら實際的方面の考慮を要求して居るのであるから、抽象的の諸原理はこの場合の検討から何等の躊躇もなしに閑却され得る。これあるかために、尙更この場合私は、専ら危険なる減弱責任能力犯人にのみ私の検討を制限せねはならないのである。そしてこの種の犯人に關するかきり、これ等の異常者は、假令或る制限されたる程度に於てにもせよ、兎も角原則上責任能力者であるの故を以て、彼等に對して絶對的に或る減輕されたる刑を要求するであらう一つの見方は徹底的に排斥せらるべきであらうことは明白であるかに考へられる。この場合、考へらるべきものは一つの刑罰ではない、而かもまた一つの緩和されたる刑罰ですらもない。そこに必要とされるものは保安處分である。原則として、保安處分が必要と思料される場合には、刑罰を科する餘地はないかに考へられる。論者は主張し得るであらう、減弱責任能力者は責任能力を有するものであり、罪責能力を有するものである、そして罪責 (culpabilité) には必然的に刑罰が伴はねはならないと。我々はその論理を承認しなからも、尙ほこの見地に賛同することは出来ない。低減されたる罪責はこれを刑罰能力と混同する譯けには行かない。我々は我々

か他の機會に於て述べたところのものをここに再説する、曰く、『危険なる諸傾向を現出する減弱責任能力者たる犯人は、先づ第一にかくのとききものとして處遇せらるべき、そしてこれを處罰するとは何等の實益をも存せざるべき一個の病者である。それ故に……彼れは監置さるべきである……』。監置 (L'ennemi) に刑罰を併科することは、許すべからざるかに考へられる。それは要するに、傳統に満足を與へむとする一個の妥協に外ならないであらう。しかしながら、この點に於て、そこには尙ほ常に二つの可能態を存するであらう。より保守的なる可能態は、時間的に刑罰を監置の前に置かむとするもの、即ち先づ刑罰を科し、その執行を待つて更らに保安處分を科せむとするものである。しかしながら、この方法は解決の最悪なるものを構成する。蓋しこの解決は一個の危険なる精神薄弱者に對して、彼れの害惡を益々加重し、そしてしはしは半癡狂者を完全に癡狂者たらしめる以外の効果を齎さないであらう。より寛容なる他の可能態は刑罰を監置の後に科せむとするものである。若し處遇 (保安處分) が効果を奏したとすれば、この場合、裁判官は、刑罰が依然適用さるべきか否かを決定し、且つその程度を確定せねばならぬ。蓋しこの解決は、第一に、場合によりて減弱責任能力者は——極めて危険なる者に在りてすらも——或る短期の醫術的處置によりて回復され得ることの事實と、第二には、治療後單純に彼等を釋放するのは社會感情に反するであらうことと事實とに基いて居るのである。しかしながら、我々の所見を以てすればそこには尙ほ他に幾多解決の途が開かれて居るのではないかを見ることか肝要とされるであらう。

『精神病的見地に於て、減弱責任能力は次きの諸範疇に對して認められることになるであらう、——癡癩病患者及び癲癩性患者、ヒステリー患者及び神經衰弱者、外傷性神經病者、精神病者、酒精中毒者、モルヒネ中毒者、乃至今日閑却されかたきコカイン中毒者のことき慢性病者、酒精に對する偏執、又は諸種の病的感情若しくは諸種の性的異常性を現出する者、輕き程度の痴愚症狀を有する者及びその他。刑事學者の見地に於ては、就中、浮浪者、徘徊者及び流浪者、賣淫者及び淫行助成者、慣行的風俗犯人、慣行的財産犯人及び慣行的狂暴犯人。——かようにして、減弱責任能力者は極めて色彩の雜多なる一社會を形成するものである』〔註二〕。そしてこの社會に對して取るべき諸種の處分は、若しもこれを實在に適合せしめむと欲するならば、また等しく極めて雜色なる一機構を組成せねばならないであらう。假りに我々の關するものか危険性を有する減弱責任能力者に制限されるにしても、この關係はまた同様である。何故なれば、これ等のものは上記の凡ての部屬中に見出され得るものだからである。

〔註一〕 Schultze, Psychiatrie und Strafrechtsreform, Berlin, Springer 1922, p. 26.: "Für die Annahme einer verminderten zurechnungsfähigkeit kommen vom psychiatrischen Standpunkt aus etwa folgende Persönlichkeiten in Betracht: Epileptiker und Epileptoiden, Hysteriker und Neurastheniker, Traumatischer, Psychopathen, Süchtige, also Alkoholisten, Morphinsten, bente nicht zu vergessen die Cocainisten, Personen mit Intoleranz gegen Alkohol oder mit pathologischen Affekten oder sexuellen Anomalien, solche, die ein geringen

(Irrede schwa Isinnig sind, und andere. Vom Standpunkt des Kriminalisten vor allem Vagabunden, Bummeler und Landstreicher, Prostituierte und Zuhälter, gewohnheitsmäßige Sittlichkeits-, Eigentums- und Rohheitsverbrecher. Somit bilden die vermindertzurechnungsfähigen eine recht bunte Gesellschaft.”

前に發表したる一研究に於て、我々は監置の場合として次きの種類を考察した。即ち第一には懲治監 (Pénitencier) 次きには慣行性犯人に對する拘置所、スイツツル刑法草案の勞働教育所 (maison d'éducation au travail) 及び場合によりて、恐らくは懲治監附屬の形の下に於ける一つの特別施設かされてある。これ等の解決は何れもその辯護者を見出した。しかしながら、これに就きては尙ほ特別なる一點か注意されねばならない。處置され、監護され、扶助される必要を有する減弱責任能力者は、等しく一つの處置と諸種の監護とを必要とする責任無能力者と或る同一施設内に共同に收容され得るか？言ひ換へれば、そこに考へられて居るものか特に危険者であるとして、この場合、例へば危険なる半責任能力者と危険なる癡狂者とは同一の特別監舎内に於て監護され得るか？ドイツの文献はこの設問に對して多く否定的解答に傾いて居る。そして私はそれを立證するためにアシャツフエンブルヒ〔註三〕とシユルチュ〔註四〕とを引用する。スイツツルの精神病學者たちと法律家たちとは、反對に、肯定的解答に傾いて居る。そしてその憑據としては殊にブリューレル〔註五〕リジバツハ〔註六〕クロナウエル〔註七〕及びリュツセル〔註八〕が引用され得る。しかしこれ等の著者の態度は恐らくそこに考察されたる諸般狀況の相違によりて決

定されたものである。それ故に、私はこの點に敢て特別なる重要性を認めないであらう。

〔註三〕 Aschaffenburg, “Die Sicherung der Gesellschaft gegen gemeingefährliche Geistes-Kranke,” Berlin 1912,

〔註四〕 Schutze, Psychiatrie und Strafrechtsreform, Berlin, 1922,

〔註五〕 Blenler, dans “Revue suisse de jurisprudence,” vol. x, p. 183,

〔註六〕 Lisibach, dans “Verhandlungen des schweizerischen Vereins für Straf-, Gefängniswesen und Schutzaufsicht,” September, 1915,

〔註七〕 Kronauer, dans “Verhandlungen des schweizerischen Juristenvereins,” 1913,

〔註八〕 Lüscher, “Die Behandlung der verminderten Zurechnungsfähigkeit ein allgemeinen und mit Rücksicht auf die Entwürfe für ein schweizerisches Strafgesetzbuch,” 1922,

危険なる半責任能力者の處遇に適用され得る國內刑法か餘りに狭き制限を定めて居ないと假定すれば、上に指示したる保安拘置施設の大部分かそこに考慮せらるべき充分なる理由を存するかに考へられる。しかしながら、この場合、またそこには、癡狂者の場合に於けると等しく、決定に際して、社會に對して創出されたる危険の法律的觀念と施設の良好なる歩みに對して現出する危険のそれとの間に區別を爲すことが必要とされるであらう。たゞこの場合留保されねばならない一事は家庭附托である。この處分

はこの場合絶対に採用され得ないものであらう。何れにしても、若しも、癲狂者と減弱責任能力者との共同監置が推賞され得ると考へられるならば、その場合、第一に要求されるものは特別監舎である。しかしながら、若しもシユルチエと共に、『癲狂院は患者の處置と監護を目的とするものであつて、低能的諸分子の監置に充當されたものではない』といふ見解が採用されるとすれば、これ等の低能者たちによりて一つの特別な危険が現出されたる場合、彼等は凡て特別施設に送致され得ることになるであらう。蓋し『さなくとも既に爾かく雑多なる患者たちを包容せる一癲狂院の運営は、これ等の低能的諸分子をも併せて收容し、監護し、そして就中彼等に没頭することの必要によりて極端に困難にされたであらうし、そして癲狂院に於ける減弱責任能力者の監置は、本來の意味に於ける患者たちに、一つの近代的にして且つ合理的なる處遇の各種の恩恵を剝奪するの結果を招來し得たであらう。然るにそれは單に精神病に對する我々の努力に於ける一頓座であるばかりではなしに、また明かに一退歩を意味するものであらう』〔註九〕

〔註九〕 Schultze, *Psychiatrie und Strafrechtsreform*, Berlin, Springer, 1922 S. 80, 81

更らに、そこには、凡ての努力を無益ならしむべき諸範疇に向つて慣行性犯人に對する保安拘禁所か、次きには、殊に精神的低能の年少者に對して勞働教育所か、そして最後に、減弱責任能力者たる飲酒癖者に對して飲酒者收容所か考慮され得るであらう。これ等の場合の凡てを通して、農業勞働は殊に顯著なる

効果を伴ひ得るであらう。

懲治場への附屬施設は上記の組織に於て必要でない。言葉の慣用的意味に於ける懲治場自體は、減弱責任能力者の通常の場合——若ししか言はれ得るとするならば——に向つて考慮の圈内に入り來るであらう。

Ⅲ、飲酒癖者の部類を責任無能力者並びに半責任能力者として表示せられたる諸範疇に包攝されるものであることは上記の所論から自のつから明瞭である。それ故に、我々はこの部類に關する説明は簡單に止め得るであらう。一つの危険を現出する責任無能力なる飲酒者は癲狂院——それか特別病舎であるにもせよ、若しくは普通施設であるにもせよ——に屬する。私はこれ等の場合に對して現に飲酒者收容所が存在するか否かを知らない。若し飲酒癖者が彼れの責任能力に於て減弱的であり、而かも治癒可能である場合には、彼れを收容すべき眞の場所は、飲酒者收容所であり、そしてまた恐らくは——スウィツツル刑法草案かそれを利用するように——勞働教育所であらう。

それ故に、それはまさしく保安處分の適用に關するものである。加之、そこに飲食店出入禁止——我々自身はこれを推賞するものではないか——並びに輔成か採用されるかきりに於て、これ等の處分はまた等しく刑罰を意味するものではない。危険なる飲酒癖者に對して、これ等二種の處分は實際考慮の圈内に入り得るものであらうか、しかしそれは單に補充的名義に於て、言ひ換へれば保安施設より釋放せられたる

後にのみ課せらるべきものなことは固より言ふまでもない。更らにここに検討すべき問題は、危険なる飲酒癖者によりて犯されたる犯罪に對して、如何なる程度の刑罰を豫定すべきかであらう。我々はこれを明確に區別して考へるであらう。

『原因に於て自由なる行爲』 ("actio libera in Causa") の場合はここに問題外である。この種の場合に於ける可罰性は異論なきところであり、従つてそれに對しては刑法中に特別の規定を必要としない。彼れ自身の過失に原因せる一つの酩酊によりて惹起されたる無意識状態に於て、それを豫見し得ることなしに犯したる或る犯罪の行爲者を有責と宣言する一つの規定は斥けらるべきであらう。それ故に、殘されるものはたまた次の問題である。——『保安處分を存する場合には刑罰を適用せず』の型成はまた危険なる飲酒癖者にも適用され得べきか？我々かここに關するかきりに於て、我々はこれに對して原則的に然りと答へる、何故なれば、問題は異常者、即ち減弱責任能力者に關するものだからである。飲酒者收容所が設置されるのは、即ち彼等のためにである。彼等か治療したるとき、彼等は先づ條件附に釋放されねばならない。この處遇には、場合によりて一つの累進的執行の形か與へられ得るであらう、言ひ換へれば、被監置者は條件附釋放に先ちて、試みの名義に於て、主たる施設外に、即ち中間施設 (établissements intermédiaires) 内に置かれ得るであらう。しかしながら、假りにこの點に關して現に廣く行はれつつある諸學說に讓步せねばならないと考へられるにしても、刑罰はこの場合決して保安施設に於ける處遇に先立つべきで

はなく、常にその後科せらるべきものであらう。そしてこの場合には、保安施設に於ける處遇を終りたる後、裁判官は、かくのとき場合豫しめ判決に於て確定されたであらう刑罰か更らに執行せらるべきか否かを、また執行されるとすれば、如何なる程度に於て然るべきかを決定し得べきであらう。

IV 今日に至るまで我々の時代の犯罪現象に、著しき改善を見なかつた事實は、我々か慣行性犯人の名稱の下に表示するを常とする犯罪人の種範疇に繋るところか極めて尠くないのである。そこには、これ等の範疇に對して現代刑罰制度の機構を超脱する諸種の處分か取られねばならないとする確信か各方面に擴充して居る。この場合、困難は二重である。そしてそれは第一には慣行性の定義に、第二には鎮壓の種類に存するのである。私は、既に私か數次發表したる思想に従ひて、更らにこれに就きて概説するであらう。

慣行性犯人の定義に向つて、刑法草案の大部分は、數次の前科といふ思想から出發し、そして恐らくはまた、犯人か與へられたる諸條件の下に、一個の慣行的若しくは職業的犯人と思料されるものたることを要求して居る。この觀念は、一つの純外面的公準に合致するものとして、原則的に正しきものと認められた。蓋し、たた一個の犯罪ですらも向は既にその慣行性を證明するに充分であること、そしてまた凡ての故意犯と不注意によりて犯されたる凡ての犯罪とは決して同一基準の上に置かれ得るものでないであら

うことか論者の間に注意されたのは固より謬りではない。しかしそれにも拘らず、現今、或る他の方法か尙ほ實行可能であるかは、我々に於て疑問に考へられる。そこには全部の人格か検査の對象とされねはならないであらうこと、そしてそれは、犯人の精神的特異性か、凡ての蓋然性に従ひて、彼れか刑事法と衝突することなしには自由の生活を爲し得ないものたることを確認せしめるものなるか否かを見定めることに歸着せねはならないものであることは、理論上正確である。社會的安全は、この考へを基礎としてのみ、確保されるであらうことは、また疑ひない、しかしそれにも拘らず、この考へ方からは、また場合にによりて、個人自由に對する一つの餘りに大なる危険か招來されるであらうことを注意せねはならぬ。

それ故に、そこには常に考察すべき二つの原則を存する。そこには、一方に於て社會の保護の外に、更らに、他方に於て個人自由を考慮しそしてこの兩者を調和する必要を存する。この場合、固より我々に取り主たる原則か社會の保護であることを確認すべく、我々は毫も躊躇するものではないか、しかしながら、これかために、他の原則を等閑に附するの結果に到達してならないのは、また言ふまでもない。

それ故に、この點に於て、我々は今日大體に於て刑法の各種新草案か採用する諸條件を支持するの外はないと考へる。しかしながら、慣行性犯人、即ちそれに對しては刑罰の効果なき——慣行性犯人の特徴を成すものは即ちこの點である——一範疇に對して、立法者か單に一つのより厳しき刑を豫定するに止まるのては充分でない。この場合要求されるものは刑罰ではなしに、疑ひもなく、特にこの種の犯人に充當せ

られたる一施設内に改善の效を奏するまで拘留することを目的とする監置處分である。この場合、一つの不定期間に向ての自由剝奪のみか獨り事態に對應し得るものたることは、恐らく異論の餘地なきことであらう。蓋しかくのことき場合に於て、延長を許ささる一つの絶對的確定期間か施設の官吏たちに彼等の努力の興味を、そして受刑者に一つの眞面目なる改善理由を奪ふことになるであらうことは明白である。

V、本議題第二項に於ては、少年、即ち一般的に未成年に對する處遇如何か問題にされて居る。單にこの問題に對する解答か今日可能であるか否かに關するかきり、それは決して著しく困難なことは考へられない。しかしながら、そこに一つの決定的解答に達するかためには、向ほ諸般の必要なる準備研究か缺けて居る。

一九一〇年のワシントン會議に於ては、危険なる道德的傾向を現示する異常少年に對する施設の必要に關する議題か提出された。然るにそこには必要なる準備的諸研究か缺けて居たかために、討議の結果は、結局、次きの二點を明らかにすることを要請する一決議に到達するの外はなかつた——(1)、(a)、異常少年に對する諸施設に於て道德的に危険なる諸傾向を有する少年、及び(b)、感化的諸施設に於て若しくは少年審判所の審理に附せられたる少年たちの間に於て、精神的諸疾患に冒されたる少年の數及びその割合、(2)、(a)、これ等の種類の少年たちを彼等か現に在る諸施設内に引續き留らしめることを適當とするか、

に答へるあらう。

(1) 諸種の處分を言渡す権限を有するものは何人であるか、裁判官か行政官憲か？

我々は、これに對して、既に述べられたるものを援用する。我々に課せられたる問題は危険なる異常者の諸範疇に關する。そして國際行刑委員會の事業が犯罪と關係を有する人々に關聯するものであることは、就中、同委員會の規則に基きて明瞭である。最後に、我々は、我々かこの報告の序説中に於て確定したる一般的危険に關する觀念を援用する。これ等の凡ての點に立脚することによりて、獨り裁判官のみか諸種の處分を決定し且つまたこれか取消を爲す権限を有せねばならないであらうことは、我々に取りて疑ひの餘地なきことである。或る施設への保安拘置及び爾後の釋放は司法官廳の權限に屬する。しかしこの場合、裁判官か醫師との密接なる協力の下に事業を處決するであらうことは固より言ふまでもない。

裁判所は事件の凡ての特性、犯人の經歷及び犯人自身を識つて居る。裁判所は犯人の精神状態に就きて研究し、専門醫家の意見を徴し、諸種の報告及び身分帳簿を調査した。裁判所は知識の直接の淵源を有つて居る。公安及び公序か或る危険を冒すか否かの問題は法廷に於て最も完全に解明される、何故なれば、法廷に於ける審理は、病患者か外部生活に於て、また法律秩序に對して如何なる行動を爲したかを明らかにするからである。それ故に、監置若しくは施療の必要に關して決定すべく最良の地位に置かれたるものは當然裁判所てなければならぬ〔註一〕。釋放に就きてもまた、財政的若しくは私的性質の諸理由に囚はれ

ることなしに、専ら公益をのみ考慮して一般諸利益に基きてその決定を最も適當に爲し得るものは、等しく裁判所であらう。

立人〔註二〕、一九〇九年のドイツ刑法準備草案 (Avant-Projet) 理由書、總則篇二二七頁。

(2) 諸種の處分を條件附に決定する一つの言渡は如何なる點まで考慮され得るか？

この問題には慎重なる解答を必要とするであらう。一つの監置處分が犯人の現出する危険によりて必要とされたる場合、監護處分の必要を存する場合及び慣行性犯人の場合に於ては、これに就きて一つの條件附決定を與へることは不可能であるかに見える。これに反して、若しも特別なる諸條件を存するならば、飲酒癖者を専ら彼等の收容に充當せられたる保安所に、若しくは未成年者を教育所又はその他に條件附に收容する可能性を検察することは適當とされるであらう。

(3) 最後に、條件附釋放に關するかきり、刑法諸草案の多くはこの處分に倚頼すること餘りに少きに失するものと我々は考へる。條件附釋放は半責任能力者に對すると等しく責任無能力者に對してもまた望まじきものであらうと考へられる。この處分は飲酒癖者、未成年者、而かもまた例外的に、慣行性犯人に對しても考慮され得る。輔成と結合せられたる條件附釋放の手段によりて治癒と改善とを保證すべく就中適當とされるものは、まさしくこれ等の諸場合に存するであらう。

(4) 彼れの監置の經過中、被監置患者の處遇を變更することか種々の場合に於て必要とされるであらう

ことは前に述べたかごとくである。蓋し施設に對して彼れの現出する危険は、例へば、短期間のものであり得る。この時以後、種々の症状の経過に従ひて處遇の諸種の可能態を考察することか勸告され得る。現行の諸法律は必ずしも常に充分なる移動（患者の）の自由を許すものではないであらう。しかしながら、そこには既に新しい諸傾向の徴候か看取された。例へば、一九一八年のスイツツル刑法草案は、その第九十條に於て、裁判官は、何時にても、年少者を一つの再教育施設より一つの矯正施設に、また一つの矯正施設より一つの再教育施設に移し得べきことを規定して居る。またそこには更らに、裁判官は一つの再教育施設に送附せられたる或る年少者を、或る信頼を値する家庭に——そこに於ては彼れの教育か権限ある官憲によりて監督せらるべき——委託し得るであらうことか規定されて居る。

かくのとき諸規定はまさしく一般化さるべきものであらう。或ひはまた、この場合、ここに問題とされて居る諸種の異常者に對しては、裁判官に一つの一般的監置處分を言渡す權能か附與せらるべきであらう。そしてこの場合、裁判官は單に執行の期間中に、精神病醫と施設の長との意見を徴して適當なる具體的處分を決定することを要することになるであらう。ここに我々の關するところは、殊に手續上の詳細に立入ることなしに、専ら本質的なる諸點を指摘し、一般的要領を決定することに存する。このかきりに於て、そこに望まじきものは、移動のより大なる自由であり、従つてまた各疾患者の個性に従ひて各個の處分を適用すべき常により大なる諸種の可能態である、そこには、彼れの個人的諸條件に従ひて各個の疾患

者の施療若しくは監置に對應する監置型式の充分なる種類を存し、且つ被監置者を一つの型式から他の型式に合理的に移動し得ることか肝要とされる。それは凡ての進歩の、そして結局凡ての成功の本質的諸條件の一つである。

VIII

報告者

Dr. Hans Evensen,

Médecin-directeur de l'asile d'aliénés de Gausdal, Norvège.

刑罰は犯罪行為に對する社會の反動であり、そして保安處分は犯罪人の人格に對する社會の反動であるとの點に於て、そこには成年犯罪人たるものに對して、刑罰と保安處分との間に存する差異を研究することか必要とされる。結局社會の關心事たるべきものは犯人であつて特殊の犯罪行為ではないといふことに就きての理解は、疑ひもなく、刑事人類學かそれに就きて自から誇りとなし得る一つの進歩である。しかしながら、この事實は、行為に對する一つの反動を以て充分となし得る場合に犯人に對して直接反動しないことか最も人道的であり、且つ最も實際的であることを妨げるものではない。この行為に對する反動が無効なる場合、若しくは行為又は犯人に於ける他の諸事情か犯人の人格に就きての一つの詳細なる検査を

必要ならしめる性質のものである場合に於てのみ、そこには、彼れの特定の行爲に對してはなしに、犯人自體に對して社會が反動せねはならないか否かの問題を生し得るのである。

一癡狂者か或る行爲若しくは他の行爲に就きて責任能力を有するものたり得るか否か、若しくは癡狂者か、何等かの觀點に於て、刑罰の影響を受け得るものであるか否かの問題に關する凡ての理論的討議から離れて、癡狂者を處罰することか決して人道的でもなければ、また實際的でもないといふことは、一般的に承認された事實であることを、また我々はこれに斷言せねはならない。癡狂者に關するかきりに於て、そこに問題とされるものは常に彼等の人格に對する反動であつて、決して彼等の行爲に對するそれであつてはならない。

癡狂者に非ざる精神的異常者、即ち精神能力に關するその法條か形而上學的原則に基きたる諸法律の規定に於てそれか呼はれて居るかごとき所謂減弱責任能力者に對しては、特定の場合に最も克く適合せる反動の方法か選はれねはならない。一般的に、現今この點に就きて一致せる見解は、彼等に對する刑を短縮することではなしに、刑罰とは本質的に相違せる一つの處遇に彼等を服せしめることである（蓋し彼等は被拘禁者の通常の處遇に順應しかたきの故を以て）。そしてそれは、就中、彼等に獨居拘禁を免除し、彼等をもつより寛かなる紀律に服せしめ、彼等から一つより經き刑役を要求し、且つ彼等の精神状態に適合せる一つの個別的方法に従ひて彼等を處遇することに關するものである。

しかしながら、精神的異常者は被告人の通常の處遇に堪へざるものとなす見解は決して普遍的に眞實ではない。一部の著者たち〔註一〕は、減弱責任能力者の名稱の下に理解されたる人々か刑務所の通常被拘禁者と決して本質的に相違するものでないことを明白に主張して居る。その精神的異常性の顯著なる人々か、通例的に一つの刑を執行される人々の可なり重要な部分を形成することは極めて周知の事實である。それかしはしは言はれて居るかように、一つの良好に管理せられたる刑務所に於て、繼續的に規則を侵犯するものは、ただ精神的異常者のみであると主張するのは正當でない。しかしながら、他方に於て、若干の小數なる精神異常者てさへも、尙ほ時々刑務所に最も大なる諸困難を惹起し得るものであることは否定しかたい。

〔註一〕例へば、エズアルド・ライスの「*Edvard Reiss: über verminderte Zurechnungsfähigkeit von Schwerverbrechern*」『重罪犯人の減弱責任能力に就て』——*Monatschrift f. Krim, u. Strafr.* 1914, p. 308)

一精神異常者か一つの刑によりて有利なる影響を受けるであらうか否かを豫しめ斷言することは一般的に不可能である。そして現行の手續を以て、有罪判決以前に精神病的異常性を發見するのは、常に或る程度に於て偶然的賜物に屬するものであらう。そこにはただ經驗を利用するより外に爲すべき何物をも存せない。進化は、確かに、精神的異常者か損害なしに刑務所の通常の處遇に服せしめられ得ないものたるか

ためてはなく、精神的異常性は尠くとも累犯に關して極めてしはしは一個の危険を包含するものたるかために、保安處分をして刑罰に代らしめる方向に於て漸時行はれることになるであらう。

一般的に、そこには、判決を言渡すに先ちて、社會は處罰を以て満足し得るか、或ひは犯人の人格に對する反動を、言ひ換へれば保安處分の適用を必要とするかか出來得るかきり明かにされたであらうことは、疑ひもなく推定され得ることであらう。そこには、この二つの反動方法の間に於て選擇かなされねばならない。若しもそこに犯人を或る保安施設に收容すべく決定されるならば、この場合、刑罰は排斥されねばならない。この見地から出發すれば、保安處分を執行するに先ちて先づ刑罰が適用されねばならないかの問題を論議することは無用に屬する〔註二〕。保安處分もまた犯人に對して或る害惡の効果を與へるものであり、而かもまた、それは、より重き反動として、一般社會に向つて、尠くとも刑罰のそれと等しき一つの一般豫防的影響を與へる力を有するものである。

〔註二〕、保安處分の適用が決定せられたるとき、刑罰を科することの正當ならざることか官憲の間に益々了解せられつつある事實を明示する一例を引用するならば、慣行性犯人に保安拘禁を科するかためには、先づ彼れか五年以上の刑に對して尠くとも三年間その執行に服したることを必要とするイギリスに於て、内務大臣は、行刑局長の一提案に従ひて、中央刑務所附設の一諮問委員會に、既に刑の執行を経たる期間及び刑期の長短を斟酌することなしに、被拘禁者を一つの豫防拘禁施設に移送すべき提案を

爲す權能を認めたとのである。

しかしながら、そこには、社會によりて取られる正しき反動の何たるかか疑問とされる諸場合を現出し得る。この場合、社會はその選擇を將來に留保し、且つ最も重き反動手段を適用するに先ちて、先づ原則として最も寛かなる反動手段を試用する權能を保有せねばならない。それ故に、若しも社會が犯人の人格に對して反動するの必要を存したであらうことか、彼れに對して刑の執行を開始したる後に至りて始めて認知されたとすれば、この場合、我々は一つの新たな犯罪を待つことか代りに、直ちに保安處分を以て刑罰に代らしめる機會を有たねはならない。若しもそこに最早保安處分の必要を認めざるに至りたるとき直ちにこれを終了せしめるの權能が與へられて居るならば、他の意味に於て犯されたる一つの誤判か匡正され得ることになるであらう。如何なる社會利益も敢て目的以外の反動を要求するものではない。豫防拘禁に就きて一つの短期を確定する諸草案ですらも（例へば一九一七年のデンマーク草案——短期五年——のことき）、また原則に對する例外を認めて居るのである。

兎も角、保安處分を適用する決定は、凡ての場合に於て、それか癡狂者ならざる精神的異常犯人に關するかきりに於て、裁判所によりて與へられねばならないであらうことは、疑ひもなく世論の一致するところである。大多數の國に於ては、司法訴追の止むと同時に依然行政諸官憲の取締に一任されて居る癡狂者に對して、若干の草案はまた同一の手續を適用する。即ちこの場合、裁判所かそれを適用したてもあらう

諸場合に於て、癡狂者に對して保安處分を取るこの確實を期するかために、若しくは充分に有效なる理由なしにこれ等の處分か禁止されることなきかために、立法は、危険なる癡狂者に對して取るべき處分に關して特別な諸準則を定めることを必要とする。犯人の他の諸部類に關して、通常の刑事事件に於ける現今の慣例的取扱は、刑罰若しくは保安處分の助けによりて社會の反動を必要とするか否かを決定すべく、裁判所が各個の場合に於て、必要な諸材料を有することのために、一つの充分なる保障を提供するものとは言ひ難い。それが刑の執行中に必要と思料されるであらうとき、保安處分を適用すべき問題を裁判所に提出する權能か法律を以て行刑官廳に附與されることによりて、社會の安全は確保され得ることになるであらう。しかしながら犯人もまた、彼れの人格に對する反動か問題とされるとき、彼れの人格に就きての最も精細なる検査を経たる後にのみ一つの判決か言渡されるであらうことを要求する權利を有する。

保安處分を——尠くとも最も重き態様のそれを適用する決定は、犯人の精神狀態に關して一つの精神病的鑑定を爲したる後に於てのみ取られるであらうことを要求するのは、最早決して過大なる要請ではない（それは、就中、危険なる累犯者の保安措置に關する一九二二年のスウェーデン草案に於て要求されたるものである）

保安方法の選擇はこれを行政官廳に一任することを寧ろ適當とせねはならない、何故なればこれ等の方

法は爾かく多様な性質を有するものであり、そしてそれは受刑者の狀態に従ひて、而かもまた情狀に應じて、しはしは變改されねはならないのであるからである。例へば、若しも裁判所か或る癡狂者の監置を決定したとすれば、そして若しもその疾患か單に間歇的症狀に屬するものであるとすれば、その患者は、無徵候なる間歇時に於て——その間歇期間か極めて短きものでないとするは——或る他の施設に移され得ることを必要とするであらう〔註三〕。豫防拘禁の終了は單に一つの精神病の現勢ばかりではなく、また、スウェーデン草案に於けるかように、累犯危険を條件とせねはならない。精神的異常者と等しき危険性を有する或る患者に於てその疾患か治癒せる場合に於ても、この關係はまた同様である。豫防拘禁は危険性を條件とするものであつて、一時の精神狀態を條件とするものではない。それ故に、この處分は、危険か終熄する以前に中止される譯けには行かない。しかしながら、選擇すべき拘禁施設、若しくは他の各種保安處分の性質は精神狀態と調和しなければならぬ。患者か或時は癡狂者であり、或時は精神異常者である所謂の制限的精神病者の場合は最も危険なるものたり得るであらう。

〔註三〕その點に就きては筆者の次の論稿を参照されたい。Über Straf-massnahmen gegen gemeingefährliche periodisch Irre mit freien Intervallen. Bericht über die Verhandlungen des VII internationalen Kongresses für Kriminalanthropologie in Köln 1911,

そこには、一般的に、絶へず犯人の處遇に任して居る諸官憲は、また社會かその反動によりて所期す

る目的か達成されたか否かを決定すべく最も適任であらねはならないと信せられる傾向を存する。しかしながら、彼等をして單獨に行動せしめるのは決して安全ではない。保安處分の終了に關する確定的決定は決して拘禁施設の官憲に托せられる譯けには行かない。何故なれば、これ等の官憲か被監置者の將來に就きて或ひは余りに樂觀的の、或ひは余りに悲觀的の考へに囚はれ易き傾きを有するものであり、そしてその何れもか被監置者のために悲しむべきことであるのは、極めて暗安き道理だからである。草案の大多數はこれに就きての決定権を裁判所に附與する。それか癡狂者及び精神的異常者に關する場合に於てもまた同様である。保安處分の決定を爲したるも、しかし爾後親しく犯人の取扱ひに任した譯けてはない刑事裁判所か問題の解決に向つて最良の諸條件を具備せるものたらねはならないといふことか決して明白な事理でないことは確かである。裁判官は規定されたる諸形式か遵守されて居るか否かを絶へず注視することは出来ない。拘禁施設か判決を言ひ渡したる官廳の管轄区域内に在るのは例外的てしかない。これ等の施設はしはしは極めて隔在して居る、而かも裁判官はしはしは交替する。そしてこれ等の點はまさしく事態の處理を困難ならしめるものである。それ故に、この場合、決定権はこれを刑務の屬する上級官廳（司法省）に歸屬せしめることをより妥當とするであらう、蓋しこの官廳は、尠くとも刑務所、勞役場、各種保安施設の年々の報告によりて、また個人的視察によりて、常に被拘禁者との關係を保持して居るからである。それか危険なる慣行性犯人に關する場合、多數の草案は、保安處分終了の決定を與へる權限を一つの

特別裁判所に附與して居る。スウェーデン草案の『委員會』(nævnd)、就中刑務所長と一判事とがその構成に參加するデンマーク草案の『刑務裁判所』(Fængselsret)、オーストリア草案の『委員會』は即ちそれである。この解決は、凡ての場合に於て、若干の裁判官に、訴訟記録及び訴訟手續か彼等に與へ得るであらうよりも、まさしくより高き程度に於て、彼等の刑事心理學的經驗を助成する機會を與へる長所を有し、且つその裁判所の職能か全國に及はねはならない場合に於て、そこには、かくして一つのより劃一的なる裁判か保證される譯けてある。若しもこの種の特別裁判所か精神的異常者に關する決定をも等しく與へねはならないとすれば、この場合、その構成には一精神病醫を加へることか必要とされるであらう。凡ての司法制度に於て、唯一の同一組織か適當に採用されるといふことは困難であらう。この場合、要するに、保安處分の免除は、社會の安全と犯人の利益の擁護とに對する必要なる保障の下に——就中確定的免除に先ちて常に一つの長き顯證期間を置くことによりて——與へられるであらうことか眼目である。多くの場合に於て、釋放者の禁治産を要求することは、彼れに向つて彼れの職業を實行するに就きて諸種の困難を創り出すことになるであらう。監督の任を托されたる者は、條件附釋放者に對して財産管理人たる關係を有つことなしに、その任務を行ひ得るのである。

保安處分の免除を確定的に決定する同一の官廳は、若し假免除か一つの幸福なる顯證の結果を齎さなかつた場合には、この假免除を取消して更らに保安處分の續科を命する權能を有たねはならない。

處罰し又は監置するために社會か使用せねはならない諸施設は、尙ほ大部分、その設備に於て不完全であるか、或ひは今後の創設に待たねはならないものであらう。刑事司法行政か克服することを要する諸困難の大部分を容易に解決するてあらう一事は刑務所の改良であるてあらう。實際に於て、刑務所の現狀は、最大部分に於て、患者の分類制度採用以前に於ける癲狂院と同一の發達程度に在るものである。そこには謬れる平等の原則か斥けられねはならない、何故なれば、この原則は毫も被拘禁者の精神状態を斟酌することなく、性質の異なる多數の犯罪人を雜然として一つの無色なる固體中に混淆し、そして部分的に、刑務所を新たなる犯罪の一養成所たらしめるものたからである。そこには、就中、刑務施設内に於ける行狀や條件附釋放條件の存否か分類の基礎とされてはならない。分類の基礎は常に犯罪の原因的諸條件及び彼れの將來の行狀に對する推測と關聯しての被拘禁者の精神状態（從つて状態か現出する危険の問題）に存せねはならない。各刑務所内に種々の部を設置すること——新しき刑務所か建設される場合、恐らく望ましきものたるべき——を要するか、或ひはそれに對して指揮し命令する權限か常に國家に歸屬する條件の下に、既存の刑務所を殊別化することを以て満足し得るかの問題に就きての論議には、單に二次的利益をしか存せない。實際に於て、そこに一つの類別の確立か初められたのは既に久しき以來のことである（未決監、刑務所及び中央刑務所、農園刑務所及び強制労働場、年少者に對する矯正院、老廢者刑務所、精神薄弱者、癲癩病者、癲狂者及び必要觀察者に對する特別部）。類別の技術に於ける一つの興味ある

進歩は、イリノイ州ステートヴィル刑務所に於てその例を見るかことき、コッタージ制度、即ちそこに於て最良の被拘禁者をして一つの自由労働者生活を營ましめるかの圍障外小住宅の制度である。刑務所長の職は、アメリカに於けるかように、政治的賞遇として、或ひは多數の國に於けるかように、上級の退役軍人に對する地位として與へらるべきものではなく、専ら犯罪人の處遇を任とする職業的經歷を履み來りたる經驗家に托せらるべきものであるのは、恐らく自明の事柄として理解されねはならないであらう。刑罰及び豫防拘禁の期間を決定する權限を行刑官廳に附與することに對する危悞は、可なり大なる部分に於て、この種行政官憲に對する信任の缺乏に由來するものである。

若しも凡ての被拘禁者か、彼れの入監以來、一精神病醫によりて行はれる一つの徹底的検査、即ち多數の刑務所か、例へば“research laboratory”又は“laboratoire d'anthropologie pénitentiaire”等の名稱の如何に拘らず、既にこれに對する施設を存置せる精神検査に服せしめられて居るさするならば、被拘禁の服すべき處遇及び彼れか配屬せしめらるべき部屬を決定することは、刑務所の内部行政に屬する一問題たるべきであらう。それ故に、この場合、被拘禁者の通常の處遇によりて一つの有害なる影響を受くべき被拘禁者に對して取らるべき處分を立法に於て確定することは必要とされないてあらう。

減弱責任能力の問題は、刑務所に精神異常者（非癲狂者）に對する特別の部か設備されて居る場合、また等しく單純化される。若しも立法か道德的責任を刑罰の條件たらしめて居るとすれば、一つの限定的責

任能力を斟酌しないといふことは困難であらうか、しかしながら、それは減輕すべき情狀中にその地位を取り得ることになるであらう。若しまた責任能力に關する諸規定が生物學的原則に基いたものであつたならば、**精神的異常性**は、苟くもそれか罪責 (culpability) の阻却を招來するものでないかきり、そこに科せられるものか刑罰である場合には、單に刑の執行の任を有する官廳の取扱にのみ、またそこに科せられるものか一つの處遇若しくは保安處分である場合には、行政の取扱にのみ屬すべき事柄となり得るであらう。刑事裁判は單に犯罪を豫防する手段としてのみ醫療的處分の使用を爲すものであるのは固より言ふまでもない (裁判所か或る被告を一つの處遇に服せしむべき言渡を爲す場合、若しくは被告か任意にその處遇に服する義務を認めることを條件として處刑を免除する場合)。

癲狂犯人の監置に關するかきり、刑務所内に癲狂者に對する特別部を設置することによりて——假りに犯人か刑期より以上にそこに監置され得たとしても——問題は解決されて居るものではない。しかしながら、この問題は、要するに、この報告の範圍外に屬する。

精神的異常者に就きて一つの特別救濟制度を有する國は單に極めて小數に止まるものたるかきりに於て、**精神的異常者**に對して取るべき保安處分は癲狂者に對するよりも、より多くの困難を現出する。若干の國はそれの最も重要な部類としての精神薄弱者に對して、また若干の國は酒精中毒者及び癲癇病者に對して一つの救濟制度を存置する。

特に**酒精中毒者**に對しては、しはしは彼等に科せられ得る刑罰か、そこに取られねはならない保安處分に比して、より重要な結果を生ずるであらう。この場合、そこに必要とされるものは、犯人の人格に對する反動であつて、特定の犯罪行爲に對するそれではない。大多數の國に於ては、やかつて彼等の一つの處遇若しくは一つの保安拘禁に服せしめるために、先づ一つの刑罰の言渡を爲す。公安に對して危険なるか、若しくは危険となるであらうことを信すべき理由を存する酒精中毒者は、また處罰を受ける代りに、一つの飲酒癖者治療施設に於て一つの處遇に服せしめられることを要する。若しも處遇か所期の目的を達成しないか、若しくは既に試みられたるそれか無効に終つて居た場合には、他の種類の精神異常者に對するかように、彼等に對してまた他の保安處分が使用されねはならない。そしてそれに就きての授權は判決に於て與へられねはならないであらう。この處分は、彼等か行爲の當時その行爲に就きて意識を有たなかつたかために責任無能力として無罪を言渡されたる者に對しても等しく適用される。しかしそれにも拘らず、保安處分は決して凡ての場合に使用され得るものではない。一つの殺人罪若しくは一つの猥褻罪を犯したる或る者か單に保安處分のみを以て放免されるのを見るのは、疑ひもなく正義感情に衝動を與へることになるであらう。しかしながら、若しもそれか一つの輕き精神的異常性と、犯人か精神に對するその影響を豫見するを得なかつた、そしてそれか更らに反覆されるであらうことを信すべき理由なき酒精飲料の一つの偶發的使用に關するものであるならば、彼れに對する反動は保安處分以外のものでは在り

得ない。蓋しこれ以外の反動は、恰かも少量の酒精飲料を使用した結果、無意識状態に陥つたかごとき行為を一つの重き刑を以て處罰するのと同様に、また正義感情を害することになるであらう。或る治療處分が一つの満足なる結果を與へる場合、それは一般的に或る期間を経てのみ成されるものである。それ故にこの場合、そこには容易に保安措置の期間に就きて一つの制限が認められ得る（最低一年、最高三年）。無紀律なる飲酒癖者に對して強制労働を留保することは一つの利益である。

若しも刑罰によりて改善の影響を與ふべく試みられたる精神異常者か、社會若しくは或る特定せる個人の安全を危険に曝すことなしには釋放され且つ自由に生活し得ないものたることを信すべき理由を存するならば、この場合、そこには刑罰を保安處分に變更することか許されねはならない。従つて、そこには、刑期の終了と共に被拘禁者は刑務所より釋放せらるべきものとなす原則を破るか〔註四〕、或ひはまた彼れを移送すべき他の保安施設を存置することか必要とされるであらう。

〔註四〕、精神薄弱者に對する特殊の部監を有するニューヨーク州に於ては（男囚に對しては *Men's* noch に、女囚に對しては *Boys'* に）、刑期の終了したるとき、自由なる社會生活に適するものと推定せられざる被拘禁者は、二名の醫師の證明書を徴したる後、これを不定期に留置することを得る。

しかしながら、經濟的考慮が保安處分の領域に於ける望ましき諸改革に一つの障礙となることを避けるかために、そこには新規の諸施設に對するその要求を出來得るかきり制限することか必要とされるであ

らう。従つてそれが爲され得るかきりに於て、現存の諸施設を以て間に合せるように努めることか、最も所要なことであらう。それにも拘らず、適當なる他の施設を缺くの故を以て、危険者として監置すること必要なき癡狂者ならざる精神異常者に癡狂院を開放することを逡巡する譯けには行かないであらう。假令若干の隣接的諸場合は、他の患者たちに對して不都合を來すことなしに、一つの癡狂院に於て處遇され得るにしても、しかし癡狂者ならざる犯罪人の一集積は、癡狂院を出來得るかきり普通病院に類似のものたるにせむとする努力を無効に歸せしめることになるであらう。刑務所のように、精神異常犯人の監置に必要なる保安設備を有せざる通常癡狂院は到底その任を果し得るものではないであらう。この場合考慮され得るもの種々たる保安監舎 (*pavillons de Sûreté*)、特別犯罪人收容所 (*asiles criminels spéciaux*) 及びノールウエキに於て私の提案に基きて或る癡癲病院に設置せられたる極めて困難なる癡狂者に對する收容所 (即ち *ラボトヤール* デット) のそのことき中間施設 (*établissements intermédiaires*) のみてあらう。この中間施設には、特別犯罪人收容所に監置されるまでに爾かく充分なる危険性を有するものではないか、しかし一つの普通癡癲院に於ては確實に監置されかたき一つの犯罪的過去を有し若しくは有せざる癡狂者か送附されるものである。しかしながら、何れにしても精神異常者の監護は癡狂者のそれと分離して行はれることか有利とされるであらうことは、固より言ふまでもない。若しもそこに危険なる異常者に對する諸施設の特別拘禁施設が供給され得なとするならば、そこには最早刑務所と強制労働場との間に於て適宜に